

広島国税局統計書

平成 16 年 度

広島 国 税 局

広島国税局統計書

平成 16 年 度

広島 国 税 局

は じ め に

この統計書は、主として平成16年度における広島国税局管内の内国税の申告、処理、納税及びこれらに関する計数を収録したもので、この1年間の税務行政の実績を示すとともに、中国地方の経済活動の一端をも表しています。

近年、税を取り巻く環境は、高度情報化、経済のグローバル化、少子・高齢化に象徴される社会構造の変化など大きく変化しており、税に対する国民の皆様への関心も一層高まっております。このような状況のなかで、本書は、税の動きとその実態から管内の経済現象を把握するための資料として、一層、重要性を増していくものと思っております。

今回の編集に当たっては、従来同様に図表を取り入れるとともに、統計数値の継続性を維持し、少しでも利用しやすく、かつ、親しみやすいものとなるよう努めました。

この統計書が、従来にも増して各分野で有効に利用されるとともに、税に対する正しい理解と認識を深めるための一助となれば幸いです。

平成18年6月

広島国税局長 平 沼 貞 次

統計書利用上の注意

1 国税庁の統計調査の概要

国税庁の統計調査は、35種類の一般調査と主要税目(申告所得税、源泉所得税、法人税)について実施している3種類の特別調査からなっている。

一般調査は、大部分のものは税務署において調査したものを国税局及び国税庁が取りまとめ集計したものであるが、これらは税務署が統計作成のために特別な調査を行うものでなく、事務処理の過程から作成されるものである。また、特別調査である申告所得税標本調査及び会社標本調査は、税務署が作成した調査票を、国税庁において集計して結果表を作成したものであり、民間給与統計調査は、一部の抽出された源泉徴収義務者が作成した調査票を、国税庁において集計し結果表を作成したものである。

なお、これら3種類の特別調査結果については、国税庁において若干の分析を行った上、別途刊行物により一般に公表している。

2 利用上の注意

(1) 構成

イ 全体の構成は、Ⅰ総括、Ⅱ直接国税、Ⅲ間接国税、Ⅳ徴収及びⅤその他の5編からなっており、Ⅱ直接国税及びⅢ間接国税については税目ごとに配列している。

ロ 計数は、広島国税局全管分を登載しており、主要な計数については、5年間の累年比較及び税務署別の計数を掲げている。又、これらの計数の大部分は、従来のもものと継続して利用することができる。

(2) 各表間の関連計数

賦課関係各表と国税徴収表の計数は、調査期間又は調査時点の相違により符合しない。

(3) 単位及び計数の処理方法

イ 各表の計数は、単位未満を四捨五入している。したがって、それぞれの内容と計又は合計が符合していない場合がある。

ロ 各表の単位未満の計数は「0」、皆無又は該当計数のないときは「-」、計数不明の場合は「…」、負の計数は「△」と表示している。

ハ 表中の「×」は、情報を保護する観点から計数を秘匿した箇所である。

(4) 調査期間と調査時点

調査期間及び調査時点は各統計表ごとに掲げたが、主な統計表の調査期間と調査時点は次ページのとおりである。

この統計書についてのご意見、ご感想又は計数についてのお問い合わせは、次へご連絡ください。

〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号

広島国税局総務部企画課

電話 (082) 221-9211 内線3662・3663

主な統計表の調査対象期間と調査時点

	平成16年												平成17年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
申告所得税	平成16年分の所得税について、平成17年3月31日までに申告又は処理したもの												所得											
													申告又は処理											
源泉所得税	平成16年分の所得税について、平成17年4月30日までに法定資料の合計表の提出のあったもの												所得											
													合計表の提出											
法人税	平成16年2月1日から平成17年1月31日までに事業年度の終了した法人について平成17年6月30日までに申告又は処理したもの												事業年度が終了した法人											
													申告又は処理											
相続税	平成16年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年10月31日までに申告又は処理したもの												相続又は遺贈											
													申告又は処理											
贈与税	平成16年分の贈与について、平成17年6月30日までに申告又は処理したもの												贈与											
													申告又は処理											
消費税	平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に終了した課税期間分の消費税について、平成17年6月30日までに申告又は処理したもの												課税原因(個人事業者)											
													申告又は処理											
													課税原因(法人)											
													申告又は処理											
酒税	平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月30日までに申告又は処理したもの												課税原因											
													申告又は処理											
航空機燃料税 電源開発促進税 たばこ税及び たばこ特別税 揮発油税及び 地方道路税 石油ガス税 石油石炭税	平成16年4月1日から平成17年3月31日までの課税実績												課税原因											
													課税(申告又は処理)											
印紙税	平成16年4月1日から平成17年3月31日までに現金納付のあったもの												証書等の作成											
													現金納付											

目 次

平成 16 年度統計調査結果の概要

1	管内国税収入の推移	2
2	申告所得税	3
3	源泉所得税	4
4	法人税	5
5	相続税	5
6	贈与税	6
7	消費税	7
8	酒 税	7
9	たばこ税及びたばこ特別税	8
10	印紙税	9
11	揮発油税及び地方道路税	9
12	石油ガス税	9
13	石油石炭税	10
14	航空機燃料税	10
15	電源開発促進税	10
16	国税徴収	11
17	国税滞納	12

第 I 編 総 括

1	総 括	
1-1	広島国税局管内国税収入の概要	
	税目別徴収決定済額の累年比較	14
1-2	管轄表	
	管轄表	16
1-3	広島国税局及び税務署機構	
(1)	機構図	18
(2)	税務署機構	19

第Ⅱ編 直接国税

2 申告所得税

◇統計表を見るに当たって	22
2-1 課税状況	
(1) 申告及び処理状況	26
(2) 既往年分の課税状況	28
(3) 減免状況	28
(4) 税務署別課税状況	30
2-2 所得階級別人員	
(1) 所得者区分別人員	32
(2) 青色申告者数	33
(3) 税務署別人員	34
2-3 所得種類別状況	
(1) 所得種類別内訳	40
(2) 人員の累年比較	41
(3) 所得金額の累年比較	41
(4) 業種別内訳	42

3 源泉所得税

◇統計表を見るに当たって	43
(1) 利子所得等の課税状況	44
(2) 配当所得の課税状況	44
(3) 給与所得、退職所得の課税状況	46
(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較	46
(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況	46
(6) 報酬、料金等の課税状況	47
(7) 非居住者等所得の課税状況	48
(8) 加算税の状況	48
(9) 税務署別課税状況	50
(10) 税務署別源泉徴収義務者数	51

4 法人税

◇統計表を見るに当たって	52
4-1 課税状況	
(1) 現事業年度分の課税状況	54
(2) 既往事業年度分の課税状況	56
(3) 税務署別課税状況	58

4-2 法人数	
(1) 法人数等	60
(2) 税務署別法人数	61
(3) 業種別、資本金階級別法人数等	62
(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等	68
(5) 税務署別、資本金階級別法人数等	72
(6) 決算期別、資本金階級別法人数等	74
5 相続税	
◇ 統計表を見るに当たって	76
5-1 課税状況	
(1) 課税状況	77
(2) 課税状況の累年比較	75
(3) 申告及び処理状況	78
(4) 加算税の状況	78
(5) 税務署別課税状況	79
5-2 相続財産種類別・階級別状況	
(1) 相続財産種類別状況	80
(2) 相続財産価格階級別状況	81
(3) 法定相続人員別被相続人の数	81
6 贈与税	
◇ 統計表を見るに当たって	82
6-1 課税状況	
(1) 課税状況	83
(2) 課税状況の累年比較	83
(3) 申告及び処理状況	84
(4) 加算税の状況	84
(5) 税務署別課税状況	85
6-2 贈与財産種類別・階級別状況	
(1) 贈与財産価額階級別状況	86
(2) 贈与財産種類別状況	87

第Ⅲ編 間接国税

7 消費税

◇統計表を見るに当たって	90
(1) 課税状況	91
(2) 課税事業者等届出件数	91
(3) 税務署別課税状況	92

8 酒税

◇統計表を見るに当たって	98
8-1 酒税関係総括表	
酒税関係総括表	99
8-2 課税状況	
(1) 課税状況	100
(2) 課税数量の累年比較	100
(3) 酒税額の累年比較	101
8-3 酒類製成、販売	
(1) 酒類製成及び手持数量	102
(2) 製成数量の累年比較	102
(3) 酒類販売(消費)数量	104
(4) 県別販売(消費)数量の累年比較	104
(5) 税務署別酒類販売(消費)数量	106
8-4 酒類免許	
(1) 酒類製造免許場数等	108
(2) 酒母及びもろみの製造場数	109
(3) 酒類販売免許場数等	109
(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数	110

9～15 消費税、酒税以外の間接税

◇統計表を見るに当たって	112
--------------	-----

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況	114
(2) 製造場数	114

10 印紙税

(1) 課税状況	115
(2) 課税状況の累年比較	115

11 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況	116
(2) 関係場数	116

12	石油ガス税	
	(1) 課税状況	117
	(2) 関係場数	117
13	石油石炭税	
	(1) 課税状況	118
	(2) 関係場数	118
14	航空機燃料税	
	(1) 課税状況	119
	(2) 関係場数	119
15	電源開発促進税	
	(1) 課税状況	120
	(2) 関係場数	120

第IV編 徴 収

16～19	徴収関係各表	
	◇ 統計表を見るに当たって	122
16	国税徴収	
	16-1 国税徴収状況	
	(1) 国税徴収状況	124
	(2) 税務署別国税徴収状況	126
	16-2 物納及び年賦延納	
	(1) 物納状況	134
	(2) 物納状況の累年比較	134
	(3) 物納財産の内訳	135
	(4) 年賦延納状況	135
	(5) 年賦延納状況の累年比較	134
17	国税滞納	
	(1) 滞納状況	136
	(2) 税務署別滞納状況	138
18	還付金	
	還付金の支払決定の状況	140
19	国税振替納税	
	振替納税利用状況	141

第V編 その他

20～24 その他

◇統計表を見るに当たって	144
20 不服審査	
(1) 異議申立て	146
(2) 審査請求	146
21 訴訟事件	
(1) 国側被告事件	148
(2) 国側原告事件(徴収関係)	150
22 直接国税犯則事件	
(1) 起訴事件数	151
(2) 有罪に係る人員及び金額	151
(3) 犯則者違反行為別件数	151
23 間接国税犯則事件	
(1) 検挙及び処理の状況	152
(2) 通告処分及び履行状況	154
(3) 酒税の違反行為別検挙件数等	156
(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数	156
24 税理士	
税理士登録者数	158

付 録

1 所得税の控除及び税率の変遷	160
2 法人税の税率の変遷	164
3 酒類の税率の変遷	165
4 たばこの税率の変遷	165
5 平成16年度税制改正の要綱	166

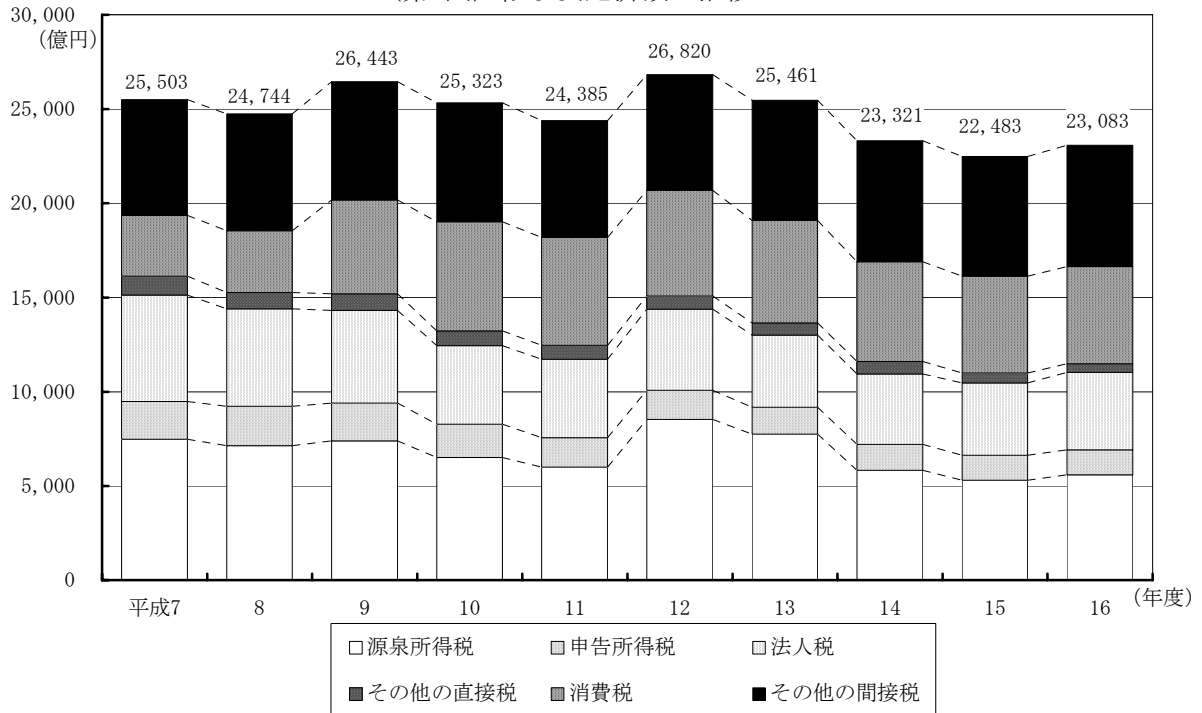
平成 16 年度
統計調査結果の概要

平成16年度統計調査結果の概要

1 管内国税収入の推移

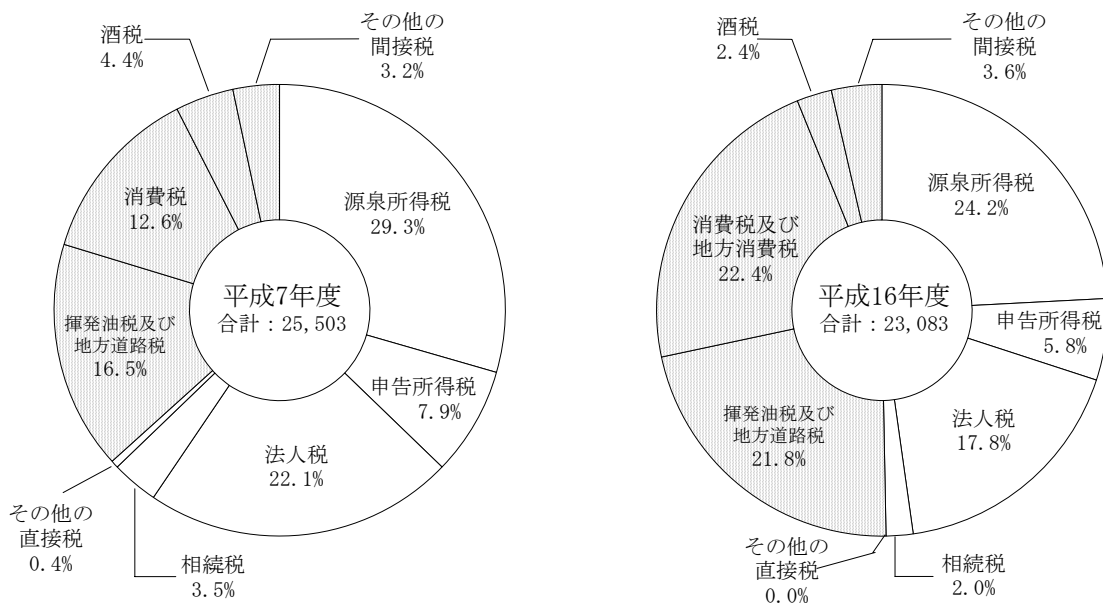
(1) 平成16年度における徴収決定済額は、2兆3,083億円(前年2兆2,483億円)で前年に比べて600億円(伸び率 2.7%)の増加となっている。(第1図参照)

(第1図) 徴収決定済額の推移



(2) 徴収決定済額を税目別の構成比で見ると、源泉所得税24.2%(前年23.6%)、消費税及び地方消費税22.4%(前年22.8%)、揮発油税及び地方道路税21.8%(前年21.7%)、法人税17.8%(前年17.0%)、申告所得税5.8%(前年5.9%)となっている。(第2図参照)

(第2図) 徴収決定済額の税目別構成比



2 申告所得税

(1) 平成16年分の確定申告により申告納税額のあった者は464,315人(前年433,592人)で前年に比べて30,723人(伸び率 7.1%)増加している。

これを所得者別にみると、事業所得者118,112人(前年115,286人)、その他所得者346,203人(前年318,306人)となっている。(第3表参照)

(第3表) 申告納税者数

区 分	申 告 納税者数	事業所得者		そ の 他 所 得 者	
		人	人	人	人
平成12年分	470,937	136,670	334,267		
13	454,438	127,753	326,685		
14	434,149	119,008	315,141		
15	433,592	115,286	318,306		
16	464,315	118,112	346,203		

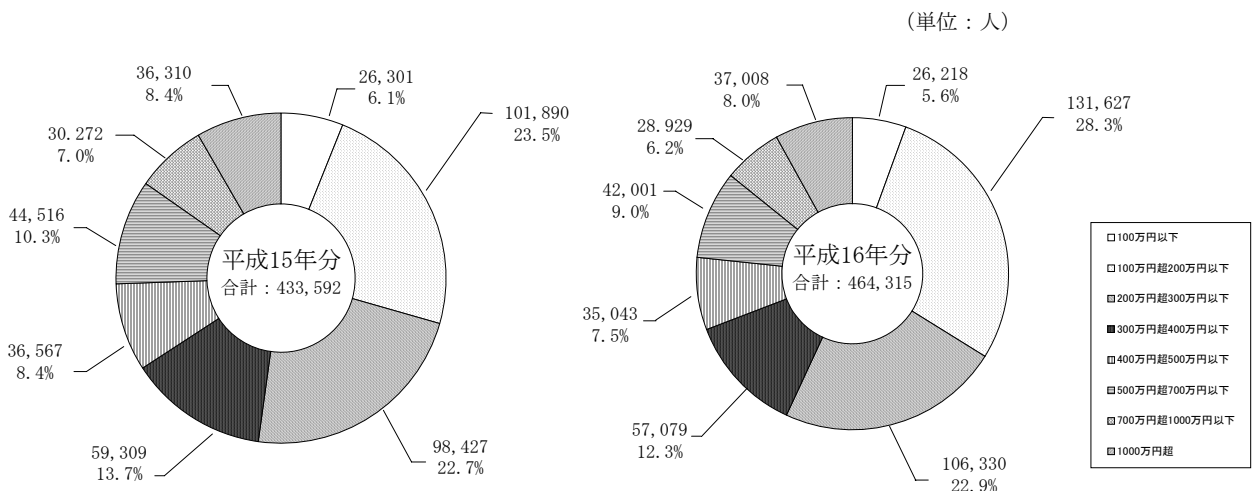
また、これに対する総所得金額等は2兆851億円(前年2兆257億円)、申告納税額は1,006億円(前年982億円)で、前年に比べて総所得金額等は595億円(2.9%)、申告納税額は23億円(2.4%)と、共に増加している。(第4表参照)

(第4表) 総所得金額等、申告納税額

区 分	総所得金額等		申告納税額	
	億円	伸び率 %	億円	伸び率 %
平成12年分	22,529	△ 1.8	1,151	0.2
13	21,678	△ 3.8	1,091	△ 5.2
14	20,476	△ 5.5	1,016	△ 6.9
15	20,257	△ 1.1	982	△ 3.3
16	20,851	2.9	1,006	2.4

(2) 申告納税者数を合計所得階級別にみると、100万円以下の者26,218人(構成比5.6%)、100万円超200万円以下の者131,627人(構成比28.3%)、200万円超300万円以下の者106,330人(構成比22.9%)、300万円超400万円以下の者57,079人(構成比12.3%)、400万円超500万円以下の者35,043人(構成比7.5%)、500万円超700万円以下の者42,001人(構成比9.0%)、700万円超1,000万円以下の者28,929人(構成比6.2%)、1,000万円超の者37,008人(構成比8.0%)となっている。(第5図参照)

(第5図) 合計所得階級別の申告納税者数



3 源泉所得税

(1) 平成16年分の源泉徴収税額は5,382億円(前年5,299億円)で前年に比べて83億円(1.6%)増加している。

これを種類別にみると、給与所得は4,166億円から4,276億円へと109億円(2.6%)増加、利子所得等は444億円から395億円へと50億円(△11.2%)減少している。

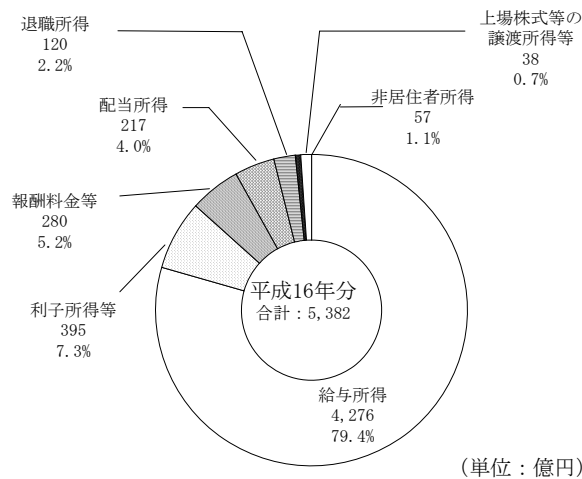
(第6表参照)

(第6表) 源泉徴収税額

区 分	給与所得	利子所得等	配当所得	その他	計	伸び率
						億円
平成12年分	4,615	2,189	228	683	7,715	26.9
13	4,531	2,908	225	585	8,249	6.9
14	4,363	699	254	565	5,880	△ 28.7
15	4,166	444	231	458	5,299	△ 9.9
16	4,276	395	217	494	5,382	1.6

また、種類別に構成比をみると、給与所得79.4%(前年78.6%)、利子所得等7.3%(前年8.4%)、配当所得4.0%(前年4.4%)となっている。(第7図参照)

(第7図) 種類別の源泉徴収税額構成比



(2) 源泉徴収義務者は、409,930件(前年411,977件)で、前年に比べて2,047件(△0.5%)の減少となっている。

これを種類別にみると、給与所得212,698件(前年213,597件)、報酬・料金等182,795件(前年186,769件)、配当所得7,513件(前年7,485件)となっている。(第8表参照)

(第8表) 種類別の源泉徴収義務者数

区 分	給与所得	報酬・料金等	配当所得	その他	計	伸び率
						件
平成12年分	220,410	188,670	8,765	4,604	422,449	△ 0.7
13	217,209	187,610	8,441	4,561	417,821	△ 1.1
14	215,051	190,461	7,823	4,396	417,731	0.0
15	213,597	186,769	7,485	4,126	411,977	△ 1.4
16	212,698	182,975	7,513	6,744	409,930	△ 0.5

(注) 各年分とも、翌年6月30日現在の源泉徴収義務者数を示している。

4 法人税

平成16年分の法人数は155,971社(前年156,470社)で、前年に比べて499社(△0.3%)減少している。

平成16年分の所得金額は1兆2,923億円(前年1兆1,731億円)で、前年に比べて1,192億円(10.2%)増加している。

また、これに対する税額は3,621億円(前年3,400億円)で、前年に比べて221億円(6.5%)増加している。(第9表参照)

(第9表) 法人数、所得金額、税額

区 分	法人数		所得金額		税 額	
	社	伸び率	億円	伸び率	億円	伸び率
平成12年分	153,248	0.0	13,189	20.5	3,728	5.1
13	156,104	1.9	13,142	△ 0.4	3,768	1.0
14	156,872	0.5	10,905	△ 17.0	3,113	△ 17.4
15	156,470	△ 0.3	11,731	7.6	3,400	9.2
16	155,971	△ 0.3	12,923	10.2	3,621	6.5

(注) 各年分とも、その年の2月1日から翌年1月31日までに事業年度が終了した法人(清算中を除く)について示している。

5 相続税

(1) 平成16年分の相続人数は6,733人(前年6,871人)、被相続人数は2,394人(前年2,410人)で、前年に比べて相続人数は138人(△2.0%)、被相続人数は16人(△0.7%)それぞれ減少している。

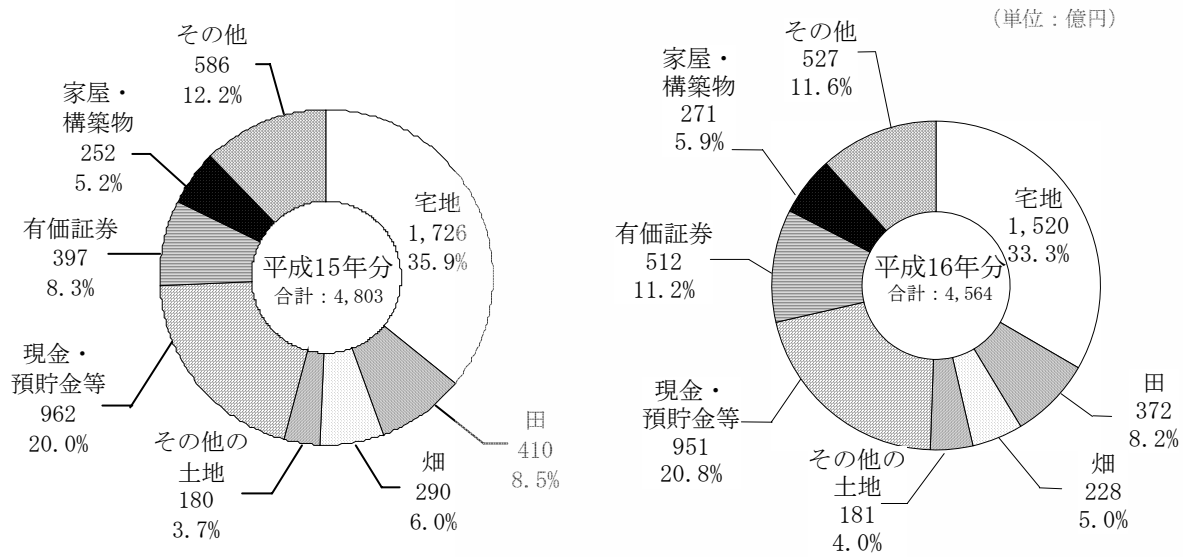
また、相続税の課税価格は4,147億円(前年4,319億円)、納付税額は277億円(前年312億円)で、前年に比べて課税価格は172億円(△4.0%)、納付税額は35億円(△11.3%)それぞれ減少している。(第10表参照)

(第10表) 相続人数、課税価格、納付税額、被相続人数

区 分	相続人数		課税価格		納付税額		被相続人数	
	人	伸び率	億円	伸び率	億円	伸び率	人	伸び率
平成12年分	8,164	△ 1.2	5,429	△ 2.3	439	△ 6.2	2,796	△ 1.4
13	7,376	△ 9.7	5,061	△ 6.8	457	4.1	2,544	9.0
14	7,292	△ 1.1	4,980	△ 1.6	436	△ 4.6	2,543	0.0
15	6,871	△ 5.8	4,319	△ 13.3	312	△ 28.4	2,410	△ 5.2
16	6,733	△ 2.0	4,147	△ 4.0	277	△ 11.3	2,394	△ 0.7

(2) 相続税の取得財産価額を種類別にみると、土地2,302億円(構成比50.4%)現金・預貯金等951億円(構成比20.8%)、有価証券512億円(構成比11.2%)となっている。(第11図参照)

(第11図) 相続税の種類別取得財産価額



6 贈与税

(1) 平成16年中に贈与を受けた者は19,115人(前年18,668人)で、前年に比べて447人(2.4%)増加している。

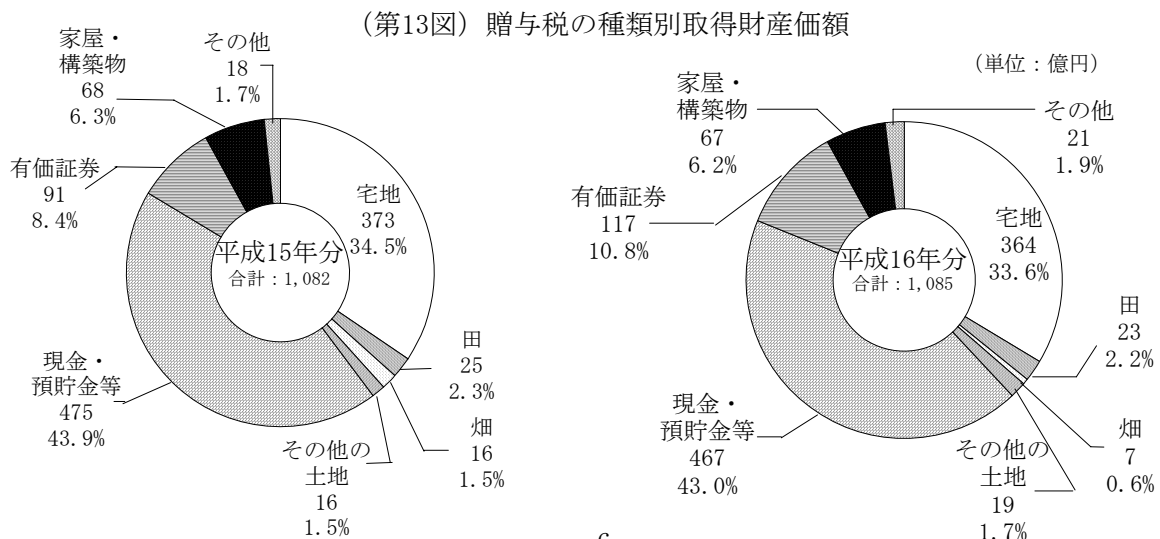
また、贈与税の取得財産価額は1,086億円(前年1,082億円)、納付税額は37億円(前年31億円)で、前年に比べて取得財産価額は4億円(0.4%)増加し、納付税額は6億円(18.4%)増加している。(第12表参照)

(第12表) 贈与を受けた者数、取得財産価額、納付税額

区分	贈与を受けた者数		取得財産価額		納付税額	
	人	伸び率 (%)	億円	伸び率 (%)	億円	伸び率 (%)
平成12年分	19,472	△ 10.6	521	△ 9.9	32	△ 8.6
13	16,546	△ 15.0	584	12.2	29	△ 9.4
14	15,966	△ 3.5	576	△ 1.4	25	△ 13.8
15	18,668	16.9	1,082	87.8	31	24.0
16	19,115	2.4	1,086	0.4	37	18.4

(2) 贈与税の取得財産価額を種類別にみると、土地 413 億円(構成比 38.1%)、現金・預貯金等 467 億円(構成比 43.0%)、有価証券 117 億円(構成比 10.8%)となっている。

(第13図参照)



7 消費税

(1) 申告件数

平成16年度分の消費税の申告件数は117,153件(前年114,116件)で、うち納税申告は113,006件(前年110,578件)、還付申告は4,147件(前年3,538件)となっている。納税申告の内訳は、一般申告が61,046件(前年54,864件)、簡易申告が51,960件(前年55,714件)である。

また、申告件数117,153件のうち、個人事業者は21,810件(前年23,195件)、法人は95,343件(前年90,921件)となっている。

(2) 納税申告額

平成16年度分の消費税の納税申告額は3,773億円(前年3,820億円)で、うち一般申告3,363億円(前年3,345億円)、簡易申告410億円(前年475億円)となっている。

(3) 還付税額

平成16年度分の消費税の還付税額は376億円(前年370億円)で、うち個人事業者は6億円(前年4億円)、法人は370億円(前年366億円)となっている。

(4) 課税事業者(選択)届出件数

平成16年度末(平成17年3月末現在)の消費税の課税事業者届出件数は199,790件(前年134,926件)となっている。

また、課税事業者選択届出件数は、3,714件(前年3,511件)となっている。

(第14表) 消費税の申告件数、納税申告額、還付税額、課税事業者(選択)届出件数

区 分	納 税 申告件数	納税申告額	還付 申告件数	還付税額	課税事業者 届出件数	課税事業者 選択届出件数
	件	億円	件	億円	件	件
平成12年度	121,534	4,152	3,388	236	124,878	3,488
13	116,133	3,995	3,626	218	125,051	3,563
14	113,517	3,916	3,541	216	122,376	3,428
15	110,578	3,820	3,538	370	134,926	3,511
16	113,006	3,773	4,147	376	199,790	3,714

8 酒 税

(1) 平成16年度における酒税の税額は564億円(前年614億円)で、前年に比べて50億円(△8.2%)減少している。

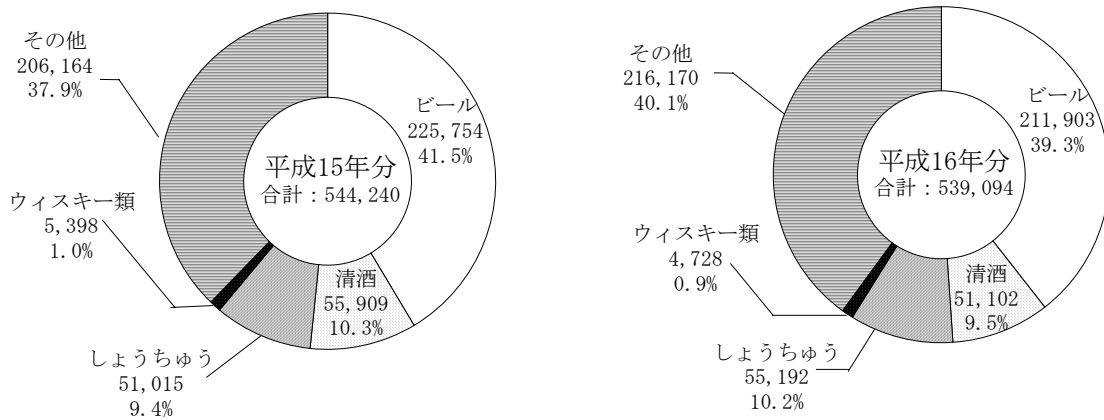
また、販売(消費)数量は539,094k1(前年544,240k1)で、前年に比べて5,146k1(△0.9%)減少している。(第15表参照)

(第15表) 酒税の税額、販売(消費)数量

区 分	税 額		販売数量 (消費)	
	億円	伸び率 %	k1	伸び率 %
平成12年度	636	△ 9.5	574,975	△ 1.6
13	597	△ 6.2	575,174	0.0
14	611	2.4	569,529	△ 1.0
15	614	0.5	544,240	△ 4.4
16	564	△ 8.2	539,094	△ 0.9

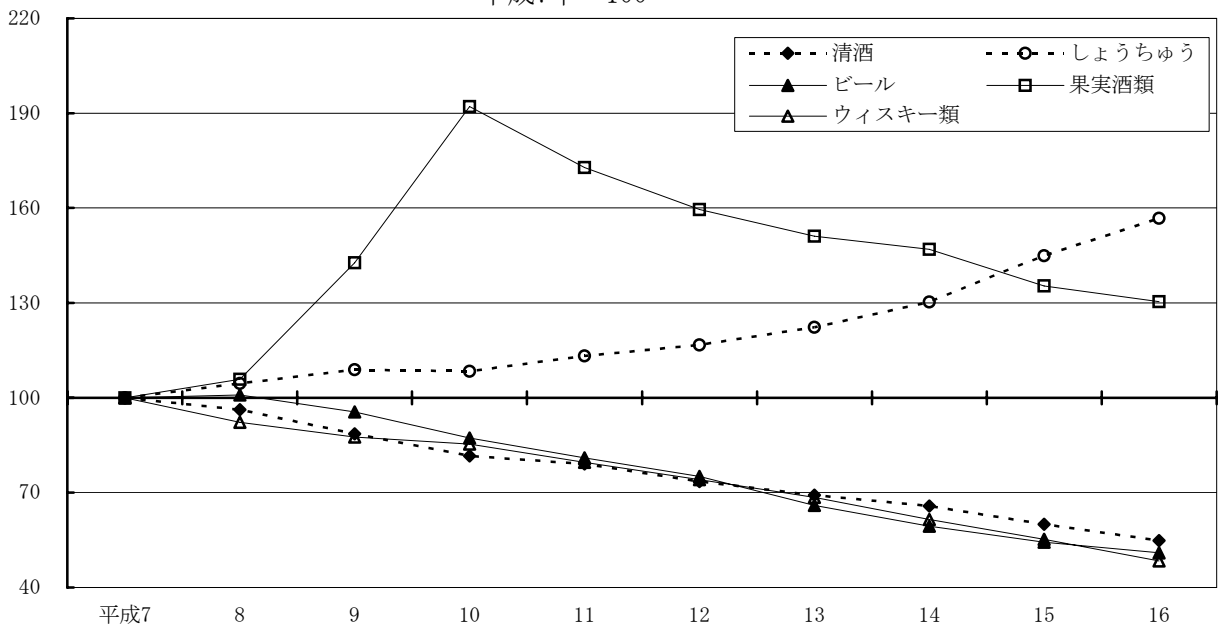
(2) 販売(消費)数量を種類別に前年と比べると、ビールは225,754klから211,903kl(構成比39.3%)へと13,851kl(△6.1%)減少している。(第16図参照)

(第16図) 種類別の販売(消費)数量



(3) 販売(消費)数量の伸びを平成7年度を100とした場合の指数でみると、しょうちゅう157、果実酒類130と増加しているのに対し、清酒55、ビール51、ウイスキー類48とそれぞれ減少している。(第17図参照)

(第17図) 種類別販売(消費)数量の伸び
平成7年=100



9 たばこ税及びたばこ特別税

平成16年度におけるたばこ税及びたばこ特別税の課税標準金額(数量)は、12,009百万本(前年12,571百万本)で前年に比べて562百万本(伸び率△4.5%)減少している。

また、税額は467.6億円(前年469.9億円)で、前年に比べて2.3億円(△0.5%)減少している。(第18表参照)

(第18表) たばこ税及びたばこ特別税の課税標準数量、税額

区 分	課税標準数量 (数量)	伸 び 率		税 額	伸 び 率	
	百万本		%	億円		%
平成12年度	14,185	△	3.2	495.0	△	5.0
13	13,850	△	2.4	483.4	△	2.3
14	13,214	△	4.6	461.2	△	4.6
15	12,571	△	4.9	469.9		1.9
16	12,009	△	4.5	467.6	△	0.5

10 印紙税

平成16年度における印紙税(現金納付分)の税額は、62.7億円(前年62.8億円)で、前年に比べて0.2億円(△0.3%)減少している。

また、納税人員は6,540人(前年6,448人)で、前年に比べて92人(1.4%)増加している。(第19表参照)

(第19表) 印紙税の税額、納税人員

区 分	税 額	伸 び 率		納税人員	伸 び 率	
	億円		%	人		%
平成12年度	64.8		0.0	7,240	△	3.2
13	64.3	△	0.9	6,937	△	4.2
14	63.9	△	0.6	6,846	△	1.3
15	62.8	△	1.7	6,448	△	5.8
16	62.7	△	0.3	6,540		1.4

11 揮発油税及び地方道路税

平成16年度における揮発油税及び地方道路税の課税数量は8,627千k1(前年8,285k1)で、前年に比べて342千k1(4.1%)増加している。

また、税額は4,641億円(前年4,457億円)で、前年に比べて184億円(4.1%)増加している。(第20表参照)

(第20表) 揮発油税及び地方道路税の課税数量、税額

区 分	課税数量	伸 び 率		税 額	伸 び 率	
	千k1		%	億円		%
平成12年分	7,921		0.4	4,262		0.4
13	8,420		6.3	4,530		6.3
14	8,431		0.1	4,536		0.1
15	8,285	△	1.7	4,457	△	1.7
16	8,627		4.1	4,641		4.1

12 石油ガス税

平成16年度における石油ガス税の課税重量は84,111トン(前年83,346トン)で、前年に比べて765トン(0.9%)増加している。

また、税額は14.7億円(前年14.6億円)で、前年に比べて0.1億円(0.9%)増加している。(第21表参照)

(第21表) 石油ガス税の課税重量、税額

区 分	課税重量	伸 び 率		税 額	伸 び 率	
			%			%
平成12年分	トン 82,125	△	1.8	億円 14.4	△	1.4
13	80,708	△	1.7	14.0	△	2.4
14	81,928		1.5	14.3		2.1
15	83,346		1.7	14.6		2.1
16	84,111		0.9	14.7		0.9

13 石油石炭税

平成16年度における石油石炭税の課税数量は1,701 t で、税額391千円となっている。

14 航空機燃料税

平成16年度における航空機燃料税の課税数量は122,245kl(前年165,986kl)で、前年に比べて43,741kl(△26.4%)減少している。

また、税額は31.2億円(前年42.2億円)で、前年に比べて10.9億円(△26.0%)減少している。(第22表参照)

(第22表) 航空機燃料税の課税数量、税額

区 分	課税数量	伸 び 率		税 額	伸 び 率	
			%			%
平成12年分	kl 122,061		8.1	億円 30.3		7.8
13	134,370		10.1	33.6		10.8
14	153,369		14.1	38.9		15.8
15	165,986		8.2	42.2		8.5
16	122,245	△	26.4	31.2	△	26.0

15 電源開発促進税

平成16年度における電源開発促進税の販売電気の電力量は59,991百万kw/時(前年57,413百万kw/時)で、前年に比べて2,578百万kw/時(4.5%)増加している。

また、税額は255億円(前年251億円)で、前年に比べて4億円(1.7%)増加している。(第23表参照)

(第23表) 電源開発促進税の電力量、税額

区 分	販売電気の 電 力 量	伸 び 率		税 額	伸 び 率	
			%			%
平成12年分	百万 k w/時 56,420		3.9	億円 251		3.7
13	55,476	△	1.7	247	△	1.7
14	57,112		2.9	254		2.8
15	57,413		0.5	251	△	1.2
16	59,991		4.5	255		1.7

16 国税徴収

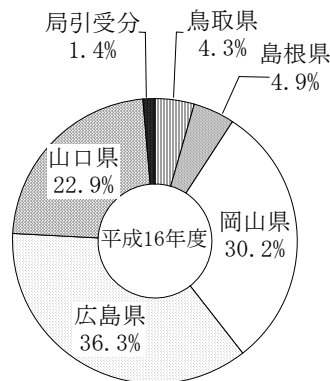
(1) 平成16年度の徴収決定済額を税目別にみると、源泉所得税が5,589億円(前年5,298億円)、消費税が5,161億円(前年5,135億円)、法人税が4,104億円(前年3,827億円)、申告所得税が1,331億円(前年1,337億円)、相続税460億円(前年528億円)となっている。(第24表参照)

(第24表) 税目別徴収決定済額

区 分	平成15年度		平成16年度		伸び率
	億円	構成比 %	億円	構成比 %	
源泉所得税	5,298	23.6	5,589	24.2	5.5
消 費 税	5,135	22.8	5,161	22.4	0.5
法 人 税	3,827	17.0	4,104	17.8	7.2
申告所得税	1,337	5.9	1,331	5.8	△ 0.5
相 続 税	528	2.3	460	2.0	△ 13.0
そ の 他	6,358	28.3	6,438	27.9	1.3
計	22,483	100.0	23,083	100.0	2.7

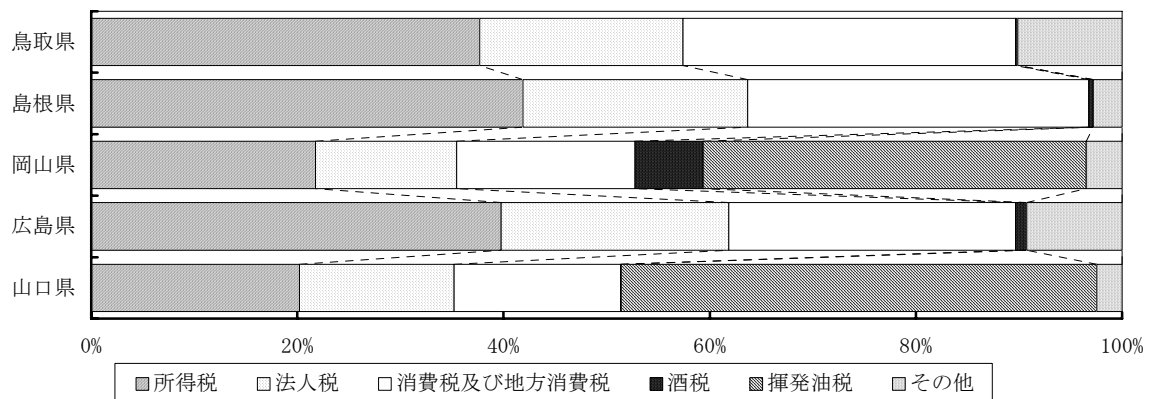
(2) 県別に徴収決定済額をみると、鳥取県996億円(構成比4.3%)、島根県1,128億円(構成比4.9%)、岡山県6,982億円(構成比30.2%)、広島県8,374億円(構成比36.3%)、山口県5,283億円(構成比22.9%)となっている。(第25図参照)

(第25図) 県別徴収決定済額



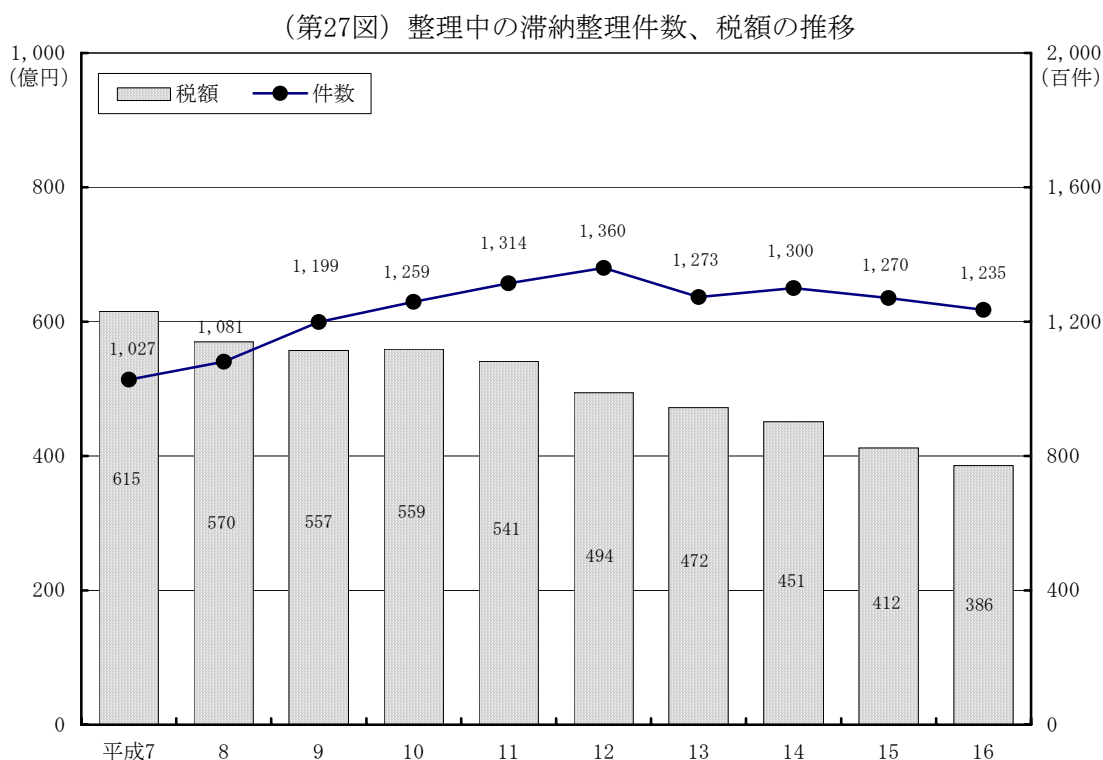
また、県別に主要税目の構成を見ると、各県とも所得税が高い比率となっているが、岡山県及び山口県では揮発油税及び地方道路税の比率が、それぞれ37.2%、46.1%と高くなっている。(第26図参照)

(第26図) 県別徴収決定済額の構成



17 国税滞納

(1) 平成16年度末における国税の整理中の滞納は123,532件(前年126,978件)、386億円(前年412億円)であり、前年度に比べて件数は3,446件(△2.7%)、税額は26億円(△6.3%)と、共に減少している。(第27図参照)



(2) 整理中の滞納を税目別に見ると、申告所得税が158億円(前年169億円)、消費税98億円(前年107億円)、法人税52億円(前年52億円)となっている。(第28表参照)

(第28表) 税目別整理中の滞納

区 分	平成15年度		平成16年度		伸び率
	件 数	税 額	件 数	税 額	
	件	億円	件	億円	%
源泉所得税	16,680	72	15,374	66	△ 8.9
申告所得税	73,373	169	73,835	158	△ 6.6
法人税	4,646	52	4,382	52	△ 0.7
相続税	853	11	811	13	12.4
消費税	31,240	107	28,934	98	△ 8.7
その他	186	0	196	0	△ 11.1
計	126,978	412	123,532	386	△ 6.3

第 I 編 総 括

1 総 括

1 総 括

1 - 1 広島国税局管内国税収入の概要

税目別徴収決定済額の累年比較

区 分	平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
全 管 計	2,550,346,231	100.0	2,474,381,583	100.0	2,644,258,061	100.0	2,532,330,651	100.0	2,438,518,405	100.0	
国 税 局 分	38,983,986	1.5	42,787,368	1.7	43,718,521	1.7	44,182,629	1.7	44,449,959	1.8	
鳥 取 県	119,099,597	4.7	113,958,841	4.6	125,656,739	4.8	120,764,029	4.8	117,578,168	4.8	
島 根 県	151,129,486	5.9	140,003,837	5.7	162,422,698	6.1	152,251,661	6.0	147,443,276	6.0	
岡 山 県	749,145,419	29.4	737,422,083	29.8	765,989,554	29.0	756,177,406	29.9	737,219,828	30.2	
広 島 県	968,651,461	38.0	921,255,612	37.2	978,983,682	37.0	911,869,958	36.0	852,873,454	35.0	
山 口 県	523,336,282	20.5	518,953,842	21.0	567,486,867	21.5	547,084,969	21.6	538,953,722	22.1	
所 得 税	源泉所得税	747,395,554	29.3	714,281,447	28.9	739,010,246	27.9	650,442,149	25.7	599,880,402	24.6
	申告所得税	201,667,481	7.9	208,429,863	8.4	201,494,107	7.6	176,787,165	7.0	155,987,698	6.4
	計	949,063,035	37.2	922,711,310	37.3	940,504,353	35.6	827,229,314	32.7	755,868,100	31.0
法 人 税	564,375,694	22.1	516,649,915	20.9	491,280,629	18.6	417,806,194	16.5	416,993,735	17.1	
法 人 特 別 税	225,132	0.0	119,576	0.0	68,787	0.0	42,752	0.0	28,051	0.0	
法 人 臨 時 特 別 税	58,733	0.0	48,438	0.0	34,446	0.0	23,962	0.0	19,526	0.0	
相 続 税	89,065,761	3.5	80,078,913	3.2	82,225,589	3.1	76,138,054	3.0	73,132,123	3.0	
地 価 税	7,884,300	0.3	3,725,396	0.2	3,344,218	0.1	70,261	0.0	31,527	0.0	
有 価 証 券 取 引 税	2,953,006	0.1	2,181,046	0.1	2,029,699	0.1	859,172	0.0	3,884	0.0	
直 接 税 合 計	1,613,625,660	63.3	1,525,514,594	61.7	1,519,487,721	57.5	1,322,169,708	52.2	1,246,076,947	51.1	
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	322,579,823	12.6	328,981,330	13.3	497,851,634	18.8	580,182,195	22.9	572,075,810	23.5	
酒 税	112,371,892	4.4	109,248,941	4.4	94,061,436	3.6	81,300,158	3.2	70,424,335	2.9	
たばこ税及びたばこ特別税	46,909,991	1.8	47,176,476	1.9	45,463,827	1.7	50,424,660	2.0	51,128,448	2.1	
物 品 税	109,950	0.0	96,437	0.0	-	-	-	-	-	-	
取 引 所 税	127,607	0.0	181,229	0.0	163,490	0.0	48,533	0.0	-	-	
入 場 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
揮 発 油 税 及 び 地 方 道 路 税	419,800,830	16.5	427,074,137	17.3	450,914,636	17.1	461,343,749	18.2	461,244,684	18.9	
石 油 ガ ス 税	1,585,728	0.1	1,564,394	0.1	1,509,772	0.1	1,468,055	0.1	1,467,805	0.1	
石 油 石 炭 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自 動 車 重 量 税	11	0.0	4	0.0	28	0.0	3	0.0	-	-	
航 空 機 燃 料 税	2,126,361	0.1	2,337,269	0.1	2,556,548	0.1	2,694,919	0.1	2,626,772	0.1	
電 源 開 発 促 進 税	22,882,944	0.9	23,488,707	0.9	23,867,525	0.9	23,871,260	0.9	24,333,349	1.0	
印 紙 収 入 税	8,225,434	0.3	8,718,064	0.4	8,289,906	0.3	8,740,983	0.3	9,064,616	0.4	
旧 税	-	-	-	-	91,537	0.0	86,428	0.0	75,641	0.0	
間 接 税 合 計	936,720,571	36.7	948,866,989	38.3	1,124,770,339	42.5	1,210,160,943	47.8	1,192,441,458	48.9	

(注) 税額は、徴収決定済額（本年度分＋過年度分）である。

平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		区 分
税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
2,682,023,541	100.0	2,546,056,221	100.0	2,332,104,352	100.0	2,248,333,929	100.0	2,308,298,556	100.0	全 管 計
45,291,176	1.7	41,860,931	1.6	45,547,450	2.0	35,339,330	1.6	31,912,154	1.4	国 税 局 分
115,116,869	4.3	106,298,415	4.2	101,096,452	4.3	98,206,003	4.4	99,608,431	4.3	鳥 取 県
180,776,924	6.7	163,464,951	6.4	135,223,576	5.8	115,834,780	5.2	112,828,958	4.9	島 根 県
785,022,744	29.3	753,573,853	29.6	712,127,516	30.5	680,361,252	30.3	698,201,880	30.2	岡 山 県
939,381,907	35.0	872,608,553	34.3	825,590,128	35.4	802,421,015	35.7	837,397,503	36.3	広 島 県
616,433,921	23.0	608,249,518	23.9	512,519,229	22.0	516,171,549	23.0	528,349,630	22.9	山 口 県
853,807,135	31.8	775,275,675	30.5	583,088,200	25.0	529,786,273	23.6	558,931,761	24.2	源泉所得税
154,529,158	5.8	143,149,935	5.6	138,424,782	5.9	133,733,313	5.9	133,062,341	5.8	申告所得税
1,008,336,293	37.6	918,425,610	36.1	721,512,982	30.9	663,519,586	29.5	691,994,102	30.0	計 } 所得税
429,823,672	16.0	381,457,944	15.0	373,746,784	16.0	382,674,219	17.0	410,395,401	17.8	法 人 税
18,633	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	法 人 特 別 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法 人 臨 時 特 別 税
70,007,179	2.6	65,589,074	2.6	66,138,229	2.8	52,849,967	2.4	45,972,703	2.0	相 続 税
30,095	0.0	26,409	0.0	23,470	0.0	4,303	0.0	937	0.0	地 価 税
124	0.0	-	-	3	0.0	-	-	-	-	有 価 証 券 取 引 税
1,508,215,997	56.2	1,365,499,037	53.6	1,161,421,467	49.8	1,099,048,075	48.9	1,148,363,143	49.7	直 接 税 合 計
561,043,549	20.9	543,950,976	21.4	527,808,451	22.6	513,460,441	22.8	516,099,388	22.4	消費税及び地方消費税
63,864,922	2.4	59,708,332	2.3	61,176,918	2.6	62,665,868	2.8	56,432,561	2.4	酒 税
49,126,610	1.8	47,596,520	1.9	46,068,085	2.0	47,489,483	2.1	46,363,886	2.0	たばこ税及びたばこ特別税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	物 品 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	取 引 所 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入 場 税
460,371,578	17.2	490,665,182	19.3	495,430,464	21.2	486,945,275	21.7	503,282,819	21.8	揮発油税及び地方道路税
1,438,240	0.1	1,423,527	0.1	1,440,303	0.1	1,465,454	0.1	1,470,913	0.1	石 油 ガ ス 税
-	-	-	-	-	-	101	0.0	3,266	0.0	石 油 石 炭 税
-	-	-	-	-	-	13	0.0	13	0.0	自 動 車 重 量 税
2,914,219	0.1	3,179,736	0.1	3,810,531	0.2	4,040,212	0.1	2,790,061	0.1	航 空 機 燃 料 税
25,031,124	0.9	24,604,153	1.0	25,577,696	1.1	24,971,650	1.1	25,644,817	1.1	電 源 開 発 促 進 税
9,936,801	0.4	9,343,703	0.4	9,303,543	0.4	8,182,496	0.4	7,840,130	0.3	印 紙 収 入 税
79,528	0.0	83,237	0.0	66,894	0.0	64,862	0.0	7,560	0.0	旧 税
1,173,807,543	43.8	1,180,557,184	46.4	1,170,682,885	50.2	1,149,285,854	51.1	1,159,935,414	50.3	間 接 税 合 計

1 - 2 管 轄 表

管轄表

税務署名等	税務署等の所在地	管 轄 区 域
広島国税局	広島市中区上八丁堀6番30号	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
鳥取	鳥取市富安二丁目89番地4 米子市東町124番16号 倉吉市上井587番1号	鳥取市・岩美郡・八頭郡 米子市・境港市・西伯郡・日野郡 倉吉市・東伯郡
島根	松江市向島町134番10 浜田市殿町1177番地 出雲市塩冶善行町13番地3 益田市元町12番11号 大田市大田町大田イ289番地2 雲南市大東町飯田86番7号 隠岐郡隠岐の島町城北町55番地	松江市・安来市・八束郡 浜田市・江津市・邑智郡・那賀郡 出雲市・平田市・簸川郡 益田市・鹿足郡 大田市・遷摩郡 雲南市・仁多郡・飯石郡 隠岐郡
岡山	岡山市天神町3番23号 岡山市伊福町四丁目5番38号 岡山市西大寺中二丁目24番13号 倉敷市児島小川五丁目1番66号 倉敷市幸町2番37号 倉敷市玉島阿賀崎二丁目1番50号 津山市田町67番地 玉野市宇野二丁目4番12号 岡笠岡市五番町5番48 高梁市向町13番地 新見市新見721番1号 瀬戸市赤磐郡瀬戸町瀬戸70番地 久世真庭市鍋屋8番の1	岡山市の一部 岡山市の一部・御津郡・加賀郡（吉備中央町の一部） 岡山市の一部・備前市の一部・瀬戸内市 倉敷市の一部・児島郡 倉敷市の一部・総社市・都窪郡・吉備郡 倉敷市の一部・浅口郡 津山市・苫田郡・勝田郡・英田郡・久米郡 玉野市 笠岡市・井原市・小田郡・後月郡 高梁市・上房郡・加賀郡（吉備中央町の一部） 新見市・阿哲郡 備前市の一部・赤磐郡・和気郡 真庭郡
広島	広島市中区上八丁堀3番19号 広島市南区宇品東六丁目1番72号 広島市西区観音新町一丁目17番3号 広島市安佐北区亀山二丁目25番10号 呉市西中央二丁目1番21号 竹原市中央三丁目2番12号 三原市宮沖二丁目12番1号 尾道市古浜町27番18号 福山市三吉町四丁目4番8号 府中市鶴飼町555番地の40 三次市十日市東一丁目13番5号 庄原市三日月町667番地の5 東広島市西条昭和町16番8号 廿日市市桜尾二丁目1番26号 田安芸郡海田町大正町1番13号 田安芸高田市吉田町吉田3604番地1	広島市（中区の一部・東区の一部・南区の一部） 広島市（南区の一部）・江田島市 広島市（中区の一部・西区） 広島市（安佐南区・安佐北区の一部）・山県郡 呉市の一部・江田島市の一部・安芸郡（音戸町・倉橋町・蒲刈町） 呉市の一部・竹原市・豊田郡（安芸津町・安浦町・豊浜町・豊町・大崎上島町） 三原市・賀茂郡（大和町）・豊田郡（本郷町・瀬戸田町） 尾道市・因島市・御調郡・世羅郡 福山市の一部・沼隈郡・深安郡 福山市の一部・府中市・神石郡・甲奴郡 三次市 庄原市・比婆郡 東広島市・賀茂郡（黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町） 広島市（佐伯区）・大竹市・廿日市市・佐伯郡 広島市（東区の一部・安芸区）・安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町） 広島市（安佐北区の一部）・安芸高田市
山口	関下関市山の口町1番18号 宇部市常盤町一丁目8番22号 山口市中河原町6番16号 萩市唐樋町3番7号 周南市今宿町二丁目35番地 防府市緑町一丁目2番12号 岩国市麻里布町七丁目9番37号 光市虹ヶ浜三丁目10番1号 長門市東深川964番地の1 柳井市柳井3745番1 厚狭山陽小野田市大字鴨庄111番地の1	下関市・豊浦郡（菊川町・豊田町・豊浦町） 宇部市の一部・小野田市・ 山口市・吉敷郡・阿武郡（阿東町） 萩市・阿武郡（川上村・阿武町・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村） 下松市・周南市の一部 防府市・佐波郡 岩国市・玖珂郡（和木町・由宇町・玖珂町・本郷村・周東町・錦町・美川町・美和町） 光市・周南市の一部・熊毛郡 長門市・豊浦郡（豊北町）・大津郡 柳井市・大島郡・玖珂郡（大島町） 宇部市の一部・美祢市・厚狭郡・美祢郡

調査時点 平成17年1月1日（ただし、各税務署の所在地については平成18年1月1日）

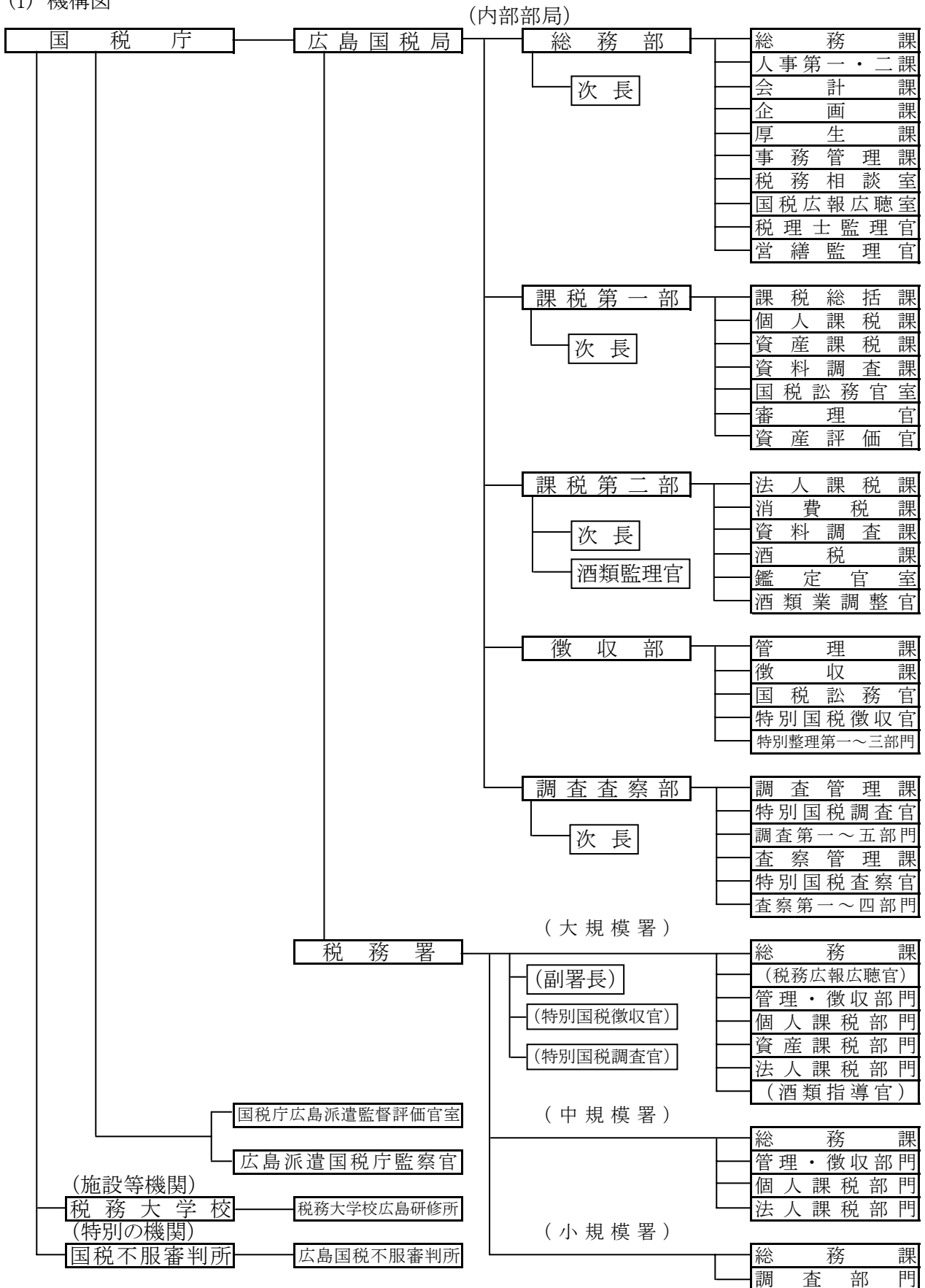
(注) 1 「面積」は、国土交通省国土地理院調査(平成16年10月1日現在)によった。ただし、境界未定地域及び湖沼のうち児島湖7.1km²は、県計及び全管計のみに含めた。なお、境界未定地域のうち岡山県玉野市と香川県直島町(計117.8km²)は、全管計のみに外書で示した。

面積		世帯数	人口	市数	町数	村数	区分
km ²		世帯	人	外 市	外 町	村	
外117.8	31,810.4	2,932,564	7,735,876	49	232	37	平成12年
外117.8	31,811.0	2,955,788	7,761,466	49	232	37	13
外117.8	31,811.5	2,979,947	7,749,201	49	232	37	14
外117.8	31,812.3	2,936,174	7,705,754	48	224	36	15
外117.8	31,812.8	2,960,516	7,693,778	52	168	22	16
	1,518.7	86,019	248,149	1	6	-	鳥取県計
(1,208.0)	1,147.7	87,541	247,266	2	9	1	米子
(780.6)	640.7	37,259	114,307	1	6	-	倉吉
	3,507.3	210,819	609,722	4	21	1	鳥取県計
	993.8	92,799	256,181	2	7	1	松江
	1,766.6	47,308	115,606	2	6	1	浜田
	624.1	54,666	173,648	2	5	-	出雲
	1,376.5	27,837	70,698	1	3	1	益田
	436.1	16,218	41,293	1	2	-	石見大田
	1,164.3	20,772	67,198	1	3	-	大東
	346.2	10,564	24,075	-	3	1	西郷
	6,707.5	270,164	748,699	9	29	4	西郷郷計
	69.2	106,194	250,211	1	-	-	岡山県計
	672.0	130,341	326,214	1	1	2	岡山
	254.3	44,506	125,687	2	1	-	西大寺
	111.0	33,778	92,379	1	-	1	児島
	423.2	147,580	397,777	2	2	2	倉敷
	149.4	42,819	119,387	1	-	5	玉島
	1,847.6	75,102	200,963	1	16	5	津山
(103.6)	...	26,926	67,245	1	-	-	玉野
	470.0	42,815	118,618	2	3	-	笠岡
	745.8	18,651	53,174	1	2	-	高梁
	793.3	12,533	36,763	1	4	-	新見
	642.1	42,148	114,574	1	9	-	瀬戸
	824.4	15,910	47,867	-	4	5	久世
(7,112.7)	7,009.1	739,303	1,950,859	11	48	12	岡山県計
	23.3	67,293	143,710	1	-	-	広島県計
	95.4	64,597	146,454	1	1	-	広島
	46.4	126,299	270,556	1	-	-	広島
	1,357.8	149,939	390,959	1	-	5	広島
	277.2	96,291	236,482	1	1	3	呉
	332.8	30,882	79,073	1	1	5	竹原
	441.6	41,168	108,379	1	1	3	三原
	592.6	63,157	166,872	2	2	4	尾道
	392.0	148,943	401,575	1	1	2	福山
	774.2	39,299	117,672	1	1	2	府中
(778.2)	...	22,340	60,125	1	-	-	三ツ
	1,176.0	15,277	41,833	1	5	-	庄原
	570.2	68,561	170,079	1	1	4	西条
	791.5	105,933	281,719	1	2	3	廿日
	189.7	84,179	222,316	1	-	4	海田
(639.0)	100.9	15,693	43,087	1	1	-	吉田
	8,477.8	1,139,851	2,880,891	15	40	-	広島県計
	547.3	115,734	281,743	1	3	-	下関
	253.8	87,120	216,898	2	-	-	宇山
	733.0	76,970	191,385	1	4	-	萩
	814.9	25,157	63,074	1	3	4	徳山
	675.0	77,021	191,182	2	-	-	防府
	478.9	48,508	125,371	1	1	-	岩国
	882.2	63,196	157,369	1	1	7	光
	282.0	39,859	105,348	1	1	3	長門
	526.6	20,420	53,852	1	4	-	柳井
	278.0	24,742	58,009	1	2	-	厚狭
	639.6	21,652	59,376	1	1	3	山口県計
	6,111.2	600,379	1,503,607	13	30	5	山口県計

- 2 面積欄の（ ）書は、境界未定地域分を含めた計数を掲げた。
- 3 「人口」及び「世帯数」は、各県統計課等の調べによる。（平成17年1月1日現在）
- 4 「市数」欄の外書は、市庁所在地以外の一部地域を当該税務署が管轄していることを示す。

1-3 広島国税局及び税務署機構

(1) 機構図



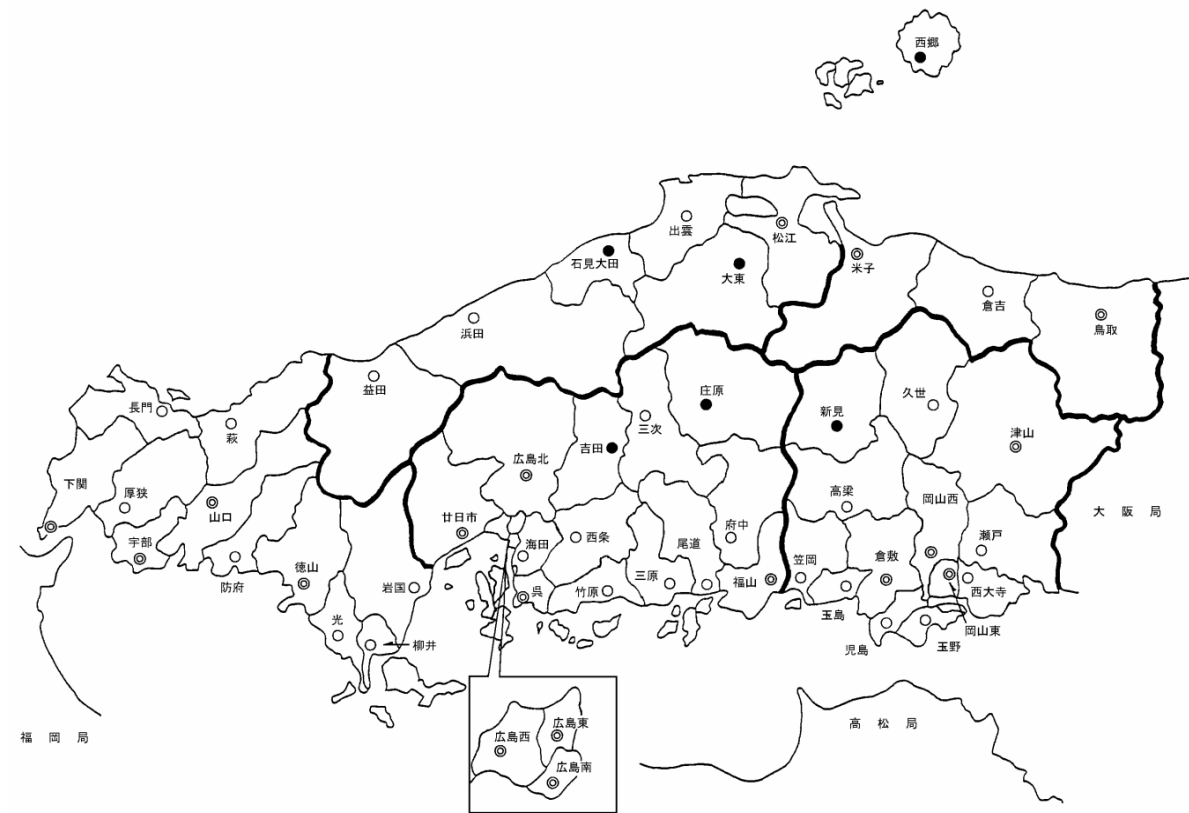
(注) 1 平成16年7月10日現在による。
 2 税務署の機構のうち()書きは、全署に配置されてないものを示す。

(2) 税務署機構

署名	副署長	特別国 税調 査官 (徴収)	総務課	税務広報 広聴官	管理・徴収 部 門	個人・資産 課税部門	法人課税 部門	調査部門	酒類指導官	
鳥米倉	取子	1	3	1	1	2	4	3	-	1
	吉	1	2	1	-	2	4	3	-	-
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
松浜出益石大西	江田	2	4	1	2	2	4	5	-	2
	雲田	-	-	1	-	1	2	1	-	-
	田	-	-	1	-	1	3	2	-	-
	見大	-	-	1	-	-	1	1	-	-
	東郷	-	-	1	-	-	-	-	1	-
		-	-	1	-	-	-	-	1	-
		-	-	1	-	-	-	-	1	-
岡山西児倉玉津玉笠高瀬久	山東	2	10	1	2	3	5	7	-	2
	山西	2	3	1	-	2	5	5	-	-
	大寺	-	-	1	-	1	2	1	-	-
	島敷	-	-	1	-	1	2	1	-	-
	島敷	2	3	1	1	3	6	5	-	1
	山	-	-	1	-	1	2	1	-	-
	野	1	-	1	-	2	3	3	-	-
	岡	-	-	1	-	-	1	1	-	-
	梁	-	-	1	-	1	2	2	-	-
	見	-	-	1	-	-	1	1	-	-
	戸世	-	-	1	-	1	-	-	1	-
広島島島島日三尾福府三庄西廿海吉下宇山萩徳防岩光長柳厚	東南	3	10	1	2	3	5	7	-	2
	島	1	-	1	-	2	4	3	-	-
	島	2	8	1	-	4	7	8	-	-
	島	2	1	1	-	3	7	3	-	-
	島	2	2	1	-	2	5	4	-	-
	原	-	-	1	-	1	1	1	-	-
	原	-	-	1	-	1	2	2	-	-
	道	-	-	1	-	1	3	3	-	-
	山	2	5	1	1	3	7	7	-	1
	中	-	-	1	-	1	2	2	-	-
	次	-	-	1	-	1	1	1	-	-
	原	-	-	1	-	-	-	-	1	-
	条	-	-	1	-	1	2	1	-	1
市	1	-	1	-	2	4	3	-	-	
田	-	-	1	-	2	4	2	-	-	
田	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
下宇山萩徳防岩光長柳厚	関	2	4	1	-	3	5	5	-	1
	部	1	-	1	-	2	4	2	-	-
	口	1	2	1	1	1	3	2	-	1
		-	-	1	-	1	1	1	-	-
	山	1	2	1	1	2	4	4	-	-
		-	-	1	-	1	2	2	-	-
	府	-	-	1	-	1	3	2	-	-
	国	-	-	1	-	-	1	1	-	-
	門	-	-	1	-	-	1	1	-	-
	井	-	-	1	-	-	1	1	-	-

(平成16年7月10日現在)

税務署管轄区域略図



第Ⅱ編 直接国稅

2	申	告	所	得	稅
3	源	泉	所	稅	稅
4	法		人	稅	稅
5	相		統		
6	贈		与		

2 申告所得税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間の所得について、平成17年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告所得税の納税者という）の課税の事績を集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告を要しない人は、調査の対象から除かれている。

1 用語の説明

事業所得者	事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種所得を併有する者で、事業の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。
その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

2 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

区 分	独 身 者	夫 婦 者	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人
	千円	千円	千円	千円
元～4	1,075	1,928	2,484	3,198
5・6	1,075	1,928	2,484	3,277
7～9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12～15	1,144	2,200	2,833	3,842
16	1,144	1,566	2,200	3,250

(注) 各年とも社会保険料を加味して計算した。

資料：財務省主税局

3 所得税の主な控除(平成16年分)

(1) 所得控除

イ 基礎控除	380,000円
ロ 配偶者控除	380,000円
ただし、老人控除対象配偶者	480,000円
同居特別障害者である控除対象配偶者	730,000円
同居特別障害者である老人控除対象配偶者	830,000円
ハ 配偶者特別控除	
生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされる者、青色事業専従者として給与を支払う者及び白色事業専従者を除く。）で控除対象配偶者に該当しない場合	
ただし、自己の合計所得金額が1千万円を超える場合を除く	
(イ) 合計所得が75万円以上76万円未満である場合	30,000円
(ロ) 合計所得が70万円以上75万円未満である場合	60,000円
(ハ) 合計所得が65万円以上70万円未満である場合	110,000円
(ニ) 合計所得が60万円以上65万円未満である場合	160,000円
(ホ) 合計所得が55万円以上60万円未満である場合	210,000円
(ヘ) 合計所得が50万円以上55万円未満である場合	260,000円
(ト) 合計所得が45万円以上50万円未満である場合	310,000円
(チ) 合計所得が40万円以上45万円未満である場合	360,000円
(リ) 合計所得が38万円を超え40万円未満である場合	380,000円
ニ 扶養控除	380,000円
ただし、特定扶養親族	630,000円
老人扶養親族	480,000円
同居老親等	580,000円
同居特別障害者である扶養親族	730,000円
同居特別障害者である特定扶養親族	980,000円
同居特別障害者である老人扶養親族（同居老親等以外の者）	830,000円
同居特別障害者である老人扶養親族（同居老親等）	930,000円

- ホ 雑損控除・・・災害等の損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える金額と災害関連支出額で5万円を超える金額とのいずれか多い方の金額
- ヘ 医療費控除・・・支払った医療費から10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額（最高200万円）
- ト 生命保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・支払った生命保険料等で
- (イ) 一般の生命保険料
- | | |
|--------------------|------------------------|
| 支払保険料のうち、25,000円以下 | 全額 |
| 25,000円超50,000円以下 | 1/2+12,500円 |
| 50,000円超 | 1/4+25,000円（最高50,000円） |
- (ロ) 個人年金保険料
- (イ) と同じ
- チ 社会保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・支払った社会保険料の全額
- リ 損害保険料控除・・・・・・・・家屋又は家財及び身体の傷病について支払った損害保険料で
- (イ) 長期契約のみの場合（最高15,000円）
- 10,000円まで全額 10,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と5,000円の合計
- (ロ) 短期契約のみの場合（最高3,000円）
- 2,000円まで全額 2,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と1,000円の合計
- (ハ) 長期契約と短期契約がある場合（最高15,000円）
- (イ) と (ロ) の合計額
- ヌ 小規模企業共済等掛金控除・・・小規模企業共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
- ル 障害者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・270,000円
- ただし、特別障害者については・・・・・・・・・・・・・・・・400,000円
- ヲ 寡婦（寡夫）控除（老年者でない者に限る。）・・・・・・270,000円
- ただし、特別の寡婦については・・・・・・・・・・・・・・・・350,000円
- ワ 勤労学生控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・270,000円
- カ 老年者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・500,000円
- ただし、自己の合計所得金額が1千万円以下の者に限る。
- ヨ 寄付金控除・・・寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち10,000円を超える部分の金額
- (2) 税額控除
- イ 配当控除
- (イ) 課税総所得金額が1千万円以下の場合・・・・・・・・①と②の合計額
- ① 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得×10%
- ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得×5%
- (ロ) 課税総所得が1千万円を超え、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合・・・・・・・・①と②の合計額
- ① 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得×10%
- ②
$$\left(\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配} \\ \text{に係る配当所得の金額のうち、} \\ \text{課税総所得金額から1千万円を} \\ \text{控除した金額に相当する部分の} \\ \text{金額 (A)} \end{array} \right) \times 2.5\% + \left(\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る配} \\ \text{当所得の金額のうち} \\ \text{(A)} \\ \text{以外の部分の金額} \end{array} \right) \times 5\%$$
- (ニ) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額を控除した金額が1千万円を超える場合・・・・・・・・①と②の合計額
- ただし、(ホ)に該当する場合を除く。
- ①
$$\left(\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配当所得の金額} \\ \text{のうち、課税総所得金額から1千万} \\ \text{円と特定証券投資信託の収益の分配} \\ \text{に係る配当所得の金額の合計額を控} \\ \text{除した金額に相当する部分の金額} \\ \text{(A)} \end{array} \right) \times 5\% + \left(\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係} \\ \text{る配当所得の金額} \\ \text{のうち、(A)以外} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right) \times 10\%$$
- ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

- (ホ) 課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合・・・
 ・・・・①と②の合計額
 ① 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得×5%
 ② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%
 ロ 外国税額控除・・・外国所得税額

$$\frac{\text{国外所得総額}}{\text{所得総額}}$$
が限度
 ただし、所得税額× $\frac{\text{国外所得総額}}{\text{所得総額}}$ が限度
 ハ 住宅借入金等特別控除
 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合

住宅借入金等の年末残高	控除期間及び控除率	各年限度額	合計限度額
5,000万円以下の部分	1年目から10年目	1%	50万円
			500万円

平成16年分 所得税の税額表

「課税される所得金額」に対する所得税の税額 [求める税額=①×②-③]

① 課税される所得金額	② 税率	③ 控除額
1,000円 から 3,299,000円 まで	10%	0円
3,300,000円 から 8,999,000円 まで	20%	330,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	30%	1,230,000円
18,000,000円 以上	37%	2,490,000円

「課税される山林所得金額」に対する所得税の税額 [求める税額=④×⑤-⑥]

④ 課税される山林所得金額	⑤ 税率	⑥ 控除額
1,000円 から 16,499,000円 まで	10%	0円
16,500,000円 から 44,999,000円 まで	20%	1,650,000円
45,000,000円 から 89,999,000円 まで	30%	6,150,000円
90,000,000円 以上	37%	12,450,000円

2-1 課税状況

(1) 申告及び処理状況

区 分	人 員	総所得金額等	申告納税額等	所	
				業 等 所	
				人 員	総所得金額等
		千円	千円	人	千円
平成 12 年 分	470,937	2,252,858,786	151,146,111	131,075	494,540,961
13	454,438	2,167,789,984	109,111,171	122,112	469,626,759
14	434,149	2,047,643,639	101,567,872	113,667	425,933,278
15	433,592	2,025,655,030	98,216,658	109,970	406,049,621
16	464,315	2,085,149,908	100,550,205	112,671	415,192,976
確定申告	463,632	2,082,435,010	100,436,971	112,568	414,941,606
修正申告	755	2,926,690	125,607	121	313,194
決定・増額更正	1	11,925	2,177	1	11,800
減額更正請求	△ 45	△ 123,172	△ 7,230	△ 11	△ 58,632
異議申立決定等	△ 28	△ 100,545	△ 7,320	△ 8	△ 14,992
計	実 464,315	2,085,149,908	100,550,205	実 112,671	415,192,976
法第103条による税額合計	1,240 465,555	-	367,856 100,918,062		
過少申告加算税	内 1 1	-	7		
無申告加算税	内 27 28	-	1,675		
重加算税	内 - -	-	-		
納税額総計	-	-	100,919,744		

調査対象 平成16年分の申告所得税の納税者について、申告又は処理（更正・決定等）による課税実績

調査時点 平成17年3月31日

- (注) 1 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。
 2 加算税「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は加算税の全額が異動したものを示す。

- 用語の説明 1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得金額、分離譲渡、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
 2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税総所得金額等に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。
 3 更正の請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。
 4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。
 5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課す税であり、一種の行政罰の性格を有するものをいう。
 (1) 過少申告加算税・・・期限内の申告が過少であった場合に課せられるもの。
 (2) 無申告加算税・・・期限内の申告がなかった場合に課せられるもの。
 (3) 重加算税・・・所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課せられるもの。

得 者 別 内 訳						
得 者	農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
千円	人	千円	千円	人	千円	千円
32,788,002	5,595	16,921,886	626,619	334,267	1,741,395,939	81,731,490
31,962,132	5,641	16,970,711	615,599	326,685	1,681,192,515	76,533,440
28,491,158	5,341	16,116,605	617,915	315,141	1,605,593,756	72,458,799
27,035,458	5,316	15,577,994	595,152	318,306	1,604,027,414	70,586,048
28,080,655	5,441	16,560,841	699,815	346,203	1,653,396,092	71,769,735
28,060,923	5,439	16,538,641	697,552	345,625	1,650,954,763	71,678,497
21,092	5	24,454	2,459	629	2,589,042	102,056
2,032	-	-	-	-	125	148
△ 2,672	△ 3	△ 2,255	△ 196	△ 31	△ 62,286	△ 4,362
△ 717	-	-	-	△ 20	△ 85,553	△ 6,603
-	-	-	-	-	-	-
28,080,655	実 5,441	16,560,841	699,815	実 346,203	1,653,396,092	71,769,735

(2) 既往年分の課税状況

区 分	平成 15 年 分			平成 14 年 分			計		
	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
申告又は処理 による増減差額	内 27,493 47,183	- 93,666,557	- 3,960,924	内 4,598 11,334	- 26,864,666	- 3,010,301	内 32,091 58,517	- 120,531,223	- 6,971,225
加算税の 増減差額	過少申告 加算税	内 5,829 5,847	- 157,164	内 3,022 3,087	- -	- 166,711	内 8,851 8,934	- -	- 323,876
	無申告 加算税	内 7,206 7,279	- 143,180	内 2,001 2,055	- -	- 72,524	内 9,207 9,334	- -	- 215,704
	重 加 算 税	内 276 278	- -	内 1,102 1,127	- -	- 409,848	内 1,378 1,405	- -	- 550,050
	計	内 13,311 13,404	- -	内 6,125 440,546	- 6,269	- -	内 19,436 19,673	- -	- 1,089,629
合 計	-	-	4,401,470	-	-	3,659,384	-	-	8,060,854

調査対象 平成15年分以前の申告所得税の納税者について、申告又は処理(更正・決定等)による課税事績

調査期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日

(注) 「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを示す。

(3) 減免状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
	人	千円	千円
租税特別措置 法の規定によ るもの	附則(平成7年法律第55号) 第12条(開墾地等の農業所得 の免税)該当 第25条(肉用牛の売却による 農業所得の免税)該当	-	-
	719	2,043,744	312,494
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶 予等に関する法律第2条(所得税の軽減 免除)の規定によるもの	6	26,246	929
合 計	実 725	2,069,990	313,423

調査対象 平成16年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除された者(軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。)

調査期間 平成17年3月31日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 税務署別課税状況

署名	所得者内訳							
	事業所得者			その他の所得者				
	人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額		
人	千円	千円	人	千円	千円			
鳥取県	取子	3,432	11,732,983	700,339	8,844	40,300,581	1,564,154	
	倉吉	3,518	11,845,502	712,009	9,054	41,828,746	1,573,272	
	鳥取	2,212	7,266,195	393,495	4,544	17,894,363	589,038	
	計	9,162	30,844,680	1,805,843	22,442	100,023,691	3,726,464	
松浜出益石大西島根県	江田	4,110	14,994,820	973,153	11,425	53,345,830	2,224,759	
	雲田	1,693	6,206,644	421,591	4,797	17,603,913	510,587	
	大田	3,308	12,369,447	801,608	7,751	35,438,123	1,330,436	
	東郷	1,134	4,113,688	279,635	2,803	11,148,894	382,471	
	見大	765	2,618,879	138,413	1,629	6,234,847	178,896	
	石大	1,192	4,286,989	225,761	2,901	10,741,307	321,879	
	西郷	471	1,496,594	68,703	805	3,100,159	93,187	
	島根	12,673	46,087,061	2,908,865	32,111	137,613,073	5,042,214	
	岡山県	山	3,982	14,183,474	892,033	12,495	77,400,481	3,691,668
		山	4,430	15,890,887	983,979	14,880	89,903,360	4,382,364
大		1,814	6,024,383	305,306	4,486	19,063,377	677,066	
敷島		1,747	5,623,861	274,411	3,339	17,165,408	785,110	
倉敷		4,968	17,342,122	1,010,060	16,417	81,784,907	3,712,544	
玉島		1,578	5,703,693	352,128	4,581	21,425,078	921,091	
津島		2,327	8,380,024	589,696	7,095	31,512,928	1,133,684	
玉野		997	3,377,086	196,473	2,914	11,086,538	372,037	
笠岡		1,431	4,862,660	273,574	4,383	20,820,316	789,945	
高梁		692	2,310,784	108,348	1,919	7,751,670	236,269	
瀬戸		517	1,629,574	85,972	1,491	5,536,499	189,523	
久世		1,398	4,788,313	259,246	4,726	19,031,095	605,206	
岡山		723	2,392,749	114,402	2,085	8,265,825	253,797	
計		26,604	92,509,610	5,445,627	80,811	410,747,483	17,750,304	
広島県	島	2,731	15,754,536	1,660,255	8,798	59,512,667	3,863,154	
	島	2,337	9,637,498	807,123	8,478	46,988,211	2,245,172	
	島	3,976	15,592,978	1,128,255	15,064	94,231,306	5,383,889	
	呉	6,761	23,610,894	1,437,132	18,733	89,671,752	4,585,597	
	原	3,796	14,953,695	1,229,614	12,624	53,690,728	2,163,172	
	尾道	1,412	4,556,973	230,548	3,390	13,484,188	489,262	
	山	1,535	5,416,170	328,969	4,925	20,834,198	804,598	
	中	2,698	10,334,132	797,691	7,826	33,966,986	1,259,465	
	次	5,828	21,034,059	1,399,414	17,840	92,296,137	4,026,711	
	原	1,761	5,703,171	327,397	4,878	22,233,283	989,876	
	条	934	3,565,470	250,854	2,673	10,994,530	374,887	
	市	579	1,982,872	95,668	1,920	7,431,619	251,267	
	田	1,822	7,176,825	512,862	6,811	34,165,047	1,542,472	
	日	4,213	16,190,235	1,097,008	13,950	68,280,696	3,123,130	
田	3,297	12,329,276	867,419	11,844	53,360,810	2,718,350		
計	673	2,637,368	190,722	1,971	6,940,812	219,555		
計	44,353	170,476,151	12,360,933	141,725	708,082,970	34,040,556		
山口県	関	4,304	15,429,726	1,024,863	13,175	56,775,181	2,178,235	
	部	3,631	12,627,944	787,707	9,233	46,453,458	2,016,183	
	口	2,443	9,012,267	558,026	9,216	41,592,125	1,655,658	
	萩	1,454	5,195,282	358,054	2,997	11,385,609	373,743	
	山	3,655	13,940,554	1,036,601	9,001	39,948,983	1,480,861	
	府	2,076	7,851,876	567,914	5,845	23,354,418	868,370	
	国	2,995	10,790,960	767,234	7,519	32,972,449	1,293,319	
	光	1,658	5,681,245	369,648	4,661	18,228,881	551,457	
	門	1,251	4,216,234	225,992	2,533	9,020,957	275,825	
	井	1,110	4,422,529	384,275	2,621	9,682,034	311,710	
	狭	743	2,667,693	178,892	2,313	7,514,781	204,839	
	計	25,320	91,836,313	6,259,202	69,114	296,928,876	11,210,198	
	全管計	118,112	431,753,817	28,780,470	346,203	1,653,396,092	71,769,735	

合 計						署 名	
人 員		総 所 得 金 額 等		申 告 納 税 額			
前 年 比		前 年 比		前 年 比			
人	%	千円	%	千円	%		
12,276	101.5	52,033,565	95.9	2,264,493	92.3	鳥 米 倉 島 取 県 計	
12,572	102.9	53,674,248	98.2	2,285,281	98.1		
6,756	106.2	25,160,557	102.4	982,532	99.7		
31,604	103.1	130,868,371	98.0	5,532,306	95.9		
15,535	106.9	68,340,649	102.3	3,197,911	102.2	松 浜 出 益 石 大 西 島 根 県 計	
6,490	108.1	23,810,557	100.6	932,178	97.4		
11,059	104.9	47,807,570	100.4	2,132,044	100.2		
3,937	105.7	15,262,582	97.8	662,106	90.5		
2,394	107.1	8,853,726	103.4	317,309	105.8		
4,093	100.5	15,028,297	93.7	547,640	97.7		
1,276	105.6	4,596,752	95.1	161,890	80.1		
44,784	105.8	183,700,134	100.3	7,951,078	99.3		
16,477	104.8	91,583,955	101.6	4,583,701	98.3		岡 岡 西 児 倉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 山 大 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
19,310	104.6	105,794,247	105.0	5,366,343	105.7		
6,300	107.1	25,087,760	102.9	982,373	100.3		
5,086	102.0	22,789,269	100.3	1,059,521	100.4		
21,385	108.9	99,127,029	103.4	4,722,604	98.6		
6,159	109.2	27,128,771	105.4	1,273,219	101.1		
9,422	101.2	39,892,953	98.1	1,723,381	102.2		
3,911	111.3	14,463,624	102.8	568,509	103.6		
5,814	108.1	25,682,977	113.9	1,063,519	121.1		
2,611	101.3	10,062,454	95.7	344,616	90.2		
2,008	102.7	7,166,073	98.7	275,495	104.3		
6,124	107.2	23,819,408	106.3	864,451	114.3		
2,808	95.0	10,658,573	91.9	368,199	94.4		
107,415	105.6	503,257,093	103.0	23,195,931	102.0		
11,529	104.8	75,267,203	104.5	5,523,410	105.4	広 広 広 竹 三 尾 福 府 三 庄 西 廿 海 吉 広 島 島 島 呉 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 計	
10,815	107.3	56,625,709	104.7	3,052,295	107.0		
19,040	107.3	109,824,284	105.7	6,512,144	103.2		
25,494	109.8	113,282,646	105.0	6,022,729	104.9		
16,420	112.4	68,644,423	105.0	3,392,785	97.7		
4,802	111.1	18,041,161	105.1	719,810	109.2		
6,460	111.1	26,250,368	104.5	1,133,567	107.2		
10,524	106.2	44,301,117	101.5	2,057,156	99.5		
23,668	107.1	113,330,196	104.4	5,426,126	101.7		
6,639	99.1	27,936,453	97.2	1,317,274	100.1		
3,607	98.8	14,560,000	97.6	625,740	108.6		
2,499	89.9	9,414,491	86.4	346,935	98.3		
8,633	105.3	41,341,872	102.6	2,055,335	97.8		
18,163	111.3	84,470,932	107.1	4,220,138	105.8		
15,141	112.3	65,690,086	110.0	3,585,769	126.1		
2,644	99.5	9,578,181	92.0	410,277	92.2		
186,078	107.8	878,559,122	104.4	46,401,490	104.6		
17,479	112.8	72,204,907	102.0	3,203,098	96.9		下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 口 県 計
12,864	109.4	59,081,403	106.3	2,803,889	107.7		
11,659	106.6	50,604,392	101.0	2,213,684	102.9		
4,451	104.7	16,580,891	98.4	731,796	100.4		
12,656	110.0	53,889,537	103.8	2,517,461	98.9		
7,921	108.2	31,206,294	102.8	1,436,284	103.8		
10,514	108.0	43,763,410	101.3	2,060,553	98.8		
6,319	115.7	23,910,126	106.8	921,105	100.0		
3,784	105.3	13,237,191	100.1	501,816	99.9		
3,731	111.1	14,104,563	102.5	695,984	94.1		
3,056	106.7	10,182,474	96.8	383,731	100.1		
94,434	109.4	388,765,189	102.7	17,469,401	100.7		
464,315	107.1	2,085,149,908	102.9	100,550,205	102.4	全 管 計	

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者区分別人員

所得階級	合計所得				譲渡所得		山林所得
	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計		うち短期譲渡所得があるもの	
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	4,061	107	6,208	10,376	2,061	494	95
100万円以下	6,390	149	9,303	15,842	764	73	20
150万円以下	13,579	647	38,103	52,329	1,031	70	23
200万円以下	15,412	933	62,953	79,298	968	44	2
250万円以下	15,071	807	46,583	62,461	765	42	8
300万円以下	13,062	662	30,145	43,869	691	23	4
400万円以下	18,609	914	37,556	57,079	1,029	38	8
500万円以下	9,858	554	24,631	35,043	883	31	-
600万円以下	5,254	284	18,674	24,212	704	27	1
700万円以下	2,903	168	14,718	17,789	607	11	2
800万円以下	1,708	79	11,009	12,796	478	6	-
1,000万円以下	1,926	80	14,127	16,133	847	16	2
1,200万円以下	992	25	8,487	9,504	601	14	-
1,500万円以下	1,001	19	7,909	8,929	726	17	-
2,000万円以下	1,051	9	6,748	7,808	684	16	1
3,000万円以下	921	3	5,064	5,988	682	4	-
5,000万円以下	604	1	2,844	3,449	472	11	-
5,000万円超	269	-	1,141	1,410	270	5	-
合計	112,671	5,441	346,203	464,315	14,263	942	166
				内 218	外 1,250		外 23

調査対象 平成16年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成17年3月31日

(注)

- 1 「合計所得の計」欄の内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けた者の人員である。
- 2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は、山林所得の所得金額を階級区分して再掲した。
なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者の人員である。

用語の説明

- 1 合計所得とは、損益通算後、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得金額、分離譲渡所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。
- 2 平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得等）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等の臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は、数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると、累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため、一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(2) 青色申告者数

所得階級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人
70万円以下	1,391	20	413	1,824
100万円以下	2,670	48	762	3,480
150万円以下	6,458	245	3,486	10,189
200万円以下	7,960	429	5,293	13,682
250万円以下	8,010	396	5,922	14,328
300万円以下	7,295	392	5,555	13,242
400万円以下	11,186	598	9,128	20,912
500万円以下	6,607	398	7,420	14,425
600万円以下	3,902	216	5,729	9,847
700万円以下	2,278	137	4,667	7,082
800万円以下	1,385	65	3,672	5,122
1,000万円以下	1,591	72	4,993	6,656
1,200万円以下	837	21	3,027	3,885
1,500万円以下	860	16	2,690	3,566
2,000万円以下	956	7	2,332	3,295
3,000万円以下	845	3	2,072	2,920
5,000万円以下	585	1	1,377	1,963
5,000万円超	257	-	526	783
合計	65,073	3,064	69,064	137,201

調査対象 平成16年分の申告所得税の納税者のうち青色申告者

調査時点 平成17年3月31日

用語の説明 青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と、完全な納税をすることを目的として設けられている制度で、一般の申告と区分するため、青色の申告書を用いることから青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には、税務計算上の特典がある。

(3) 税務署別人員 (その1 事業所得者)

区分 署名	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	133	207	423	477	465	407	541	296	138	97
米子	143	224	493	526	460	401	513	270	143	96
倉吉	55	132	261	333	314	260	356	180	111	69
鳥取県計	331	563	1,177	1,336	1,239	1,068	1,410	746	392	262
松山	135	249	464	528	531	439	729	382	190	134
浜田	47	91	230	228	211	213	276	163	68	51
出雲	81	159	357	429	419	368	632	332	158	89
益田	37	60	149	139	168	141	185	102	54	26
石見	23	39	89	104	97	84	120	80	53	22
大田	25	50	115	129	156	141	250	134	72	36
西郷	8	19	76	77	69	42	70	41	26	15
島根県計	356	667	1,480	1,634	1,651	1,428	2,262	1,234	621	373
岡山	175	252	494	587	514	456	595	331	173	92
山陽	150	214	545	607	584	552	756	376	234	118
山西	49	83	231	260	233	211	326	168	93	49
児島	53	98	220	241	269	213	319	142	69	31
倉敷	160	291	587	674	664	612	841	456	228	119
玉野	49	68	138	204	218	210	298	160	84	47
津山	74	134	286	346	332	285	394	195	107	47
玉野	33	55	107	162	134	103	180	93	55	19
笠岡	47	93	187	166	197	167	248	123	65	45
高梁	18	26	82	113	94	91	97	69	26	30
新見	19	29	67	81	68	45	97	44	25	17
瀬戸	42	72	157	208	216	161	219	124	65	41
久世	21	27	93	88	108	81	131	78	47	21
岡山県計	890	1,442	3,194	3,737	3,631	3,187	4,501	2,359	1,271	676
広島	147	208	376	373	308	237	338	177	107	54
島南	108	129	290	340	321	278	338	169	88	53
島西	162	259	540	592	546	393	605	276	171	72
島北	213	329	723	952	919	889	1,202	656	331	161
呉	117	206	497	541	518	445	578	315	161	98
竹原	51	75	179	203	179	174	234	127	70	36
三尾	45	78	187	212	234	183	245	132	70	44
福山	100	147	329	403	338	319	450	231	105	62
府中	287	392	749	783	835	654	883	462	221	133
三原	77	109	240	259	235	217	270	138	75	43
庄原	41	51	114	114	121	99	161	83	49	27
西条	22	30	62	78	61	62	106	54	47	23
日市	71	90	182	213	227	222	328	187	84	59
海田	119	204	443	520	597	509	766	381	228	117
吉田	107	165	367	451	439	400	549	320	176	94
広島県計	1,680	2,500	5,334	6,120	5,991	5,169	7,164	3,773	2,018	1,100
下関	187	278	542	630	587	467	641	364	191	95
宇部	128	213	443	516	477	420	622	298	168	112
山口	98	132	285	299	327	265	414	223	115	82
萩	38	72	179	216	188	144	272	144	75	33
徳山	124	183	403	478	466	415	618	383	195	95
防府	73	105	252	279	276	210	333	191	112	58
岩国	92	155	343	395	393	409	524	263	144	75
光	53	88	197	244	229	178	278	160	98	41
長門	41	44	139	201	179	157	194	115	57	32
柳井	40	56	160	149	156	112	174	98	51	25
厚狭	37	41	98	111	88	95	116	61	30	12
山口県計	911	1,367	3,041	3,518	3,366	2,872	4,186	2,300	1,236	660
全管計	4,168	6,539	14,226	16,345	15,878	13,724	19,523	10,412	5,538	3,071

800 万円 以下	1,000万円 以下	1,200万円 以下	1,500万円 以下	2,000万円 以下	3,000万円 以下	5,000万円 以下	5,000万円 超	計	区分 署名	
51	68	44	26	21	22	13	3	3,432	鳥取県 取子吉計	
45	72	32	34	25	27	11	3	3,518		
35	43	19	20	11	5	6	2	2,212		
131	183	95	80	57	54	30	8	9,162		
82	88	45	34	27	25	19	9	4,110		松江県 江田雲田 大田東郷計
28	29	10	13	9	10	8	8	1,693		
54	78	40	43	26	23	16	4	3,308		
14	16	10	5	11	7	6	4	1,134		
10	16	13	7	1	6	1	0	765		
31	22	10	6	6	4	3	2	1,192	島根県 見大西島根計	
9	10	2	2	2	3	0	0	471		
228	259	130	110	82	78	53	27	12,673		
57	63	39	40	50	36	24	4	3,982		岡山県 山山 東西寺島敷 島山野岡梁見 戸世計
65	60	33	33	41	37	19	6	4,430		
35	26	11	11	15	9	4	0	1,814		
27	18	11	10	7	10	9	0	1,747		
65	81	39	36	55	34	21	5	4,968		
27	27	8	10	11	11	5	3	1,578	岡山県 津玉笠高瀬 久岡山計	
25	24	12	11	21	16	10	8	2,327		
14	10	8	5	7	6	4	2	997		
26	28	6	9	11	8	3	2	1,431		
17	8	3	8	5	5	0	0	692		
8	10	2	0	1	2	2	0	517	岡山県 瀬久岡山計	
15	31	12	11	12	4	8	0	1,398		
7	5	4	3	4	1	4	0	723		
388	391	188	187	240	179	113	30	26,604		
47	47	30	52	64	80	51	35	2,731		広島県 島島島 吳竹三尾福 府三庄西甘 海吉島計
32	38	27	29	39	27	16	15	2,337		
49	67	43	50	47	48	40	16	3,976		
78	98	37	50	42	43	27	11	6,761		
51	66	45	36	42	40	25	15	3,796		
24	27	6	9	10	3	5	0	1,412	広島県 原原道山中 次原条市田 日計	
22	19	14	16	13	9	10	2	1,535		
43	56	24	18	20	24	16	13	2,698		
74	98	44	58	45	58	34	18	5,828		
18	20	14	13	18	8	5	2	1,761		
18	13	10	5	6	12	7	3	934	広島県 萩山府国 光門井狭 山口計	
10	9	4	3	4	3	1	0	579		
33	43	16	12	21	17	11	6	1,822		
67	71	38	45	39	33	23	13	4,213		
53	51	20	25	24	25	20	11	3,297		
13	15	1	7	6	5	6	1	673	広島県 下宇山 徳防岩 長柳厚山 山口計	
632	738	373	428	440	435	297	161	44,353		
58	63	41	43	44	40	25	8	4,304		
48	42	37	26	36	28	13	4	3,631		
52	49	18	19	28	21	12	4	2,443		
24	31	6	12	11	5	2	2	1,454	山口県 徳防岩 光門井狭 山口計	
67	70	39	32	34	28	20	5	3,655		
35	49	26	25	21	21	7	3	2,076		
46	48	21	28	28	15	13	3	2,995		
19	23	13	8	13	6	6	4	1,658		
22	28	15	10	10	3	3	1	1,251	山口県 長柳厚山 山口計	
22	23	9	6	7	7	8	7	1,110		
15	9	6	6	9	4	3	2	743		
408	435	231	215	241	178	112	43	25,320		
1,787	2,006	1,017	1,020	1,060	924	605	269	118,112		全管計

(3) 税務署別人員 (その2 その他所得者)

区分 署名	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	182	257	1,031	1,624	1,164	689	889	662	524	399
米子	139	232	1,037	1,648	1,214	723	933	632	500	442
倉吉	118	196	651	883	590	386	452	318	240	186
鳥取県計	439	685	2,719	4,155	2,968	1,798	2,274	1,612	1,264	1,027
松山	194	285	1,314	2,022	1,569	1,023	1,215	823	602	511
浜田	111	147	701	986	753	412	513	296	240	173
出雲	158	262	908	1,323	994	655	840	595	435	338
益田	63	104	390	609	379	228	293	180	123	109
石見	37	59	224	333	248	139	166	95	87	56
大田	71	86	381	508	432	291	375	209	181	119
大東	21	32	107	159	132	73	72	48	37	28
西郷	21	32	107	159	132	73	72	48	37	28
島根県計	655	975	4,025	5,940	4,507	2,821	3,474	2,246	1,705	1,334
岡山	139	291	1,076	1,669	1,524	1,023	1,344	969	787	612
山西	194	300	1,211	2,001	1,726	1,248	1,579	1,252	949	759
大寺	82	126	548	800	618	383	533	351	258	172
児島	64	82	409	588	427	285	395	235	193	118
倉敷	243	375	1,557	2,843	2,079	1,423	1,979	1,274	943	754
玉島	83	102	503	923	652	391	543	312	233	180
津山	158	248	801	1,173	924	573	798	597	454	341
玉野	44	73	350	721	482	278	320	157	105	81
笠岡	80	148	576	858	570	375	467	331	243	164
高梁	43	66	273	335	222	190	226	137	103	89
新見	32	50	213	297	191	144	196	99	72	58
瀬戸	92	149	600	993	641	416	521	330	263	176
久世	51	103	276	343	261	224	247	160	113	70
岡山県計	1,305	2,113	8,393	13,544	10,317	6,953	9,148	6,204	4,716	3,574
広島	109	177	738	1,263	988	697	843	627	512	466
島南	123	183	852	1,394	1,026	650	846	630	472	393
広島西	177	358	1,401	2,213	1,643	1,158	1,610	1,109	869	816
広島北	340	476	1,830	3,364	2,540	1,668	2,022	1,344	1,083	804
呉	180	243	1,428	2,725	1,931	1,090	1,363	799	660	450
竹原	86	82	427	734	502	283	350	228	170	104
三尾	121	156	565	892	654	490	578	354	292	178
福道	123	219	931	1,463	1,166	737	895	541	422	288
府山	291	444	1,886	2,694	2,148	1,564	2,059	1,440	1,107	862
三次	100	175	660	853	618	414	555	365	234	241
庄原	68	78	372	494	356	239	321	181	145	111
西条	48	61	211	352	281	193	257	155	82	80
日市	139	161	691	1,102	905	569	737	467	363	356
海田	273	344	1,357	2,604	1,924	1,238	1,453	988	707	575
吉田	192	277	1,300	2,396	1,767	1,160	1,277	760	545	465
広島県計	2,416	3,505	14,965	24,948	18,720	12,336	15,366	10,110	7,763	6,266
下関	215	342	1,526	2,913	1,985	1,209	1,310	835	570	451
山口	139	239	1,062	1,854	1,270	804	955	572	418	335
萩	181	227	909	1,825	1,319	760	936	673	476	433
徳防	76	137	383	616	464	268	323	185	145	84
岩国	176	262	895	1,751	1,262	846	1,073	618	459	326
光	131	191	741	1,262	890	527	597	325	261	213
長門	175	201	927	1,469	1,059	660	787	506	387	298
柳井	109	116	540	945	658	467	643	307	208	154
厚狭	76	118	353	552	402	239	236	154	93	80
山口県計	1,393	2,025	8,001	14,366	10,071	6,237	7,294	4,459	3,226	2,517
全管計	6,208	9,303	38,103	62,953	46,583	30,145	37,556	24,631	18,674	14,718

800 万円 以下	1,000万円 以下	1,200万円 以下	1,500万円 以下	2,000万円 以下	3,000万円 以下	5,000万円 以下	5,000万円 超	計	区分 署名	
292	380	213	187	158	105	64	24	8,844	鳥取県 米倉島	
297	368	259	251	190	109	62	18	9,054		
115	117	75	59	66	61	26	5	4,544		
704	865	547	497	414	275	152	47	22,442		
368	472	255	267	223	154	99	29	11,425	松江 出益石 大西島	
114	108	59	58	53	39	26	8	4,797		
246	296	188	183	161	95	60	14	7,751		
71	71	49	47	37	25	20	5	2,803		
43	46	24	21	20	20	10	1	1,629		
49	69	38	25	27	23	14	3	2,901		
19	24	14	17	11	6	3	2	805		
910	1,086	627	618	532	362	232	62	32,111		
492	712	451	444	394	317	171	80	12,495		岡山 西児倉 津玉 笠高 新瀬久
609	900	593	527	438	342	177	75	14,880		
150	159	90	74	53	55	21	13	4,486		
104	115	71	71	88	45	31	18	3,339		
572	717	446	422	356	251	121	62	16,417		
141	156	89	87	78	45	44	19	4,581		
200	280	147	122	123	98	47	11	7,095		
60	69	40	47	30	36	16	5	2,914		
119	110	80	74	88	57	23	20	4,383		
56	63	27	25	30	20	11	3	1,919		
30	41	15	15	14	17	4	3	1,491		
102	133	86	71	68	53	23	9	4,726		
42	62	37	35	21	20	17	3	2,085		
2,677	3,517	2,172	2,014	1,781	1,356	706	321	80,811		
360	571	365	334	296	252	139	61	8,798	広島 島 竹三 尾福 府三 庄西 廿海 吉	
325	460	310	314	215	157	90	38	8,478		
632	873	502	535	455	385	221	107	15,064		
681	857	490	420	354	243	150	67	18,733		
392	441	253	214	186	170	68	31	12,624		
99	110	56	57	42	35	18	7	3,390		
151	148	91	86	71	49	39	10	4,925		
203	243	159	126	129	99	58	24	7,826		
647	868	473	468	340	288	181	80	17,840		
126	159	88	101	75	55	43	16	4,878		
69	86	47	29	27	19	25	6	2,673		
41	55	24	23	28	20	8	1	1,920		
232	394	228	172	123	94	52	26	6,811		
467	604	365	364	313	212	118	44	13,950		
361	435	250	216	202	133	68	40	11,844		
42	53	19	22	15	16	7	3	1,971		
4,828	6,357	3,720	3,481	2,871	2,227	1,285	561	141,725		
341	409	293	256	249	152	81	38	13,175	下宇 山萩 徳防 岩光 長柳 厚山	
287	357	254	246	204	132	83	22	9,233		
300	389	232	194	164	118	60	20	9,216		
68	69	37	44	40	34	21	3	2,997		
274	326	181	167	176	119	66	24	9,001		
140	179	93	93	67	84	43	8	5,845		
206	277	142	132	116	94	64	19	7,519		
102	112	95	73	55	46	23	8	4,661		
63	47	21	29	25	28	12	5	2,533		
55	77	44	40	33	24	10	3	2,621		
54	60	29	25	21	13	6	-	2,313		
1,890	2,302	1,421	1,299	1,150	844	469	150	69,114		
11,009	14,127	8,487	7,909	6,748	5,064	2,844	1,141	346,203		全管計

(3) 税務署別人員 (その3 合計)

区分 署名	70 万 円	100 万 円	150 万 円	200 万 円	250 万 円	300 万 円	400 万 円	500 万 円	600 万 円	700 万 円
	以 下	以 下	以 下	以 下	以 下	以 下	以 下	以 下	以 下	以 下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	315	464	1,454	2,101	1,629	1,096	1,430	958	662	496
米子	282	456	1,530	2,174	1,674	1,124	1,446	902	643	538
倉吉	173	328	912	1,216	904	646	808	498	351	255
鳥取県計	770	1,248	3,896	5,491	4,207	2,866	3,684	2,358	1,656	1,289
松山	329	534	1,778	2,550	2,100	1,462	1,944	1,205	792	645
浜田	158	238	931	1,214	964	625	789	459	308	224
出雲	239	421	1,265	1,752	1,413	1,023	1,472	927	593	427
益田	100	164	539	748	547	369	478	282	177	135
石見	60	98	313	437	345	223	286	175	140	78
大田	96	136	496	637	588	432	625	343	253	155
西郷	29	51	183	236	201	115	142	89	63	43
島根県計	1,011	1,642	5,505	7,574	6,158	4,249	5,736	3,480	2,326	1,707
岡山	314	543	1,570	2,256	2,038	1,479	1,939	1,300	960	704
山西	344	514	1,756	2,608	2,310	1,800	2,335	1,628	1,183	877
西大	131	209	779	1,060	851	594	859	519	351	221
児島	117	180	629	829	696	498	714	377	262	149
倉敷	403	666	2,144	3,517	2,743	2,035	2,820	1,730	1,171	873
玉島	132	170	641	1,127	870	601	841	472	317	227
津山	232	382	1,087	1,519	1,256	858	1,192	792	561	388
玉野	77	128	457	883	616	381	500	250	160	100
笠岡	127	241	763	1,024	767	542	715	454	308	209
高梁	61	92	355	448	316	281	323	206	129	119
新見	51	79	280	378	259	189	293	143	97	75
瀬戸	134	221	757	1,201	857	577	740	454	328	217
久世	72	130	369	431	369	305	378	238	160	91
岡山県計	2,195	3,555	11,587	17,281	13,948	10,140	13,649	8,563	5,987	4,250
広島	256	385	1,114	1,636	1,296	934	1,181	804	619	520
島南	231	312	1,142	1,734	1,347	928	1,184	799	560	446
島西	339	617	1,941	2,805	2,189	1,551	2,215	1,385	1,040	888
島北	553	805	2,553	4,316	3,459	2,557	3,224	2,000	1,414	965
呉	297	449	1,925	3,266	2,449	1,535	1,941	1,114	821	548
竹原	137	157	606	937	681	457	584	355	240	140
三尾	166	234	752	1,104	888	673	823	486	362	222
福山	223	366	1,260	1,866	1,504	1,056	1,345	772	527	350
府中	578	836	2,635	3,477	2,983	2,218	2,942	1,902	1,328	995
三原	177	284	900	1,112	853	631	825	503	309	284
庄原	109	129	486	608	477	338	482	264	194	138
西条	70	91	273	430	342	255	363	209	129	103
日市	210	251	873	1,315	1,132	791	1,065	654	447	415
海田	392	548	1,800	3,124	2,521	1,747	2,219	1,369	935	692
吉田	299	442	1,667	2,847	2,206	1,560	1,826	1,080	721	559
広島県計	4,096	6,005	20,299	31,068	24,711	17,505	22,530	13,883	9,781	7,366
下関	402	620	2,068	3,543	2,572	1,676	1,951	1,199	761	546
宇山	267	452	1,505	2,370	1,747	1,224	1,577	870	586	447
萩	279	359	1,194	2,124	1,646	1,025	1,350	896	591	515
徳防	114	209	562	832	652	412	595	329	220	117
岩国	300	445	1,298	2,229	1,728	1,261	1,691	1,001	654	421
光	204	296	993	1,541	1,166	737	930	516	373	271
長門	267	356	1,270	1,864	1,452	1,069	1,311	769	531	373
柳井	162	204	737	1,189	887	645	921	467	306	195
厚狭	117	162	492	753	581	396	430	269	150	112
山口	98	150	496	775	548	339	420	249	169	112
山口県計	2,304	3,392	11,042	17,884	13,437	9,109	11,480	6,759	4,462	3,177
全管計	10,376	15,842	52,329	79,298	62,461	43,869	57,079	35,043	24,212	17,789

800 万円 以下	1,000万円 以下	1,200万円 以下	1,500万円 以下	2,000万円 以下	3,000万円 以下	5,000万円 以下	5,000万円 超	計	区分 署名	
343	448	257	213	179	127	77	27	12,276	鳥取県 米倉島	
342	440	291	285	215	136	73	21	12,572		
150	160	94	79	77	66	32	7	6,756		
835	1,048	642	577	471	329	182	55	31,604		
450	560	300	301	250	179	118	38	15,535		松江 出益石 大西島
142	137	69	71	62	49	34	16	6,490		
300	374	228	226	187	118	76	18	11,059		
85	87	59	52	48	32	26	9	3,937		
53	62	37	28	21	26	11	1	2,394		
80	91	48	31	33	27	17	5	4,093		
28	34	16	19	13	9	3	2	1,276		
1,138	1,345	757	728	614	440	285	89	44,784		
549	775	490	484	444	353	195	84	16,477	岡山 山	
674	960	626	560	479	379	196	81	19,310		
185	185	101	85	68	64	25	13	6,300		
131	133	82	81	95	55	40	18	5,086		
637	798	485	458	411	285	142	67	21,385		
168	183	97	97	89	56	49	22	6,159		
225	304	159	133	144	114	57	19	9,422		
74	79	48	52	37	42	20	7	3,911		
145	138	86	83	99	65	26	22	5,814		
73	71	30	33	35	25	11	3	2,611		
38	51	17	15	15	19	6	3	2,008		
117	164	98	82	80	57	31	9	6,124		
49	67	41	38	25	21	21	3	2,808		
3,065	3,908	2,360	2,201	2,021	1,535	819	351	107,415		
407	618	395	386	360	332	190	96	11,529		広島 島 竹三尾 福府三 庄西甘 海吉 廣島
357	498	337	343	254	184	106	53	10,815		
681	940	545	585	502	433	261	123	19,040		
759	955	527	470	396	286	177	78	25,494		
443	507	298	250	228	210	93	46	16,420		
123	137	62	66	52	38	23	7	4,802		
173	167	105	102	84	58	49	12	6,460		
246	299	183	144	149	123	74	37	10,524		
721	966	517	526	385	346	215	98	23,668		
144	179	102	114	93	63	48	18	6,639		
87	99	57	34	33	31	32	9	3,607		
51	64	28	26	32	23	9	1	2,499		
265	437	244	184	144	111	63	32	8,633		
534	675	403	409	352	245	141	57	18,163		
414	486	270	241	226	158	88	51	15,141		
55	68	20	29	21	21	13	4	2,644		
5,460	7,095	4,093	3,909	3,311	2,662	1,582	722	186,078		
399	472	334	299	293	192	106	46	17,479	下宇山 萩 徳防岩 光 長柳厚 山口	
335	399	291	272	240	160	96	26	12,864		
352	438	250	213	192	139	72	24	11,659		
92	100	43	56	51	39	23	5	4,451		
341	396	220	199	210	147	86	29	12,656		
175	228	119	118	88	105	50	11	7,921		
252	325	163	160	144	109	77	22	10,514		
121	135	108	81	68	52	29	12	6,319		
85	75	36	39	35	31	15	6	3,784		
77	100	53	46	40	31	18	10	3,731		
69	69	35	31	30	17	9	2	3,056		
2,298	2,737	1,652	1,514	1,391	1,022	581	193	94,434		
12,796	16,133	9,504	8,929	7,808	5,988	3,449	1,410	464,315		全管計

2-3 所得種類別状況

(1) 所得種類別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額		申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの	人	外	千円	千円	
事業	営業等所得	113,057	3,193	14,593	2,999,915	411,393,496	28,228,309
	農業所得	5,518	15,288	18,595	4,472,693	20,973,603	709,359
	計	118,575	18,481	33,188	7,472,608	432,367,099	28,937,668
利子所得	30	-	-	559	-	285,326	9,044
配当所得	291	-	-	17,650	-	17,732,294	895,493
不動産所得	48,954	2,697	82,405	1,325,811	275,352,898	18,953,176	
給与所得	167,918	-	54,575	-	914,895,013	27,890,866	
総合譲渡所得	143	973	975	568,543	2,347,507	340,725	
一時所得	3,508	-	17,301	-	23,340,857	1,370,307	
雑所得	112,679	-	100,889	-	275,778,011	4,773,622	
(損益通算による差額)	-	-	-	8,306,685	2,710,110	-	
合 計	452,098	22,151	307,542	17,673,647	1,944,809,114	83,170,901	
分離短期譲渡所得	136	66	337	-	1,903,113	311,108	
分離長期譲渡所得	9,627	249	3,201	-	115,561,376	14,492,318	
株式等の譲渡等所得	2,219	-	7,007	-	36,591,322	2,474,009	
山林所得	30	23	136	-	181,376	6,262	
退職所得	205	-	559	-	3,777,254	95,608	
総 計	464,315	22,489	318,782	17,673,647	2,102,823,556	100,550,205	

調査対象 平成16年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成17年3月31日

- (注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。
 なお、「所得金額」は「主たるもの」及び「従たるもの」の区分することなく、各種類ごとの金額の合計を掲げた。
- 2 外書は、損失額のあるものの人員及びその損失額である。
- 3 所得金額は、特後所得（青色事業専従者控除等青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の所得金額をいう。）で示している。

(2) 人員の累年比較

区 分	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年
	人	人	人	人	人
事業 { 営業等所得	150,401	138,460	128,794	124,485	127,650
事業 { 農業所得	34,886	36,104	30,726	32,267	24,113
事業 { 計	185,287	174,564	159,520	156,752	151,763
利子所得	662	556	557	602	589
配当所得	20,319	18,139	17,312	17,152	17,941
不動産所得	136,481	132,392	129,838	128,725	131,359
給与所得	238,657	233,118	222,441	224,543	222,493
総合譲渡所得	960	1,442	1,037	980	1,118
一時所得	24,058	26,356	28,298	28,794	20,809
雑所得	184,023	180,587	175,144	175,479	213,568
分離短期譲渡所得	380	395	325	315	473
分離長期譲渡所得	12,358	10,916	9,892	9,682	12,828
株式等の譲渡等所得	1,261	944	1,057	8,888	9,226
山林所得	331	272	194	221	166
退職所得	650	878	974	843	764
合 計	805,427	780,559	746,589	752,976	783,097

(注) 人員は、「主たるもの」と「従たるもの」との合計人員によった。

(3) 所得金額の累年比較

区 分	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
事業 { 営業等所得	490,868	465,528	422,264	401,543	411,393
事業 { 農業所得	23,939	24,919	22,527	23,083	20,974
事業 { 計	514,807	490,446	444,791	424,627	432,367
利子所得	386	290	249	250	285
配当所得	17,187	16,843	15,556	15,818	17,732
不動産所得	271,383	268,955	270,179	273,238	275,353
給与所得	1,037,105	1,014,711	966,030	953,868	914,895
総合譲渡所得	1,147	2,141	1,263	1,850	2,348
一時所得	23,327	27,526	27,076	28,343	23,341
雑所得	235,045	225,789	216,252	213,649	275,778
損益通算による差額	1,461	4,265	2,505	2,143	2,710
分離短期譲渡所得	865	910	751	568	1,903
分離長期譲渡所得	142,371	116,283	102,739	92,535	115,561
株式等の譲渡等所得	11,467	10,031	8,575	26,667	36,591
山林所得	568	434	289	290	181
退職所得	3,582	4,632	4,537	4,592	3,777
合 計	2,260,700	2,183,258	2,060,792	2,038,437	2,102,824

(4) 業種別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額	申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの				
	人	外	人	外	千円	千円
営 業 等 所 得						
畜 産 水 産 業	3,382	124	772	83,178	12,470,754	758,436
医 療 保 健 業	5,034	65	374	172,709	75,333,199	10,535,771
弁 護 士、税 理 士、建 築 士 等	1,777	134	454	91,908	17,467,533	1,655,386
そ の 他 の 庶 業	17,479	390	3,424	175,167	49,002,680	2,147,696
各 種 商 品 小 売 業	39	3	7	2,377	90,899	2,787
飲 食 料 品 小 売 業	3,363	340	796	295,307	9,361,077	418,835
繊 維、身 ま わ り 品 小 売 業	968	93	162	95,501	2,417,240	110,070
家 具 小 売 業	56	9	10	14,496	168,916	6,299
雑 貨 類、日 用 具 類 小 売 業	2,772	209	386	214,008	9,179,127	505,519
機 械 器 具 小 売 業	1,735	60	161	41,362	5,099,646	242,045
そ の 他 の 小 売 業	1,618	169	884	154,547	5,053,658	303,576
料 理 飲 食 業	9,118	328	797	345,560	20,161,203	891,419
卸 売 業	2,152	77	260	96,566	7,945,506	577,768
製 造 小 売 業	1,890	63	141	66,131	5,545,378	254,854
製 造 卸 売 業	1,938	74	218	96,117	6,400,693	350,682
受 託 加 工 業	3,734	58	356	710,008	12,745,031	760,958
修 理 業	3,381	47	215	35,879	10,999,514	536,667
サ ー ビ ス 業	12,638	273	1,134	259,718	32,815,450	1,705,445
建 設 業	29,730	168	1,098	217,417	99,142,547	4,899,417
そ の 他 の 営 業	10,253	509	2,944	470,958	29,993,445	1,564,681
合 計	113,057	3,193	14,593	2,999,915	411,393,496	28,228,309

(注) 「(1)所得種類別内訳」の営業等所得について、業種別の内訳を示したものである。

- 用語の説明
- 1 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、たばこ小売業等が含まれる。
 - 2 「その他の営業」には、運送業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業等が含まれる。
 - 3 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれる。
 - 4 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師（はり師、きゅう師、あんま、指圧師等）、獣医、助産婦、歯科技工師等が含まれる。
 - 5 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等が含まれる。
 - 6 「その他」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職業選手、棋士、外交官、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、ホステス、易者等が含まれる。

3 源泉所得税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。

課税状況は、全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。

源泉徴収税率

1	利子所得(源泉分離課税)	15%
2	配当所得	
(1)	総合課税分(軽減税率適用)	7%
(2)	総合課税分(普通税率適用)	20%
(3)	源泉分離課税分	15%
3	割引債の償還差益(源泉分離課税)	16・18%
4	特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	7%
5	給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)
6	退職所得	
(1)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」	(略)
(2)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合	20%
7	報酬・料金等	
(1)	原稿料等(所得税法第204条第1項第1号) 弁護士、税理士等(同第2号) 職業野球選手、騎手等(同第4号) 芸能等についての出演、演出等(同第5号) 契約金(同第7号)	1回の支払金額100万円までの部分 10% 1回の支払金額100万円超の部分 20%
(2)	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号) 職業拳闘家(同第4号) 外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号) バー、キャバレーのホステス等(同第6号) 広告宣伝の賞金(同第8号) 競馬の馬主が受ける賞金(同第8号)	= 1回の支払金額1万円を超える額 = 1回の支払金額5万円を超える額 = 月中の支払金額12万円を超える額 = (5千円×日数)を超える額 = 1回の支払金額50万円を超える額 =(賞金額の20%+60万円)を超える額
(3)	診療報酬(同第3号)	= その月分の支払金額20万円を超える額 10%
8	公的年金等(所得税法第203条の2)	= ((公的年金等の支給額) - (控除額)) 10%
9	生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条)	(支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円を超えるもの 10%

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額
	千円	千円	千円
平成 12 年 分	1,464,263,808	218,880,749	541,988,586
13	1,945,871,870	290,798,236	615,124,001
14	465,157,914	69,882,121	116,214,177
15	297,013,375	44,416,974	68,238,750
16	263,561,395	39,451,439	65,457,043
公 社 債	655,785	98,499	118,266
社 債	3,498,693	520,269	2,299,433
預 貯 金	231,560,889	34,618,353	59,393,844
郵便貯金	14,900,091	2,225,127	1,933,275
銀行預金	7,203,157	1,079,033	1,626,310
銀行以外の金融機関の預金	2,942,006	488,283	12,562
勤務先預金の利子	389,092	58,721	73,192
合同運用信託の収益の分配	38,087	5,717	161
公社債運用信託の収益の分配			
小 計	261,187,800	39,094,002	65,457,043
定期積金の給付補てん金等	2,251,912	338,012	-
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	177,444	18,662	-
割引債の償還差益	4,239	763	-
計	263,561,395	39,451,439	65,457,043

調査対象 平成16年2月から平成17年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額
	千円	千円	千円
平成 12 年 分	111,161,270	22,188,457	11,218,508
13	110,343,129	22,060,088	14,450,564
14	122,711,521	24,542,148	13,437,422
15	134,153,509	21,340,373	13,376,996
16	138,853,483	21,712,833	16,413,641
利 益 又 は 利 息 の 配 当 、 剰 余 金 の 配 分 、 基 金 利 息 の 配 分 等	138,852,101	21,712,644	16,413,481
公 募 私 募 証 券 投 資 信 託 の 収 益 の 配 分 等	1,382	189	160
計	138,853,483	21,712,833	16,413,641

調査対象 配当等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」等及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「一般課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

税 分	合 計		区 分	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額		
その他非課税分支払金額				
千円	千円	千円		
97,281,015	2,103,533,409	218,880,749	平成 12 年 分	
78,068,773	2,639,064,644	290,798,236	13	
66,660,727	648,032,818	69,882,121	14	
29,060,523	394,312,648	44,416,974	15	
47,836,366	376,854,804	39,451,439	16	
8,915,094	9,689,145	98,499	公 社 郵 便 貯 金 銀 行 預 金 銀行以外の金融機関の預金利子 勤務先預金の利子 合同運用信託の収益の分配 公社債運用信託の収益の分配	
30,384,154	36,182,280	520,269		
782,260	291,736,993	34,618,353		
2,579,433	19,412,799	2,225,127		
5,007,152	13,836,619	1,079,033		
-	2,954,568	488,283		
19,057	481,341	58,721		
2	38,250	5,717		
47,687,152	374,331,995	39,094,002		小 計
149,214	2,401,126	338,012		定期積金の給付補てん金等 匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益 割引債の償還差益
-	117,444	18,662		
-	4,239	763		
47,836,366	376,854,804	39,451,439	計	

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分		合 計		区 分
支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
千円	千円	千円	千円	
1,605,054	561,769	123,984,832	22,750,226	平成 12 年 分
1,305,472	452,185	126,099,165	22,512,273	13
2,473,214	848,819	138,622,157	25,390,967	14
4,983,304	1,727,108	152,513,809	23,067,481	15
-	-	155,267,124	21,712,833	16
-	-	155,265,582	21,712,644	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配等 公募私募証券投資信託の収益の分配等
-	-	1,542	189	
-	-	155,267,124	21,712,833	計

用語の説明 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば次のようなものが挙げられる。①利子等の支払調書 ②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書 ③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ④給与所得の源泉徴収票 ⑤非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書

(3) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
給与所得 { 俸給、給料、賞与 日雇労働者の賃金 計	646,485	1,934,920,354	82,251,951	3,883,980	11,550,540,737
	-	4,208,804	119,367	-	300,852,465
	-	1,939,129,158	82,371,318	-	11,851,393,202
退職所得	18,403	194,481,630	4,568,665	122,281	246,860,115
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	2	-

調査対象 平成16年分の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」等及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

区 分	給 与 所 得						
	官 公 庁		そ の 他		合 計		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
給与所得	平成12年分	2,316,983,631	93,964,687	11,231,279,358	367,508,380	13,548,262,989	461,473,067
	13	2,343,929,618	104,105,603	10,865,872,550	349,016,888	13,209,802,169	453,122,491
	14	2,090,634,342	91,837,754	10,830,012,745	344,449,694	12,920,647,086	436,287,448
	15	2,073,628,726	86,992,605	12,147,231,326	329,623,958	14,220,860,052	416,616,563
	16	1,939,129,158	82,371,318	11,851,393,202	345,190,350	13,790,522,360	427,561,668
退職所得	平成12年分	195,532,937	4,357,452	377,628,883	6,314,652	573,161,820	10,672,104
	13	220,933,182	5,601,084	510,300,203	8,624,128	731,233,385	14,225,212
	14	196,326,426	5,081,228	490,421,623	9,308,052	686,748,049	14,389,280
	15	208,901,199	5,035,911	246,386,471	6,956,652	455,287,670	11,992,563
	16	194,481,630	4,568,665	246,860,115	7,412,729	441,341,745	11,981,394

(注) 「(3)給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源 泉 徴 収 選 択 口 座 内 調 整 所 得 金 額 等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	57,526,786	3,816,911

調査対象 平成16年2月から平成17年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

他	合 計			区 分
源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	
千円	人	千円	千円	
343,438,963	4,530,465	13,485,461,091	425,690,914	俸給、給料、賞与 日雇労働者の賃金 } 給与所得 計
1,751,387	-	305,061,269	1,870,754	
345,190,350	-	13,790,522,360	427,561,668	
7,412,729	140,684	441,341,745	11,981,394	退職所得
64	2	-	64	災害減免法により徴収猶予したもの

用語の説明 「徴収猶予」とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続きを猶予すること。したがって、一定の期間、法定の納期限を延長するいわゆる延納制度とは異なるものである。

(6) 報酬、料金等の課税状況

区 分		人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
平成	12 年 分	766,465	533,550,080	35,288,774
	13	1,160,897	568,094,523	33,939,591
	14	931,522	552,862,278	32,691,019
	15	842,704	546,541,725	29,406,986
	16			
法 第 204 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	184,303	16,815,417	1,737,304
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	283,428	84,291,396	8,538,090
	診察報酬	7,053	118,216,482	10,408,985
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	47,692	73,760,365	4,125,508
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	10,263	3,019,848	312,807
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	12,103	13,792,255	829,183
	契約金・賞金	4,122	1,673,788	163,591
	小 計	548,964	311,569,551	26,115,468
法第203条の2該当 公 的 年 金 等		111,999	120,190,226	1,489,705
法第207条該当 生命保険契約等に基づく年金		229,702	87,793,269	274,935
法第174条該当 馬主に支払われる競馬の賞金等		553	806,097	80,062
計		891,218	520,359,143	27,960,168
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-

調査対象 平成16年分の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(7) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収税額
		課 税 分	非課税分又は は 免 税 分	総 額	
	人	千円	千円	千円	千円
公社債、預貯金の利子等	-	90,978	-	90,978	12,019
利益又は利息 の配当、剰余 金の分配、基 金利息の分配	5,477	5,903,600	-	-	589,564
一般分 源泉分離選択 課税適用分 計	-	-	-	-	-
	5,477	5,903,600	4,644	5,908,244	589,564
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	5,554	-	5,554	1,111
給 与 ・ 賞 与 等	1,967	2,389,807	1,408,083	3,797,890	422,530
退 職 所 得	5	57,977	829	58,806	10,377
役 務 の 報 酬	651	2,368,964	402,762	2,771,726	446,647
工業所有権その他の技術に関する権利等 の使用料又はその譲渡による対価	102	2,231,199	984	2,232,183	190,439
著作権の使用料又はその譲渡による対価	234	997,968	-	997,968	84,641
貸 付 金 の 利 子	3,547	83,009	-	83,009	16,318
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は 航空機、船舶の貸付による所得	189	452,597	-	452,597	73,949
機 械 等 の 使 用 料	31	53,924	-	53,924	10,781
土地等の譲渡による対価	29	37,546,086	-	37,546,086	3,753,884
人的役務提供事業の対価	3,734	707,873	2,690	710,563	141,469
生命保険契約等に基づく年金	2,185	668,916	-	668,916	980
賞 金	-	-	-	-	811
合 計	-	53,558,452	1,819,992	55,378,444	5,755,520

調査対象 平成16年分の源泉所得税について、平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(8) 加算税の状況

区 分	不 納 付 加 算 税	重 加 算 税	計
	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	21,250	-	21,250
配 当 所 得 等	14,651	102	14,753
給 与 所 得	588,656	46,484	635,140
退 職 所 得	17,325	28	17,353
報酬・料金等所得	25,988	1,439	27,425
非居住者等所得	32,886	805	33,691
合 計	700,754	48,857	749,610

左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの				
区 分	適用の内容	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
公 社 債 、 預 貯 金 の 利 子 等	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基 金 利 息 の 分 配	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	26	189,406	18,941
著作権の使用料又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	205	965,124	81,365
貸 付 金 の 利 子	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空 機、船舶の貸付による所得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
賞 金	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計		231	1,154,530	100,306

(9) 税務署別課税状況

署名	利子所得等	配当所得	株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県計	272,526	640,251	232,393	26,408,230	816,412	1,634,055	64,025	30,067,890
松島根県計	336,550	1,323,429	186,335	32,516,202	859,997	2,026,775	101,638	37,350,927
岡山県計	1,035,585	6,723,766	1,230,319	102,403,108	2,735,913	6,482,913	414,276	121,025,881
広島県計	37,043,633	9,751,681	1,511,275	194,426,726	5,913,577	13,059,794	4,704,054	266,410,740
山口県計	763,145	3,273,708	656,590	71,807,403	1,655,495	4,756,630	471,527	83,384,497
全管計	39,451,439	21,712,833	3,816,911	427,561,668	11,981,394	27,960,168	5,755,520	538,239,934

(注) 「(1)利子所得等の課税状況」～「(7)非居住者等所得の課税状況」を税務署別に示したものである。

(10) 税務署別源泉徴収義務者数

署名	利子所得等	配当所得	特定口座内 保管理所得 給与所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	
	件	件	件	件	件	
鳥取県	160	220	3	6,165	5,701	19
米子	289	246	3	6,360	5,743	11
倉吉	134	93	1	3,383	3,227	4
鳥取県計	583	559	7	15,908	14,671	34
松山県	221	341	4	7,069	5,900	18
浜田	165	108	2	3,390	2,691	5
出雲	213	216	1	5,025	4,075	6
益田	53	102	-	2,010	2,117	5
石見	44	45	-	1,275	1,100	2
大田	40	59	-	1,778	1,156	2
西郷	27	18	-	756	405	2
松山県計	763	889	7	21,303	17,444	40
岡山県	207	412	29	9,442	8,336	39
山陽	199	395	13	9,702	8,352	33
西大寺	106	77	5	2,877	2,127	6
児島	42	87	5	2,508	2,353	8
倉敷	247	248	20	9,544	8,537	29
玉島	70	65	5	2,518	1,990	2
津山	83	124	12	5,169	5,378	12
玉野	34	73	5	1,622	1,346	2
笠岡	73	87	6	2,772	2,208	9
高梁	77	40	2	1,154	788	2
新見	22	33	-	863	919	1
瀬戸	94	64	5	2,890	2,159	8
久世	43	38	4	1,320	1,372	2
岡山県計	1,297	1,743	111	52,381	45,865	153
広島県	162	346	10	8,623	8,104	73
広島東	82	198	-	5,365	4,704	14
広島西	177	591	6	11,269	10,831	58
広島北	187	220	1	8,878	7,616	25
呉	135	175	3	6,689	6,312	27
竹原	81	53	2	1,631	1,299	4
三原	79	82	4	2,800	2,571	14
尾道	102	168	6	4,918	4,152	18
福山	298	426	20	12,352	10,679	61
府中	119	120	6	3,682	3,546	6
三原	45	67	2	1,628	1,132	8
庄原	47	59	1	1,155	806	1
西条	74	98	2	3,477	2,738	11
廿日市	189	155	1	6,421	5,519	23
海田	122	136	-	4,525	3,928	16
吉田	31	19	-	1,078	689	-
広島県計	1,930	2,913	64	84,491	74,626	359
山口県	257	338	4	7,466	6,875	11
下関	133	248	5	5,107	4,450	14
宇部	164	181	2	4,670	3,694	8
萩	71	40	1	1,902	1,253	-
徳山	108	228	5	5,632	4,426	23
防府	90	110	3	2,996	2,040	5
岩国	148	105	3	4,164	3,065	29
光	67	48	-	2,289	1,577	5
長門	72	41	1	1,423	986	1
柳井	82	48	2	1,522	982	6
厚狭	74	22	-	1,444	1,021	2
山口県計	1,266	1,409	26	38,615	30,369	104
全管計	5,839	7,513	215	212,698	182,975	690

調査時点 平成17年6月30日

用語の説明 源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

4 法 人 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度についての法人課税状況及び法人数の状況から成っている。

法人課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数は内国普通法人だけについて、業種別・資本金階級別等に、その構造を示したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。

法人税課税状況	法人数の本調査	会社等	内国普通法人		人格のない社団等 協同組合等 公益法人等 外国法人
			活動中の次の法人	休業中の会社等	
			株式会社 合名会社 合資会社 有限会社 協業会社	特殊な法人 日本銀行 理化学研究所 証券・商品取引所 日本原子力研究所	
			相互会社 医療法人 相医企業 業組	社 人 合	

用語の説明

1 法人の種類及び課税の範囲

- | | | |
|---------|---------------------|--|
| 内国法人・・・ | 国内に本店又は主たる事業所を有する法人 | 公共法人・・・法人税法別表第1に該当する法人＝法人税の納税義務を有しない。（例：国民生活金融公庫・住宅金融公庫・地方公共団体・日本道路公団・日本放送協会） |
| | | 公益法人等・・・法人税法別表第2に該当する法人＝その法人の所得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課税される。（例：小型自動車競走会・社会福祉法人・宗教法人・学校法人・商工会議所・農業共済組合・特定非営利活動法人《NPO法人》） |
| | | 協同組合等・・・法人税法別表第3に該当する法人＝課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。（例：農業協同組合・漁業協同組合・労働金庫・信用金庫・森林組合） |
| | | 人格のない社団等・・・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。 |
| | | 普通法人・・・上記以外の法人＝課税の範囲について特例はない。 |
- 外国法人・・・内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得について課税される。
- 2 事業年度・・・法人の決算期間をいう。通常、年1回決算（決算期間12か月）する法人と、年2回決算（決算期間6か月）する法人がある。
- 3 資本金・・・事業年度末（年2回決算の会社では下期の決算期）の払込済資本金額であり、資本積立金額は含まない。

法人税の税率

(平成11年4月1日以後開始事業年度)

- 1 各事業年度の所得
 - (1) 協同組合等・公益法人
所得金額の 22%
(特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額 26%)
 - (2) 普通法人等
所得金額の 30%
(資本金1億円以下の法人の所得金額のうち、年800万円以下の部分 . . . 22%)
- 2 清算所得
 - (1) 協同組合等
清算所得金額の 20.5%
 - (2) 普通法人等
清算所得金額の 27.1%
- 3 同族会社の留保金
各事業年度の留保所得金額から、①資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額、②所得等の金額の35%相当額、③年1,500万円のうち最も多い金額を控除した金額
 - 年3,000万円以下の金額の 10%
 - 年3,000万円を超え1億円以下の金額の 15%
 - 年1億円を超える金額の 20%

4-1 課税状況

(1) 現事業年度分の課税状況

区 分		内 国 法						
		普 通 法 人		人 格 の な い 社 団 等		協 同 組 合 等		
		事業年度数	金 額	事業年度数	金 額	事業年度数	金 額	
税 額 合 計	平成12年度	43,109	千円 359,018,313	231	千円 86,761	2,155	千円 12,017,472	
	13	43,850	363,668,888	357	135,117	2,107	11,048,392	
	14	43,166	300,303,358	458	164,543	2,094	8,767,515	
	15	42,274	330,467,346	481	164,662	2,070	7,684,775	
	16	43,244	355,300,267	565	176,457	2,055	4,876,821	
法 定 事 業 年 度 分	確定申告	所得金額	43,172	1,207,872,193	563	749,482	2,131	23,866,124
		所得に対する税額	43,011	361,612,316	560	172,015	2,117	5,251,018
		税 額	42,938	349,215,758	560	171,458	2,046	4,841,111
	修正申告	所得金額	2,980	27,283,752	6	8,949	55	271,077
		税 額	2,938	5,450,259	6	1,993	59	65,161
	処理による増差税額のあるもの	所得金額	67	25,105,531	1	7,735	1	406
		税 額	75	868,005	1	2,256	1	89
	処理による減差税額のあるもの	所得金額	248	△ 1,321,404	5	△ 653	24	△ 216,602
		税 額	341	△ 662,067	7	△ 168	31	△ 52,991
	計	所得金額	43,452	1,259,482,367	568	769,585	2,135	23,922,646
		所得に対する税額	43,297	366,091,152	565	177,015	2,121	5,263,468
		税 額	43,220	355,249,188	565	176,457	2,051	4,858,781
清算確定分	所得金額	26	212,760	-	-	4	88,004	
	所得に対する税額	25	59,038	-	-	4	18,041	
	税 額	24	51,079	-	-	4	18,039	
税 額 合 計		43,244	355,300,267	565	176,457	2,055	4,876,821	
過 少 申 告 加 算 税		1,992	313,562	3	298	40	4,994	
無 申 告 加 算 税		173	29,152	46	854	7	140	
重 加 算 税		646	427,060	1	208	5	1,638	
税 額 総 計		46,055	356,070,040	615	177,817	2,107	4,883,592	

調査対象 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度分の事績

調査時点 平成17年6月30日

(注) 連結申告に関する計数は含まない。

人		外国法人		合計		区分		
公益法人等								
事業年度数	金額	事業年度数	金額	事業年度数	金額			
	千円		千円		千円			
800	1,683,916	2	26,654	46,297	372,833,116	平成12年度	税額合計	
809	1,940,255	2	54,960	47,125	376,847,610	13		
906	2,017,042	4	29,639	46,628	311,282,098	14		
958	1,672,352	8	43,462	45,791	340,032,596	15		
994	1,709,440	9	63,821	46,867	362,126,807	16		
986	7,597,496	10	267,382	46,862	1,240,352,677	所得金額	法定事業年度分	
980	1,676,504	9	79,177	46,677	368,791,031	所得に対する税額		確定申告
980	1,659,519	9	63,821	46,533	355,951,667	税額		
31	139,498	-	-	3,072	27,703,276	所得金額		修正申告
35	31,536	-	-	3,038	5,548,948	税額		
1	5,077	-	-	70	25,118,749	所得金額		処理による増差税額のあるもの
1	1,117	-	-	78	871,468	税額		
12△	37,457	-	-	289	△ 1,576,117	所得金額		処理による減差税額のあるもの
12△	8,240	-	-	391	△ 723,466	税額		
1,000	7,820,653	10	267,382	47,165	1,292,262,633	所得金額		計
994	1,725,650	9	79,177	46,986	373,336,463	所得に対する税額		
994	1,709,440	9	63,821	46,839	362,057,688	税額		
-	-	-	-	30	300,764	所得金額	清算確定分	
-	-	-	-	29	77,079	所得に対する税額		
-	-	-	-	28	69,119	税額		
994	1,709,440	9	63,821	46,867	362,126,807	税額合計		
24	1,350	-	-	2,059	320,203	過少申告加算税		
31	4,334	-	-	257	34,480	無申告加算税		
6	4,656	-	-	658	433,562	重加算税		
1,055	1,719,780	9	63,821	49,841	362,915,051	税額総計		

用語の説明 1 「清算確定分」欄の所得金額とは、法人が解散した場合における残余財産の価額が解散時における資本金額等を超える場合、その超える金額をいう。

2 税額とは、所得・留保及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額、外国税額などの控除額を差し引いた税額をいう。

(2) 既往事業年度分の課税状況

区 分	内 国 法									
	普 通 法 人			人 格 の な い 社 団 等			協 同 組 合 等			
	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	
		千円	千円		千円	千円		千円	千円	
法 定 事 業 年 度 分	申 告 額	3,178	9,648,154	2,962,372	339	234,778	51,682	84	255,267	74,741
	処理による増差 税額のあるもの	86	7,592,547	1,894,950	2	21,255	5,492	5	67,298	14,805
	処理による減差 税額のあるもの	365	△ 2,221,101	△ 809,918	5	△ 233	△ 51	16	△ 86,463	△ 19,033
清 算 確 定 分	申 告 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処理による増差 税額のあるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処理による減差 税額のあるもの	1	△ 92,630	△ 25,102	-	-	-	-	-	-
	過少申告加算税	1,452	-	231,518	3	-	770	51	-	5,116
	無申告加算税	134	-	19,353	182	-	3,091	2	-	20
	重 加 算 税	1,470	-	969,812	4	-	636	24	-	12,359
	合 計	-	-	5,242,983	-	-	61,619	-	-	88,007

調査対象：平成16年1月31日以前に終了した事業年度分の事績

調査期間：平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間に処理したもの

人			外 国 法 人			合 計			区 分	
公 益 法 人 等										
事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額		
	千 円	千 円		千 円	千 円		千 円	千 円		
164	1,332,987	306,925	-	-	-	3,765	11,471,187	3,395,721	申 告 額	法 定 事 業 年 度 分
5	7,478	1,774	-	-	-	98	7,688,577	1,917,020	処理による増差 税額のあるもの	
3	△ 17,418	△ 3,832	-	-	-	389	△ 2,325,215	△ 832,834	処理による減差 税額のあるもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	申 告 額	清 算 確 定 分
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処理による増差 税額のあるもの	
-	-	-	-	-	-	1	△ 92,630	△ 25,102	処理による減差 税額のあるもの	
39	-	3,343	-	-	-	1,545	-	240,746	過少申告加算税	
68	-	10,296	-	-	-	386	-	32,759	無申告加算税	
18	-	70,960	-	-	-	1,516	-	1,053,766	重 加 算 税	
-	-	389,466	-	-	-	-	-	5,782,074	合 計	

(3) 税務署別課税状況

署名	法定事業年度分						
	所得金額		所得に対する税額	税額			
	事業年度数	金額		事業年度数	金額		
		千円	千円	千円			
鳥取県計	取子	1,675	38,432,935	11,182,182	1,655	10,293,331	
	倉吉	1,560	22,513,805	6,242,040	1,552	6,180,719	
	大見	716	6,526,749	1,747,613	711	1,744,285	
	計	3,951	67,473,488	19,171,835	3,918	18,218,334	
島根県計	松江	1,646	35,187,505	9,843,282	1,627	9,323,836	
	出雲	619	6,326,774	1,727,731	611	1,745,132	
	益田市	1,082	17,631,010	4,940,028	1,079	4,857,304	
	大田	445	5,222,641	1,413,574	447	1,405,045	
	東郷	237	2,483,336	655,095	236	643,060	
	大田	437	4,094,131	1,123,001	437	1,131,270	
	西郷	126	1,626,372	455,165	125	468,866	
	計	4,592	72,571,770	20,157,875	4,562	19,574,513	
	岡山県計	山崎	2,463	96,287,711	28,062,614	2,454	27,347,604
		山西	2,650	50,921,021	14,442,931	2,627	14,256,981
大寺		581	14,043,007	4,071,674	574	4,026,935	
児島		481	10,381,775	2,951,766	478	2,775,756	
敷島		2,144	44,919,806	12,964,871	2,139	11,126,226	
玉島		481	9,376,892	2,650,722	481	2,791,924	
津山		1,103	19,822,407	5,638,427	1,099	5,917,679	
野田		374	5,430,820	1,521,184	372	1,519,673	
笠岡		548	25,723,854	7,368,328	544	7,178,774	
高梁		225	2,926,709	797,934	220	768,841	
瀬戸		226	1,576,111	408,373	224	404,320	
久世		561	9,360,643	2,643,277	559	2,612,984	
世田		330	3,012,841	821,809	327	842,421	
計		12,167	293,783,595	84,343,910	12,098	81,570,117	
広島県計		広島東	1,985	145,995,812	43,032,888	1,961	41,608,193
		広島南	1,193	46,047,385	13,394,753	1,186	12,885,779
	広島西	2,913	137,468,396	40,086,574	2,892	39,017,541	
	広島北	1,823	26,400,447	7,438,260	1,812	7,544,391	
	呉	1,402	22,192,031	6,335,389	1,393	6,188,182	
	竹原	232	2,631,569	771,527	232	739,295	
	三原	579	10,670,779	2,985,984	576	3,076,900	
	尾道	990	14,291,818	4,001,278	984	4,014,968	
	府中	2,707	91,260,878	26,485,897	2,680	26,082,075	
	三原	698	16,253,023	4,650,656	693	4,723,525	
	庄原	359	4,430,487	1,232,428	358	1,244,944	
	西条	244	4,362,655	1,232,284	240	1,209,655	
	日田市	866	40,446,592	11,886,616	866	12,751,330	
	吉田	1,182	19,312,668	5,489,618	1,174	5,419,393	
	田原	1,004	29,156,583	8,891,691	999	8,962,521	
	計	18,387	613,372,981	178,571,285	18,254	176,129,466	
山口県計	下関	1,806	47,055,329	13,528,540	1,789	12,798,132	
	宇部	1,060	49,511,666	14,541,857	1,054	12,829,012	
	山口	1,002	64,531,716	19,072,096	999	18,671,335	
	萩	289	4,420,352	1,232,100	289	1,226,990	
	徳防	1,300	46,983,902	13,712,338	1,279	12,114,390	
	岩国	518	6,724,751	1,857,213	517	1,837,085	
	光	796	10,263,265	2,823,788	795	2,787,075	
	長門	405	5,918,096	1,671,501	399	1,673,472	
	柳井	187	1,700,583	460,670	183	456,316	
	厚狭	303	3,047,894	833,408	303	854,349	
	山口	402	4,903,245	1,358,049	400	1,317,103	
	計	8,068	245,060,798	71,091,558	8,007	66,565,259	
	全管計	47,165	1,292,262,632	373,336,463	46,839	362,057,689	

(注) 「(1) 現事業年度分の課税状況」を署別に示したものである。

清算確定分		税額	税額合計	税額総計	署名	
所得金額						
事業年度数	金額	千円	千円	千円		
4	29,491	7,370	10,300,700	10,319,860	鳥取県 米倉島	
1	4,212	1,141	6,181,860	6,193,070		
-	-	-	1,744,285	1,747,411		
5	33,702	8,511	18,226,845	18,260,341		
1	52	14	9,323,850	9,340,560		松江市 浜出益石大西島
-	-	-	1,745,132	1,748,674		
1	4,633	1,255	4,858,559	4,876,828		
1	1,288	264	1,405,309	1,410,531		
-	-	-	643,060	646,018		
-	-	-	1,131,270	1,132,328		
-	-	-	468,866	469,213		
3	5,973	1,533	19,576,046	19,624,153		
1	44	12	27,347,616	27,378,166	岡山市 西児倉玉津玉笠高瀬久	
2	79,732	16,505	14,273,487	14,301,474		
-	-	-	4,026,935	4,037,611		
-	-	-	2,775,756	2,790,905		
-	-	-	11,126,226	11,162,336		
-	-	-	2,791,924	2,808,870		
1	14,908	4,040	5,921,719	5,935,440		
1	8,211	2,225	1,521,898	1,527,915		
1	17,338	8,351	7,187,125	7,203,208		
-	-	-	768,841	769,508		
-	-	-	404,320	404,736		
-	-	-	2,612,984	2,620,715		
-	-	-	842,421	849,252		
6	120,233	31,133	81,601,250	81,790,135		
-	-	-	41,608,193	41,717,860		広島県 尾道市中次原条市田
-	-	-	12,885,779	12,924,282		
4	47,066	2,168	39,019,709	39,122,668		
1	71	19	7,544,410	7,572,589		
-	-	-	6,188,182	6,211,317		
1	854	230	739,525	740,732		
-	-	-	3,076,900	3,084,705		
-	-	-	4,014,968	4,026,168		
3	8,473	2,654	26,084,729	26,114,984		
-	-	-	4,723,525	4,734,329		
-	-	-	1,244,944	1,246,041		
1	1,786	484	1,210,139	1,220,309		
-	-	-	12,751,330	12,761,149		
-	-	-	5,419,393	5,424,343		
2	38,451	10,421	8,972,942	8,996,453		
-	-	-	660,773	662,370		
12	96,700	15,976	176,145,441	176,560,299		
-	-	-	12,798,132	12,808,268	下関市 宇山萩徳防岩光長柳厚山	
2	43,755	11,858	12,840,869	12,847,309		
-	-	-	18,671,335	18,686,705		
-	-	-	1,226,990	1,228,357		
-	-	-	12,114,390	12,156,662		
-	-	-	1,837,085	1,844,327		
-	-	-	2,787,075	2,795,014		
-	-	-	1,673,472	1,675,334		
-	-	-	456,316	461,010		
1	241	65	854,414	857,565		
1	160	43	1,317,146	1,319,573		
4	44,156	11,966	66,577,225	66,680,124		
30	300,764	69,119	362,126,807	362,915,052	全管計	

4-2 法人数

(1) 法人数等

区 分			法人数	所 得 金 額				
				利 益		欠 損		
				事業年度数	金 額	事業年度数	金 額	
内 国	普 通 法 人	会 社 等	145,159	41,558	1,197,921,523	104,993	443,158,626	
		うち 特定目的会社	2	3	722	-	-	
		企 業 組 合	160	30	259,648	137	357,918	
		相 互 会 社	-	-	-	-	-	
		医 療 法 人	3,214	1,860	61,300,736	1,364	6,753,974	
	人	中 間 法 人	19	4	460	15	43,885	
		小 計	148,552	43,452	1,259,482,367	106,509	450,314,403	
		人 格 の な い 社 団 等	990	568	769,585	440	578,788	
		法 人	農 業 協 同 組 合 会 及 び 同 連 合 会	233	86	3,000,040	149	6,543,638
			消 費 生 活 協 同 組 合 会 及 び 同 連 合 会	37	23	1,512,245	15	66,822
中 小 企 業 協 同 組 合 (企 業 組 合 を 除 く 。)	1,445		790	4,276,714	682	1,315,784		
漁 業 生 産 組 合 、 漁 業 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会	273		125	952,890	152	546,949		
森 林 組 合 、 同 連 合 会 及 び 生 産 森 林 組 合	362		167	1,162,872	205	208,121		
等	そ の 他	1,845	944	13,017,884	930	13,579,344		
	小 計	4,195	2,135	23,922,646	2,133	22,260,658		
	公 益 法 人 等	2,191	1,000	7,820,653	1,208	5,459,435		
外 国 法 人 等			43	10	267,382	33	37,948	
合 計			155,971	47,165	1,292,262,633	110,323	478,651,232	

調査対象 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成17年6月30日までに申告又は処理（更正・決定等）をしたもの。

(注) この表には、清算中の法人及び連結申告に関する計数は含まれていない。

(2) 税務署別法人数

署名	内 国 法 人											外国人	合計
	普 通 法 人							人格のない社 団等	協 同 組 合 等	公 益 法 人 等			
	会 社 等	企 業 組 合	相 互 会 社	医 療 法 人	特 定 目 的 会 社	中 間 法 人	小 計						
鳥取	4,104	5	-	108	-	-	4,217	36	227	103	-	4,583	
米子	4,134	4	-	136	-	1	4,275	33	153	83	1	4,545	
倉吉	1,869	3	-	62	-	-	1,934	26	98	34	-	2,092	
鳥取県計	10,107	12	-	306	-	1	10,426	95	478	220	1	11,220	
松江	4,353	2	-	112	-	1	4,468	39	250	160	-	4,917	
浜田	1,809	3	-	31	-	1	1,844	40	110	43	-	2,037	
出雲	2,649	3	-	90	-	-	2,742	29	126	58	2	2,957	
益田	1,272	5	-	25	-	-	1,302	17	52	24	-	1,395	
石見	629	1	-	18	-	-	648	9	55	18	-	730	
大田	919	1	-	22	-	-	942	18	87	18	-	1,065	
西郷	345	-	-	2	-	-	347	5	35	11	1	399	
島根県計	11,976	15	-	300	-	2	12,293	157	715	332	3	13,500	
岡山	7,607	7	-	142	-	1	7,757	36	232	113	2	8,140	
山崎	7,973	9	-	147	-	1	8,130	28	155	72	1	8,386	
西大	1,808	3	-	52	-	-	1,863	7	33	12	-	1,915	
児島	1,729	1	-	38	-	-	1,768	1	59	26	-	1,854	
倉敷	6,986	4	-	156	-	2	7,148	34	112	63	3	7,360	
玉島	1,588	6	-	49	-	1	1,644	6	36	23	1	1,710	
津山	3,769	4	-	64	-	-	3,837	23	153	64	2	4,079	
玉野	1,108	1	-	36	-	-	1,145	5	31	18	1	1,200	
笠岡	1,842	5	-	38	-	-	1,885	17	60	24	-	1,986	
高梁	583	-	-	13	-	-	596	9	22	18	-	645	
新見	583	-	-	11	-	-	594	4	31	10	-	639	
瀬戸	1,962	2	-	53	-	-	2,017	13	61	22	-	2,113	
久世	871	2	-	27	-	-	900	15	41	14	-	970	
岡山県計	38,409	44	-	826	-	5	39,284	198	1,026	479	10	40,997	
広島	6,672	11	-	98	-	1	6,782	40	117	137	-	7,076	
島南	3,890	5	-	81	-	2	3,978	15	81	44	1	4,119	
島西	9,560	9	-	130	-	-	9,699	28	153	97	6	9,983	
島北	6,329	4	-	130	-	-	6,463	22	108	62	3	6,658	
島東	4,686	4	-	102	1	1	4,794	23	99	45	3	4,964	
竹原	709	-	-	20	-	-	729	2	14	11	1	757	
三原	1,969	6	-	37	-	-	2,012	11	56	24	1	2,104	
尾道	3,399	2	-	72	-	1	3,474	21	74	52	-	3,621	
福山	9,189	8	-	152	-	1	9,350	36	158	101	1	9,646	
府中	2,318	3	-	43	-	-	2,364	20	68	32	1	2,485	
三原	1,131	3	-	26	-	-	1,160	8	36	15	-	1,219	
庄原	681	-	-	17	-	-	698	5	30	12	-	745	
日南	2,601	3	-	70	-	1	2,675	14	65	30	-	2,784	
海田	4,379	2	-	104	-	-	4,485	16	61	39	4	4,605	
吉田	3,242	2	-	69	-	-	3,313	11	31	18	1	3,374	
広島県計	61,419	62	-	1,160	1	7	62,649	285	1,181	730	22	64,867	
下関	5,502	7	-	121	1	1	5,632	33	177	87	3	5,932	
宇部	2,974	4	-	84	-	-	3,062	20	75	33	1	3,191	
山口	2,656	3	-	74	-	1	2,734	54	129	116	1	3,034	
萩	911	5	-	31	-	2	949	20	54	24	-	1,047	
徳山	3,682	-	-	84	-	-	3,766	27	90	57	-	3,940	
防府	1,507	1	-	49	-	-	1,557	13	55	26	-	1,651	
岩国	2,381	2	-	80	-	-	2,463	27	74	32	1	2,597	
光	1,089	3	-	26	-	-	1,118	14	35	15	-	1,182	
長門	526	-	-	13	-	-	539	15	27	17	-	598	
柳井	856	-	-	14	-	-	870	7	42	12	-	931	
厚狭	1,162	2	-	46	-	-	1,210	25	37	11	1	1,284	
山口県計	23,246	27	-	622	1	4	23,900	255	795	430	7	25,387	
全管計	145,157	160	-	3,214	2	19	148,552	990	4,195	2,191	43	155,971	

(注) 「(1) 法人数等」のうち法人数について署別に示したものである。

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その1)

業 種	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
		事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
			千円		千円
食 料 品	3,252	801	24,378,129	2,477	11,795,810
製糸、紡績、ねん糸	78	15	11,227,982	67	365,294
織 物	180	42	1,403,242	142	1,224,223
ニ ッ ト	28	4	4,706	25	32,929
染 色 整 理	82	28	1,689,250	55	610,972
その他の繊維工業	171	48	410,204	129	301,563
衣服その他の繊維製品	1,936	371	11,532,020	1,588	11,406,229
木 材 、 木 製 品	1,015	248	11,870,095	775	2,770,547
家 具 、 装 備 品	953	198	1,790,971	768	4,229,452
パルプ、紙、紙製品	316	130	7,211,294	187	873,238
新聞、出版、印刷	1,378	366	10,830,819	1,027	3,090,167
化 学 工 業	362	177	59,585,893	186	3,049,671
石 油 製 品	45	26	1,603,247	19	166,884
石 炭 製 品	6	3	28,446	3	-
ゴ ム 製 品	155	64	4,825,298	92	509,247
皮 革 、 皮 革 製 品	30	8	166,659	22	59,476
窯業、土石製品	1,242	355	24,808,735	903	7,473,904
鉄 鋼	516	180	7,990,902	338	1,393,921
非 鉄 金 属	101	43	4,840,269	59	164,091
金 属 製 品	2,086	733	23,401,691	1,368	4,851,207
機 械	2,315	823	25,260,960	1,512	16,493,096
産業用電気機械器具	752	298	31,893,981	465	3,410,026
民生用電気機械器具	228	89	11,257,200	145	3,774,941
通 信 機 械 器 具	75	32	3,678,915	45	181,927
輸 送 用 機 械 器 具	1,473	531	31,629,704	958	5,515,566
理 化 学 機 械 器 具	79	23	1,410,607	57	933,435
光 学 機 械 器 具	29	8	68,937	22	454,299
時 計 、 時 計 部 品	2	-	-	2	4,816
そ の 他	1,677	495	13,649,280	1,201	6,878,503
計	20,562	6,139	328,449,436	14,637	92,015,434

調査対象 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成17年6月30日

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
23	18	1,183	482	1,089	313	103	36	1	4	-	-
-	-	27	9	30	4	5	1	-	-	-	2
2	1	52	27	77	16	5	-	-	-	-	-
-	-	9	6	9	4	-	-	-	-	-	-
-	-	25	7	35	9	5	1	-	-	-	-
1	-	64	19	63	18	4	2	-	-	-	-
3	5	820	213	723	133	27	10	1	1	-	-
4	4	322	181	353	112	30	8	-	-	1	-
4	1	421	170	271	63	20	3	-	-	-	-
1	1	81	40	125	45	16	4	2	1	-	-
8	1	554	167	492	120	28	7	1	-	-	-
1	-	59	22	143	60	23	27	5	16	1	5
-	-	7	1	14	12	7	4	-	-	-	-
-	-	1	-	3	2	-	-	-	-	-	-
-	-	57	13	50	20	5	9	-	1	-	-
-	-	9	4	13	-	3	1	-	-	-	-
2	1	357	168	419	208	58	21	2	4	-	2
1	-	200	86	145	49	20	12	1	2	-	-
-	-	39	10	30	9	8	4	-	-	-	1
1	3	872	338	621	181	41	26	1	1	1	-
6	2	828	312	844	219	66	24	3	10	1	-
4	-	269	75	282	72	22	22	4	1	1	-
1	-	61	26	80	34	9	14	-	2	1	-
-	-	26	9	31	4	2	3	-	-	-	-
3	-	649	199	415	125	50	26	1	4	-	1
-	-	24	14	26	12	1	1	-	-	1	-
-	-	14	4	8	3	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
18	5	733	226	522	133	28	11	1	-	-	-
83	42	7,764	2,828	6,914	1,980	586	277	23	47	7	11

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その2)

業 種		法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
				千円		千円
卸 売 業	飲 食 料 品	2,961	879	15,837,766	2,119	9,692,167
	織 維 品	895	240	9,842,264	665	2,757,818
	建 築 材 料	2,387	700	7,810,927	1,710	5,373,719
	家具、建具、じゅう器	378	106	24,042,487	278	2,277,434
	医 薬 品、化 粧 品	419	145	7,112,019	280	3,760,793
	機 械 器 具	2,913	1,124	47,776,580	1,823	11,148,323
	鉱 物、金 属 材 料	586	251	10,674,133	339	1,301,778
	貿 易	315	93	2,414,758	225	794,813
	そ の 他	2,841	1,101	24,586,505	1,764	9,069,975
計		13,695	4,639	150,097,440	9,203	46,176,819
小 売 業	飲 食 料 品	5,863	962	13,875,714	4,974	11,803,207
	織 物	669	83	654,637	591	1,366,296
	衣 服、身 回 り 品	2,749	455	73,377,216	2,330	5,560,424
	家具、建具、じゅう器	2,852	528	6,764,297	2,345	4,745,872
	医 薬 品、化 粧 品	2,320	780	11,116,700	1,556	3,471,183
	百 貨 店	256	70	20,625,791	191	3,488,574
	趣 味、娛 楽 用 品	1,257	274	1,597,879	997	4,281,300
そ の 他	8,988	2,593	32,876,650	6,475	15,576,224	
計		24,954	5,745	160,888,885	19,459	50,293,080
建 設 業	総 合 建 設	15,632	5,045	58,704,185	10,736	40,576,435
	職 別 建 設	14,359	3,836	34,884,148	10,629	24,971,902
	計	29,991	8,881	93,588,333	21,365	65,548,336
運 輸 通 信 公 益 事 業	鉄 道	12	4	570,469	8	32,582
	道 路 旅 客 運 送	670	218	6,493,899	456	3,733,381
	道 路 貨 物 運 送	3,264	1,177	30,507,939	2,122	6,207,236
	水 運	885	225	9,263,716	678	8,434,430
	倉 庫	184	91	2,814,899	94	658,723
	放 送	94	44	66,725,839	51	621,419
	電 気 供 給	11	5	82,279,747	7	26,689
	ガ ス ・ 熱 供 給	39	25	5,455,798	14	762,872
	そ の 他 の 運 輸、運 輸 附 帯 サ ー ビ ス、水 道	549	226	5,299,687	325	928,145
計		5,708	2,015	208,411,993	3,755	21,405,477

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
7	8	985	371	1,165	315	86	22	2	-	-	-
2	2	230	96	450	85	20	7	1	2	-	-
4	2	784	315	997	229	47	9	-	-	-	-
1	1	121	39	165	43	5	1	1	1	-	-
1	2	168	45	168	24	4	3	1	3	-	-
9	5	833	264	1,330	319	81	60	3	9	-	-
-	-	149	44	274	87	20	11	-	1	-	-
5	2	133	27	112	26	7	3	-	-	-	-
9	6	938	336	1,197	288	49	17	1	-	-	-
38	28	4,341	1,537	5,858	1,416	319	133	9	16	-	-
48	21	3,480	933	1,114	194	49	21	2	1	-	-
2	3	276	134	219	30	4	1	-	-	-	-
21	9	1,435	459	682	116	18	6	-	2	-	1
15	7	1,446	422	838	105	10	7	1	-	-	1
13	4	1,473	360	404	54	8	4	-	-	-	-
-	1	84	34	68	26	19	17	-	6	-	1
11	1	605	190	390	47	11	1	1	-	-	-
64	23	4,492	1,358	2,414	505	111	15	4	2	-	-
174	69	13,291	3,890	6,129	1,077	230	72	8	11	-	3
48	13	5,757	2,741	3,241	3,458	316	47	8	2	1	-
46	10	7,820	2,228	3,058	1,102	79	13	1	2	-	-
94	23	13,577	4,969	6,299	4,560	395	60	9	4	1	-
-	-	1	1	3	1	-	4	2	-	-	-
1	-	254	96	205	71	21	17	3	1	-	1
10	3	1,201	564	1,138	278	56	12	-	1	-	1
-	2	249	150	321	120	26	13	3	1	-	-
-	-	48	16	69	33	13	3	1	1	-	-
-	-	16	1	13	13	5	30	6	9	-	1
-	-	2	-	3	1	-	-	-	3	1	1
-	-	9	4	7	4	5	9	-	1	-	-
3	1	155	66	225	63	27	6	2	1	-	-
14	6	1,935	898	1,984	584	153	94	17	18	1	4

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その3)

業 種		法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
サ ー ビ ス 業	対個人サービス	4,288	1,064	13,417,311	3,266	9,442,041
	対事業所サービス	6,489	2,102	35,335,276	4,455	16,771,146
	映 画	77	17	123,335	61	597,287
	娯 楽	1,562	400	21,518,332	1,184	32,147,938
	その他のサービス業	12,833	4,777	102,159,104	8,166	24,400,460
	自動車修理	2,490	726	3,085,243	1,777	2,625,300
	その他の修理	1,068	364	3,419,219	710	1,110,242
計		28,807	9,450	179,057,820	19,619	87,094,414
料 理 飲 食 旅 館 業	料理、飲食店	5,474	846	8,149,826	4,686	11,914,989
	旅 館	1,389	291	3,229,685	1,115	12,688,613
計		6,863	1,137	11,379,512	5,801	24,603,602
農 林 水 産 業	農 林	1,035	238	9,142,145	809	5,629,286
	漁業、水産養殖	342	56	583,759	291	3,085,542
計		1,377	294	9,725,904	1,100	8,714,828
鉱 業	金 属 ・ 石 炭	14	5	165,094	9	30,369
	原 油 、 天 然 ガ ス	-	-	-	-	-
	非 金 属	342	112	1,740,336	234	2,549,426
計		356	117	1,905,430	243	2,579,796
金 融 保 險 業	銀 行 、 信 託	31	22	40,599,092	10	96,653
	そ の 他 の 金 融	457	136	9,505,284	327	2,356,591
	証 券 、 商 品 取 引	69	14	3,750,969	56	646,940
	保 険 、 保 険 サ ー ビ ス	1,415	490	2,407,036	931	2,580,496
計		1,972	662	56,262,381	1,324	5,680,680
不 動 産 業		13,938	4,274	42,734,333	9,771	45,227,848
そ の 他 の 産 業		329	99	16,980,901	232	974,087
合 計		148,552	43,452	1,259,482,367	106,509	450,314,403

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
50	17	2,620	586	761	194	45	15	-	-	-	-
134	33	3,216	599	1,977	369	97	53	3	7	1	-
1	-	35	5	24	8	3	1	-	-	-	-
5	1	546	228	485	169	70	40	8	8	1	1
189	46	5,455	2,053	3,744	1,020	246	68	5	7	-	-
5	1	1,408	430	556	77	12	1	-	-	-	-
3	1	666	132	230	29	6	1	-	-	-	-
387	99	13,946	4,033	7,777	1,866	479	179	16	22	2	1
20	10	3,550	820	850	168	44	8	2	2	-	-
4	2	539	255	354	129	50	47	2	6	1	-
24	12	4,089	1,075	1,204	297	94	55	4	8	1	-
33	26	505	201	152	70	37	9	2	-	-	-
1	1	169	91	53	18	7	2	-	-	-	-
34	27	674	292	205	88	44	11	2	-	-	-
-	-	2	4	5	1	1	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	91	48	124	59	15	3	-	-	-	-
1	1	93	52	129	60	16	4	-	-	-	-
-	-	-	-	20	-	1	-	-	-	2	8
1	-	158	42	167	59	15	10	4	-	1	-
-	-	27	7	15	5	6	6	1	2	-	-
23	4	991	79	278	23	7	10	-	-	-	-
24	4	1,176	128	480	87	29	26	5	2	3	8
112	40	7,452	1,876	3,399	744	190	105	8	9	2	1
21	2	131	37	91	32	7	3	2	1	-	2
1,006	353	68,469	21,615	40,469	12,791	2,542	1,019	103	138	17	30

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その1)

県	業 種	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
鳥 取 県	製 造 業	1,368	468	14,014,890	915	4,641,392
	卸 売 業	923	359	17,179,369	584	2,387,392
	小 売 業	1,900	552	4,696,142	1,360	4,241,528
	建 設 業	2,263	799	7,315,033	1,480	5,859,482
	運輸通信公益事業	313	130	4,607,914	186	400,772
	サ ー ビ ス 業	1,926	725	9,336,420	1,221	4,202,816
	料理飲食旅館業	579	113	487,427	470	1,613,337
	農 林 水 産 業	154	38	632,963	117	2,140,781
	鉱 業	27	7	23,137	20	98,159
	金 融 保 険 業	147	65	4,051,343	82	69,010
不 動 産 業	795	278	1,625,154	529	1,529,208	
そ の 他 の 産 業	31	9	62,652	22	7,167	
	合 計	10,426	3,543	64,032,443	6,986	27,191,044
島 根 県	製 造 業	1,699	484	14,003,590	1,228	5,312,319
	卸 売 業	976	356	6,308,408	625	2,062,638
	小 売 業	2,516	693	6,740,254	1,849	5,673,830
	建 設 業	2,556	823	11,897,077	1,755	7,365,457
	運輸通信公益事業	417	151	2,500,540	272	914,378
	サ ー ビ ス 業	2,152	799	15,709,870	1,369	5,022,348
	料理飲食旅館業	722	123	540,221	604	1,939,105
	農 林 水 産 業	260	62	887,029	205	1,012,037
	鉱 業	68	25	388,890	44	199,627
	金 融 保 険 業	151	77	5,579,162	77	48,579
不 動 産 業	734	318	2,098,438	419	776,107	
そ の 他 の 産 業	42	13	271,560	30	81,647	
	合 計	12,293	3,924	66,925,039	8,477	30,408,072
岡 山 県	製 造 業	5,888	1,655	92,368,447	4,300	29,090,339
	卸 売 業	3,383	1,091	22,234,488	2,330	17,615,512
	小 売 業	6,608	1,440	25,845,720	5,238	12,132,782
	建 設 業	8,093	2,614	22,232,346	5,546	14,695,725
	運輸通信公益事業	1,557	496	15,954,473	1,071	6,783,149
	サ ー ビ ス 業	7,550	2,430	47,476,777	5,194	22,432,072
	料理飲食旅館業	1,714	295	5,420,779	1,440	4,703,917
	農 林 水 産 業	282	51	6,429,241	233	3,293,178
	鉱 業	108	34	734,968	75	1,027,805
	金 融 保 険 業	533	175	21,811,735	361	1,980,928
不 動 産 業	3,483	1,038	8,192,584	2,471	11,293,179	
そ の 他 の 産 業	85	26	15,220,140	60	571,196	
	合 計	39,284	11,345	283,921,699	28,319	125,619,781

調査対象 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成17年6月30日

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
8	3	527	243	355	157	49	20	-	5	1	-
5	1	315	150	300	112	23	17	-	-	-	-
18	9	1,049	356	343	92	22	11	-	-	-	-
5	1	889	483	363	486	32	4	-	-	-	-
1	-	128	61	83	25	4	11	-	-	-	-
19	6	920	450	395	92	29	12	2	1	-	-
1	-	351	106	80	27	7	6	-	1	-	-
1	1	83	25	28	10	5	1	-	-	-	-
-	-	8	4	8	2	2	3	-	-	-	-
1	-	100	10	23	5	3	3	1	-	1	-
12	3	458	102	157	47	6	10	-	-	-	-
3	1	16	4	4	3	-	-	-	-	-	-
74	25	4,844	1,994	2,139	1,058	182	98	3	7	2	-
12	4	641	358	405	192	63	22	1	1	-	-
5	2	333	210	296	94	24	11	1	-	-	-
15	10	1,322	571	435	128	25	8	-	2	-	-
7	2	956	621	367	557	40	6	-	-	-	-
2	3	174	89	96	33	10	9	1	-	-	-
23	6	1,031	437	441	147	38	26	2	1	-	-
3	1	376	172	102	39	18	11	-	-	-	-
5	3	111	67	39	21	10	3	1	-	-	-
-	-	21	16	18	12	1	-	-	-	-	-
1	-	84	19	34	8	2	1	-	-	1	1
10	2	400	128	107	57	17	12	1	-	-	-
4	-	16	5	9	7	-	1	-	-	-	-
87	33	5,465	2,693	2,349	1,295	248	110	7	4	1	1
20	15	2,178	772	2,117	548	147	72	7	10	-	2
14	8	1,062	354	1,480	362	69	31	2	1	-	-
46	17	3,519	987	1,698	266	53	15	2	5	-	-
23	5	3,685	1,146	1,715	1,357	142	16	2	1	1	-
4	1	445	277	588	167	36	29	4	6	-	-
138	38	3,606	1,040	2,174	401	105	39	1	6	1	1
7	5	1,018	245	312	82	22	17	2	4	-	-
8	6	149	58	31	18	8	4	-	-	-	-
1	1	22	11	50	18	5	-	-	-	-	-
6	3	319	28	140	20	7	7	1	-	-	2
25	9	1,801	518	858	195	50	20	3	3	1	-
9	-	28	6	28	8	3	-	2	-	-	1
301	108	17,832	5,442	11,191	3,442	647	250	26	36	3	6

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その2)

県	業 種	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
広 島 県	製 造 業	9,117	2,776	127,366,649	6,428	38,560,153
	卸 売 業	5,997	1,972	84,519,624	4,083	17,465,446
	小 売 業	9,663	2,061	62,057,910	7,703	19,176,407
	建 設 業	11,542	2,972	37,172,104	8,676	26,304,054
	運輸通信公益事業	2,487	840	174,100,377	1,677	10,485,889
	サ ー ビ ス 業	12,618	3,879	74,669,996	8,853	41,612,942
	料理飲食旅館業	2,783	407	2,745,853	2,409	12,450,878
	農 林 水 産 業	493	105	1,641,092	391	1,437,718
	鉱 業	89	26	304,251	65	870,065
	金 融 保 険 業	810	233	11,534,785	583	2,467,734
	不 動 産 業	6,929	2,003	26,061,603	4,975	26,128,010
そ の 他 の 産 業	121	32	1,301,220	89	253,393	
合 計	62,649	17,306	603,475,463	45,932	197,212,690	
山 口 県	製 造 業	2,490	756	80,695,860	1,766	14,411,231
	卸 売 業	2,416	861	19,855,551	1,581	6,645,831
	小 売 業	4,267	999	61,548,859	3,309	9,068,534
	建 設 業	5,537	1,673	14,971,772	3,908	11,323,618
	運輸通信公益事業	934	398	11,248,690	549	2,821,290
	サ ー ビ ス 業	4,561	1,617	31,864,757	2,982	13,824,236
	料理飲食旅館業	1,065	199	2,185,232	878	3,896,366
	農 林 水 産 業	188	38	135,578	154	831,115
	鉱 業	64	25	454,184	39	384,140
	金 融 保 険 業	331	112	13,285,356	221	1,114,429
	不 動 産 業	1,997	637	4,756,554	1,377	5,501,345
そ の 他 の 産 業	50	19	125,329	31	60,683	
合 計	23,900	7,334	241,127,723	16,795	69,882,817	
局 計	製 造 業	20,562	6,139	328,449,436	14,637	92,015,434
	卸 売 業	13,695	4,639	150,097,440	9,203	46,176,819
	小 売 業	24,954	5,745	160,888,885	19,459	50,293,080
	建 設 業	29,991	8,881	93,588,333	21,365	65,548,336
	運輸通信公益事業	5,708	2,015	208,411,993	3,755	21,405,477
	サ ー ビ ス 業	28,807	9,450	179,057,820	19,619	87,094,414
	料理飲食旅館業	6,863	1,137	11,379,512	5,801	24,603,602
	農 林 水 産 業	1,377	294	9,725,904	1,100	8,714,828
	鉱 業	356	117	1,905,430	243	2,579,796
	金 融 保 険 業	1,972	662	56,262,381	1,324	5,680,680
	不 動 産 業	13,938	4,274	42,734,333	9,771	45,227,848
そ の 他 の 産 業	329	99	16,980,901	232	974,087	
合 計	148,552	43,452	1,259,482,367	106,509	450,314,403	

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
31	16	3,512	1,113	3,239	825	236	107	11	19	4	4
12	12	1,814	538	2,800	598	151	54	4	14	-	-
66	24	5,102	1,297	2,634	400	103	30	3	1	-	3
44	9	5,515	1,780	2,685	1,367	112	23	4	3	-	-
4	2	903	337	889	241	66	25	7	8	1	4
158	40	6,202	1,291	3,651	961	223	71	8	12	1	-
10	4	1,754	370	502	101	24	14	1	2	1	-
16	15	229	102	85	26	17	3	-	-	-	-
-	-	28	10	34	14	3	-	-	-	-	-
13	1	468	47	216	36	11	10	2	2	1	3
45	16	3,744	840	1,795	336	92	53	1	5	1	1
4	1	48	15	35	11	3	2	-	1	-	1
403	140	29,319	7,740	18,565	4,916	1,041	392	41	67	9	16
12	4	906	342	798	258	91	56	4	12	2	5
2	5	817	285	982	250	52	20	2	1	-	-
29	9	2,299	679	1,019	191	27	8	3	3	-	-
15	6	2,532	939	1,169	793	69	11	3	-	-	-
3	-	285	134	328	118	37	20	5	4	-	-
49	9	2,187	815	1,116	265	84	31	3	2	-	-
3	2	590	182	208	48	23	7	1	1	-	-
4	2	102	40	22	13	4	-	1	-	-	-
-	-	14	11	19	14	5	1	-	-	-	-
3	-	205	24	67	18	6	5	1	-	-	2
20	10	1,049	288	482	109	25	10	3	1	-	-
1	-	23	7	15	3	1	-	-	-	-	-
141	47	11,009	3,746	6,225	2,080	424	169	26	24	2	7
83	42	7,764	2,828	6,914	1,980	586	277	23	47	7	11
38	28	4,341	1,537	5,858	1,416	319	133	9	16	-	-
174	69	13,291	3,890	6,129	1,077	230	72	8	11	-	3
94	23	13,577	4,969	6,299	4,560	395	60	9	4	1	-
14	6	1,935	898	1,984	584	153	94	17	18	1	4
387	99	13,946	4,033	7,777	1,866	479	179	16	22	2	1
24	12	4,089	1,075	1,204	297	94	55	4	8	1	-
34	27	674	292	205	88	44	11	2	-	-	-
1	1	93	52	129	60	16	4	-	-	-	-
24	4	1,176	128	480	87	29	26	5	2	3	8
112	40	7,452	1,876	3,399	744	190	105	8	9	2	1
21	2	131	37	91	32	7	3	2	1	-	2
1,006	353	68,469	21,615	40,469	12,791	2,542	1,019	103	138	17	30

(5) 税務署別、資本金階級別法人数等

署名	法人数	利益計上法人		欠損法人		
		事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額	
			千円	千円		
鳥取県	4,583	1,675	38,432,935	2,954	11,621,123	
米子	4,545	1,560	22,513,805	3,032	12,744,950	
倉吉	2,092	716	6,526,749	1,398	4,895,561	
鳥取県計	11,220	3,951	67,473,488	7,384	29,261,634	
松山県	4,917	1,646	35,187,505	3,297	12,993,969	
浜田	2,037	619	6,326,774	1,447	5,792,345	
出雲	2,957	1,082	17,631,010	1,908	6,159,699	
益田	1,395	445	5,222,641	970	2,519,858	
石見大田	730	237	2,483,336	495	1,592,641	
大東郷	1,065	437	4,094,131	642	2,126,818	
西郷	399	126	1,626,372	275	927,435	
松山県計	13,500	4,592	72,571,770	9,034	32,112,764	
岡山県	8,140	2,463	96,287,711	5,768	36,566,168	
山形	8,386	2,650	50,921,021	5,822	25,691,799	
西大寺	1,915	581	14,043,007	1,353	4,479,046	
児島	1,854	481	10,381,775	1,387	4,753,720	
倉敷	7,360	2,144	44,919,806	5,289	25,632,257	
玉島	1,710	481	9,376,892	1,249	4,539,242	
津山	4,079	1,103	19,822,407	3,011	11,225,710	
玉野	1,200	374	5,430,820	837	2,988,752	
笠岡	1,986	548	25,723,854	1,458	4,544,626	
高梁	645	225	2,926,709	424	1,050,967	
新見	639	226	1,576,111	420	5,667,112	
瀬戸	2,113	561	9,360,643	1,580	5,443,951	
久世	970	330	3,012,841	645	1,708,144	
岡山県計	40,997	12,167	293,783,595	29,243	134,291,495	
広島県	7,076	1,985	145,995,812	5,165	39,077,383	
広島	4,119	1,193	46,047,385	2,967	15,587,585	
広島	9,983	2,913	137,468,396	7,161	37,242,921	
広島	6,658	1,823	26,400,447	4,895	14,106,546	
呉	4,964	1,402	22,192,031	3,609	16,301,501	
竹原	757	232	2,631,569	534	1,597,790	
三尾	2,104	579	10,670,779	1,544	5,998,051	
福府	3,621	990	14,291,818	2,663	7,546,691	
山次	9,646	2,707	91,260,878	7,025	24,840,909	
庄原	2,485	698	16,253,023	1,813	7,705,191	
西条	1,219	359	4,430,487	874	1,930,289	
日田市	745	244	4,362,655	506	1,611,112	
海田	2,784	866	40,446,592	1,943	9,379,800	
吉田	4,605	1,182	19,312,668	3,472	14,978,290	
広島	3,374	1,004	29,156,583	2,397	7,510,023	
広島	727	210	2,451,858	523	1,264,654	
広島県計	64,867	18,387	613,372,982	47,091	206,678,733	
山口県	5,932	1,806	47,055,329	4,188	17,716,986	
下関	3,191	1,060	49,511,666	2,170	8,395,899	
山形	3,034	1,002	64,531,716	2,059	12,457,582	
萩	1,047	289	4,420,352	769	3,800,943	
徳防	3,940	1,300	46,983,902	2,684	8,973,282	
岩国	1,651	518	6,724,751	1,151	5,489,067	
光	2,597	796	10,263,265	1,824	7,620,853	
長門	1,182	405	5,918,096	787	3,012,210	
柳井	598	187	1,700,583	414	1,979,610	
厚狭	931	303	3,047,894	634	2,260,544	
山口	1,284	402	4,903,245	891	4,599,631	
山口県計	25,387	8,068	245,060,798	17,571	76,306,607	
全管計	155,971	47,165	1,292,262,633	110,323	478,651,232	

(注) 「(1) 法人数等」のうち内国普通法人について署別に示したものである。

資 本 金 階 級 別 法 人 数												署 名
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上	
27	10	1,798	807	991	467	63	49	1	2	2	-	鳥取 取子
36	8	2,022	827	820	437	86	33	2	4	-	-	米倉 吉
11	7	1,024	360	328	154	33	16	-	1	-	-	倉 倉
74	25	4,844	1,994	2,139	1,058	182	98	3	7	2	-	鳥取 計
25	4	2,220	855	850	391	69	48	3	1	1	1	松山 江田
16	10	750	400	365	230	55	18	-	-	-	-	浜 雲
17	5	1,129	685	519	308	59	18	2	-	-	-	出 益
25	12	513	278	291	147	24	9	1	2	-	-	益 大
-	-	282	175	110	66	12	2	-	1	-	-	石見 大
3	2	436	207	158	111	16	8	1	-	-	-	石大 東
1	-	135	93	56	42	13	7	-	-	-	-	西 郷
87	33	5,465	2,693	2,349	1,295	248	110	7	4	1	1	鳥根 計
58	18	3,324	899	2,515	703	156	64	7	9	1	3	岡山 山
64	20	3,737	1,038	2,334	721	148	52	6	10	-	-	山 大
19	7	884	277	460	165	37	13	1	-	-	-	西寺 島
11	3	840	230	527	132	15	6	-	4	-	-	児 敷
64	20	3,615	885	1,897	522	82	47	3	10	-	3	倉 島
20	4	694	226	528	145	20	5	2	-	-	-	玉 山
21	13	1,605	699	969	420	86	19	4	-	1	-	津 野
7	3	567	147	306	86	16	12	-	-	1	-	玉 山
8	5	818	275	577	154	27	16	2	3	-	-	笠 岡
5	4	218	112	166	71	17	3	-	-	-	-	高 梁
2	-	241	108	175	63	5	-	-	-	-	-	新 見
20	6	920	360	521	158	22	9	1	-	-	-	瀬 戸
2	5	369	186	216	102	16	4	-	-	-	-	久 世
301	108	17,832	5,442	11,191	3,442	647	250	26	36	3	6	岡山 計
44	10	3,098	681	2,257	461	134	73	8	10	1	5	広島 東
42	20	1,777	468	1,231	328	73	29	2	6	1	1	広 南
75	25	4,044	1,007	3,342	879	213	84	7	19	1	3	広 西
35	6	3,386	867	1,625	438	71	27	4	3	-	1	広 北
24	10	2,253	670	1,373	376	62	24	1	1	-	-	島 島
4	-	328	80	214	83	17	2	1	-	-	-	呉
10	3	982	299	504	156	30	19	3	5	1	-	竹 原
20	6	1,666	460	968	280	57	11	3	3	-	-	三 原
48	23	4,303	1,131	2,910	707	164	44	10	5	2	3	尾 山
9	6	1,012	277	825	189	29	9	1	5	1	1	福 中
14	2	523	231	228	138	19	5	-	-	-	-	府 次
6	3	299	123	178	72	13	4	-	-	-	-	庄 原
21	7	1,335	328	686	237	36	22	-	3	-	-	西 日
28	12	2,281	577	1,200	293	69	18	1	3	2	1	廿 市
19	6	1,713	431	878	197	46	18	-	4	-	1	海 田
4	1	319	110	146	82	8	3	-	-	-	-	吉 田
403	140	29,319	7,740	18,565	4,916	1,041	392	41	67	9	16	広島 計
29	8	2,687	887	1,402	462	107	41	4	3	1	1	下 関
21	7	1,431	480	760	271	53	22	5	9	1	2	宇 部
24	8	1,287	433	659	240	55	23	2	3	-	-	山 口
10	6	455	201	166	81	22	8	-	-	-	-	萩
18	2	1,734	449	1,112	330	69	34	8	7	-	3	徳 山
12	3	641	256	463	146	26	8	-	2	-	-	防 府
10	6	1,150	364	692	187	37	15	2	-	-	-	岩 国
5	-	508	152	330	110	10	2	1	-	-	-	光
1	2	227	132	123	47	6	1	-	-	-	-	長 門
4	1	342	171	244	87	13	6	2	-	-	-	柳 井
7	4	547	221	274	119	26	9	2	-	-	1	厚 狹
141	47	11,009	3,746	6,225	2,080	424	169	26	24	2	7	山口 計
1,006	353	68,469	21,615	40,469	12,791	2,542	1,019	103	138	17	30	全 管 計

(6) 決算期別、資本金階級別法人数等

決 算 期	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人		
		事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額	
			千円		千円	
年 1 回 決 算 の も の	2 月	9,299	2,449	59,826,948	6,850	21,913,913
	3 月	29,026	9,426	678,690,767	19,600	140,363,655
	4 月	10,359	2,727	35,607,657	7,632	24,076,099
	5 月	12,605	3,622	46,350,386	8,983	28,493,173
	6 月	15,015	4,365	54,416,487	10,650	35,244,934
	7 月	11,573	3,303	45,227,863	8,270	25,298,725
	8 月	13,381	3,702	92,884,518	9,679	31,428,725
	9 月	15,669	4,576	65,782,355	11,093	38,584,557
	10 月	6,141	1,693	16,085,529	4,448	12,249,523
	11 月	3,894	1,160	19,005,273	2,734	11,558,952
	12 月	15,260	4,649	89,278,970	10,611	39,166,535
	1 月	4,924	1,313	27,720,976	3,611	11,594,422
	計	147,146	42,985	1,230,877,729	104,161	419,973,212
年 2 回 決 算 の も の	2・8 月	158	54	14,594,314	262	3,354,707
	3・9 月	235	118	8,141,696	352	3,957,898
	4・10 月	199	47	527,188	351	3,301,555
	5・11 月	229	74	398,222	386	1,672,952
	6・12 月	308	102	4,514,435	515	12,632,570
	7・1 月	277	72	428,784	482	5,421,509
	計	1,406	467	28,604,638	2,348	30,341,191
合 計	148,552	43,452	1,259,482,367	106,509	450,314,403	

調査対象 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成17年6月30日

(注) 年1回決算の法人数欄には、事業年度月数が7か月以上のものを揚げ、年2回決算法人数欄には、事業年度月数が6か月以下のものを揚げた。

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
36	20	4,676	1,394	2,400	581	113	62	5	10	1	1
327	112	11,628	3,487	8,624	3,090	974	585	60	98	13	28
38	14	5,270	1,709	2,491	709	102	22	2	2	-	-
51	16	5,855	2,012	3,316	1,162	153	32	6	2	-	-
79	23	6,798	2,330	4,130	1,391	212	44	5	3	-	-
49	14	5,502	1,854	3,059	956	114	22	2	1	-	-
69	22	6,366	2,143	3,686	916	145	28	4	2	-	-
85	39	7,103	2,223	4,500	1,424	240	53	1	-	1	-
38	14	3,168	939	1,472	431	64	11	3	1	-	-
24	5	1,931	484	1,079	309	49	13	-	-	-	-
158	60	7,354	2,166	3,839	1,303	255	108	9	6	2	-
32	9	2,230	697	1,485	365	83	16	-	7	-	-
986	348	67,881	21,438	40,081	12,637	2,504	996	97	132	17	29
2	-	66	12	45	21	3	6	2	1	-	-
3	2	101	23	63	27	13	3	-	-	-	-
2	-	84	20	69	18	1	3	-	1	-	1
5	1	97	38	60	20	6	1	1	-	-	-
3	2	120	43	86	34	7	8	3	2	-	-
5	-	120	41	65	34	8	2	-	2	-	-
20	5	588	177	388	154	38	23	6	6	-	1
1,006	353	68,469	21,615	40,469	12,791	2,542	1,019	103	138	17	30

5 相 続 税

統計表を見るに当たって

1 利用上の注意

この章は、平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成17年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。なお、一部について、平成15年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成16年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 相続時精算課税適用財産価額 相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されたその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 暦年課税分贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (3) 2割加算額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (4) 納税猶予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20年間納付を猶予される。

3 相続税の主な諸控除

- (1) 税額控除 相続税額から控除される金額で次の種類がある。
 - イ 暦年課税分贈与税額控除 暦年課税分贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
 - ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）のうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
 - ハ 未成年者控除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
 - ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
 - ホ 相次相続控除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 相続時精算課税分贈与税額控除 相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
- (3) 遺産に係る基礎控除 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

相 続 税 の 税 率	
1,000万円以下	10%
1,000万円を超え 3,000万円以下	15%
3,000万円を超え 5,000万円以下	20%
5,000万円を超え 1億円以下	30%
1億円を超え 3億円以下	40%
3億円を超える金額	50%

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円
取 得 財 産 価 額	6,719	457,897,882
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	46	1,368,152
債 務 控 除 額	3,449	47,440,390
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	821	2,857,164
課 税 価 格	実 6,733	414,682,796
相 続 税 額 {	算 出 税 額	6,587
	2 割 加 算 額	385
	計	実 6,587
税 額 控 除 等 {	暦 年 課 税 分 贈 与 税	225
	配 偶 者	1,223
	未 成 年 者	85
	障 害 者	103
	相 次 相 続	247
	外 国 税 額	-
計	実 1,791	13,913,721
差 引 税 額	実 5,722	30,196,258
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	13	73,568
小 計	5,719	30,122,690
納 税 猶 予 額	237	2,442,371
納 付 税 額	実 5,629	27,680,319
還 付 税 額	5	26,889
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	2,394	195,320,000

調査対象 平成16年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者についての申告又は処理（更正、決定等）による課税実績。

調査時点 平成17年10月31日

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額		被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			相 続 人 の 数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成12年分	8,164	542,889,572	75,393,817	25,413,745	6,763	43,891,990	2,796
13	7,376	506,065,049	73,654,012	22,182,752	6,236	45,732,448	2,544
14	7,292	497,991,114	74,092,070	25,526,671	6,146	43,591,364	2,543
15	6,871	431,886,818	48,882,297	14,880,541	5,772	31,208,946	2,410
16	6,733	414,682,796	44,109,978	13,913,721	5,629	27,680,319	2,394

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 申告及び処理状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 6,726	千円 413,124,720	人 5,607	千円 27,414,878	人 2,394
	修正申告による増差額	169	2,417,081	255	413,119	123
	更正による増差額	1	29,546	-	-	1
	更正等による減差額	51	△ 888,551	81	△ 147,678	40
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 6,733	414,682,796	実 5,629	27,680,319	実 2,394
過 年 分	申 告 額	142	6,050,630	131	316,068	67
	修正申告による増差額	1,211	18,400,953	1,703	3,035,812	667
	更正による増差額	16	190,144	17	83,910	4
	更正等による減差額	219	△ 2,952,289	267	△ 708,367	126
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 135	21,689,438	実 223	2,727,422	実 67
合 計	申 告 額	6,868	419,175,350	5,738	27,730,946	2,461
	修正申告による増差額	1,380	20,818,034	1,958	3,448,930	790
	更正による増差額	17	219,690	17	83,910	5
	更正等による減差額	270	△ 3,840,840	348	△ 856,045	166
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 6,868	436,372,234	実 5,852	30,407,741	実 2,461

調査対象 本年分 平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績。

過年分 平成15年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年11月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績。

平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 94	千円 14,260	人 63	千円 4,777	人 15	千円 12,725
過 年 分	1,344	242,489	147	30,342	200	202,384
合 計	1,438	256,748	210	35,119	215	215,109

調査対象 「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況(本年分)

署名	課税価格		納付税額		被相続人の数	
	人員	金額	人員	金額		
	人	千円	人	千円	人	
鳥取県	取子	174	11,868,745	146	886,874	63
	吉計	163	10,134,336	132	464,379	60
		41	2,595,426	30	117,739	18
	計	378	24,598,507	308	1,468,991	141
徳島県	江田	184	12,706,866	151	1,129,760	63
	雲田	33	1,732,739	28	96,730	9
	田東	99	6,238,499	83	254,898	40
	郷計	36	1,854,045	32	104,351	11
		25	1,790,279	20	143,667	11
		16	907,416	16	40,866	×
	計	6	294,819	6	3,653	×
399	25,524,663	336	1,773,925	142		
岡山県	東西	291	17,668,692	255	1,246,316	102
	寺島	299	19,188,746	254	1,111,919	113
	敷島	65	4,084,040	59	378,673	19
	山	74	3,978,673	62	216,522	26
	野	453	27,493,843	363	1,553,479	159
	梁	137	8,971,021	108	586,180	48
	見	89	4,978,092	75	358,362	36
	戸	56	3,386,790	47	246,172	19
	世	54	2,954,841	43	185,145	19
	計	29	1,718,389	26	80,763	12
		12	577,061	10	12,967	4
		60	2,511,607	49	73,686	21
		28	1,693,646	24	77,214	9
	1,647	99,205,441	1,375	6,127,397	587	
広島県	東南	199	13,560,089	169	1,286,209	70
	西北	157	10,104,284	138	866,019	53
	北	334	20,682,356	297	2,110,203	115
	呉	439	28,557,223	366	1,872,650	160
	原	217	14,318,923	179	1,280,833	78
	道	54	3,061,224	45	182,579	18
	山	80	5,247,764	69	408,106	30
	中	154	8,445,567	129	401,875	53
	次	525	32,630,171	418	1,953,223	181
	原	107	7,710,773	91	545,399	41
	条	35	2,775,016	29	183,907	16
	市	17	768,039	15	11,214	6
	田	127	8,162,140	108	558,800	45
	田	315	17,520,737	263	796,171	106
	計	229	16,390,164	177	1,213,917	90
		35	1,404,750	28	31,099	13
	3,024	191,339,220	2,521	13,702,203	1,075	
山口県	関	199	12,581,062	173	934,929	69
	部	161	10,524,632	143	834,478	55
	口	197	9,921,239	153	325,515	69
	萩	57	3,015,582	53	198,212	21
	山	253	13,286,035	206	677,341	86
	府	109	6,240,053	92	485,621	36
	国	149	8,711,947	128	524,411	54
	光	62	3,416,512	53	214,362	22
	門	18	1,608,878	18	124,681	8
	井	47	2,545,620	41	145,844	17
	狭	33	2,163,405	29	142,412	12
	計	1,285	74,014,965	1,089	4,607,804	449
	全管計	6,733	414,682,796	5,629	27,680,321	2,394

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。

5-2 相続財産種類別・階級別状況

(1) 相続財産種類別状況

財産等の種類		平成15年分		平成16年分	
		被相続人の 人	取得財産価額 千円	被相続人の 人	取得財産価額 千円
土地	田(耕作権及び永小作権を含む)	902	40,985,613	918	37,248,354
	畑(耕作権及び永小作権を含む)	1,109	29,013,061	1,092	22,816,925
	宅地(借地権を含む)	2,281	172,596,297	2,249	152,012,517
	山林	864	2,381,965	891	2,037,695
	その他の土地	741	15,570,649	791	16,096,847
	計	実 2,309	260,547,586	実 2,296	230,212,339
家屋、構築物		2,182	25,234,261	2,182	27,145,210
事業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	375	746,533	377	772,784
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	73	497,532	73	351,191
	売掛金	101	250,002	87	322,938
	その他の財産	178	798,138	189	1,156,815
	計	実 507	2,292,205	実 490	2,603,726
有証 債券	特定同族会社の株式及び出資	482	13,456,987	487	18,821,478
	同上以外の株式及び出資	1,546	12,269,660	1,571	16,950,551
	公債及び社債	450	6,916,988	487	8,241,046
	投資・貸付信託受益証券	528	7,059,677	524	7,168,943
	計	実 1,851	39,703,312	実 1,870	51,182,018
現金・預貯金等		2,395	96,231,710	2,381	95,092,780
家庭用財産		1,713	840,030	1,663	886,670
その他 の財産	生命保険金等	469	14,929,395	488	17,070,447
	退職金及び功労金等	197	6,562,008	204	9,508,748
	立木	192	329,757	193	167,013
	その他	2,079	33,616,830	2,092	22,500,237
	計	実 2,143	55,437,989	実 2,154	49,246,445
合 計		実 2,410	480,287,092	実 2,394	456,369,189
相続時精算課税適用財産価額		-	-	33	1,320,704
債 務	葬式費用	2,208	48,069,948	2,024	43,307,846
	合 計	2,353	4,822,685	2,354	4,759,164
合 計		実 2,395	52,892,634	実 2,381	48,067,011
差引純資産価額		実 2,410	427,394,459	実 2,394	410,309,035
暦年課税分贈与財産価額		469	2,950,469	459	2,818,718
課 税 価 格		実 2,410	430,341,871	実 2,394	413,124,720

調査対象 平成16年分は、相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

平成15年分は、相続が開始した被相続人から、相続、遺贈により財産を取得した者について、平成16年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 相続財産価格階級別状況

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算	うち暦年課税分	納付税額	法定相続人数
			課税適用財産価額	贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1億円以下	550	47,337,416	186,581	291,602	664,065	1,283
1億円超	1,274	176,979,875	411,959	1,339,976	6,196,506	4,204
2億円超	335	80,462,313	245,810	582,432	5,693,735	1,218
3億円超	176	65,637,524	223,491	392,004	7,225,851	641
5億円超	43	25,519,637	44,955	148,403	4,066,331	160
7億円超	9	7,481,550	-	7,912	1,371,758	32
10億円超	6	7,661,249	-	39,426	1,706,436	20
20億円超	1	2,045,156	207,908	16,964	490,197	3
合計	2,394	413,124,720	1,320,704	2,818,718	27,414,878	7,561

調査対象 平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(3) 法定相続人員別被相続人の数

区分	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1億円以下	5	115	182	188	60	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	10	60	253	439	318	136	41	15	1	-	1	-
2億円超	1	9	53	106	98	40	14	7	4	2	1	-
3億円超	1	5	23	54	59	23	6	3	1	-	-	1
5億円超	-	1	3	14	19	2	3	1	-	-	-	-
7億円超	1	-	1	1	3	3	-	-	-	-	-	-
10億円超	-	1	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-
20億円超	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	18	191	515	805	559	205	64	26	6	2	2	1

(注) この表は、「(2)相続財産価格階級別状況」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

6 贈 与 税

統計表を見るに当たって

1 利用上の注意

この章は、平成16年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成17年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成15年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成16年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住宅取得資金等の贈与 住宅取得資金の贈与を受けた場合には、暦年課税では住宅取得資金等の贈与の特例、相続時精算課税では相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられている。
- (2) 納税猶予 贈与者の法定相続人であつて農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

3 贈与税の主な諸控除

- (1) 配偶者控除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。
なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (2) 基礎控除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。
- (3) 相続時精算課税の特別控除 特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額）と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか少ない金額が控除される。
- (4) 住宅資金特別控除 原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、その贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額のほかに住宅取得資金特別控除額（限度額1,000万円）を控除することができる。

贈 与 税 の 税 率	
(1) 暦年課税	
200万円以下	10%
200万円を超え 300万円以下	15%
300万円を超え 400万円以下	20%
400万円を超え 600万円以下	30%
600万円を超え 1,000万円以下	40%
1,000万円を超える金額	50%
(2) 相続時精算課税	20%

6-1 課税状況

(1) 課税状況(合計分)

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	実 19,115	108,586,015
配偶者控除額	1,067	12,470,490
基礎控除額又は特別控除額	19,231	71,060,669
基礎控除後又は特別控除後の課税価格	13,621	26,035,504
贈与税額	12,002	3,723,816
外国税額控除	実 -	-
差引納付税額	実 12,002	3,723,816
納税猶予額	実 14	37,451
納付税額	実 11,988	3,686,366
災害減免法による免除税額	-	-
住宅取得資金の贈与額	3,082	26,416,111

調査対象 平成16年中に財産の贈与を受けた者について、申告又は処理(更正、決定等)による課税実績。

調査時点 平成17年6月30日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員である。

課税状況(暦年課税分)

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	14,481	50,130,920
配偶者控除額	1,067	12,470,490
基礎控除額	14,481	15,929,100
基礎控除後の課税価格	13,449	22,759,763
贈与税額	11,832	3,074,396
外国税額控除	-	-
外国税額控除の額	11,832	3,074,396
納税猶予税額	-	-
災害減免法による免除税額	-	-
住宅取得資金の贈与額	1,755	8,709,000

課税状況(精算課税分)

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	4,776	58,455,095
特別控除額	4,750	55,131,569
特別控除後の課税価格	178	3,275,741
贈与税額	176	649,420
外国税額控除	-	-
外国税額控除後の額	176	649,420
災害減免法による免除税額	-	-
住宅取得資金の贈与額	1,353	17,707,111

(2) 課税状況の累年比較

区 分	取得財産価額		納付税額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
平成12年分	19,472	52,096,869	16,146	3,202,592
13	16,546	58,429,444	13,065	2,944,901
14	15,966	57,580,302	12,364	2,481,538
15	18,668	108,172,059	11,586	3,111,736
16	19,115	108,586,015	11,988	3,686,366

(注) 「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 申告及び処理状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	19,113	108,543,264	11,989	3,630,432
	修正申告による増差額	79	193,115	85	57,725
	更正による増差額	1	22,405	1	8,402
	更正等による減差額	38	△ 172,769	36	△ 10,193
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 19,115	108,586,015	実 11,988	3,686,366
過 年 分	申 告 額	691	2,442,617	624	255,029
	修正申告による増差額	93	331,735	96	102,837
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	37	△ 108,941	45	△ 42,661
	決 定 額	2	16,483	2	4,949
	計	実 756	2,681,896	実 684	320,154
合 計	申 告 額	19,804	110,985,881	12,613	3,885,461
	修正申告による増差額	172	524,850	181	160,562
	更正による増差額	1	22,405	1	8,402
	更正等による減差額	75	△ 281,709	81	△ 52,854
	決 定 額	2	16,483	2	4,949
	計	実 19,871	111,267,911	実 12,672	4,006,520

調査対象 「本年分」平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績。

「過年分」平成15年以前に贈与を受けた者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	24	6,717	195	9,514	-	-
過 年 分	44	9,252	426	23,954	3	3,136
合 計	68	15,969	621	33,468	3	3,136

調査対象 「(3) 申告及び処理状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況

署名	人員	署名	人員
	人		人
鳥取県計	1,375	広島県計	8,097
鳥取	509	広島	629
米子	624	島南	534
倉吉	242	島西	1,103
		島北	963
		島呉	623
		竹原	121
松浜	477	三原	248
出雲	187	尾道	390
益田	273	福山	1,246
石見	130	府中	276
大田	110	三原	82
大東	68	庄原	78
西郷	52	西条	398
島根県計	1,297	廿日市	775
		海田	564
		吉田	67
岡山県計	5,278	山口県計	3,068
岡山	970	下関	501
山西	1,195	宇部	478
西大寺	268	山口	474
児島	192	萩	140
倉敷	1,066	徳山	474
玉島	266	防府	256
津山	475	岩国	306
玉野	180	光	183
笠岡	180	長門	96
高梁	96	柳井	92
新見	40	厚狭	68
瀬戸	264		
久世	86		
		全管計	19,115

(注) 「(1)課税状況」の取得財産価額(本年分)欄の人員を署別に示したものである。

6 - 2 贈与財産種別・階級別状況

(1) 贈与財産価額階級別状況

人員、財産価額、税額（合計分）

取得財産価額階級	人員	取得財産価額	納付税額
	人	千円	千円
150万円以下	5,442	6,632,886	64,683
150万円超	1,975	3,547,788	120,766
200万円超	4,186	12,075,950	577,555
400万円超	3,028	16,050,633	531,554
700万円超	1,502	13,372,940	357,944
1,000万円超	2,087	30,402,352	355,436
2,000万円超	728	17,208,374	140,723
3,000万円超	125	4,602,148	239,408
5,000万円超	40	4,650,194	1,242,363
合計	19,113	108,543,264	3,630,432

調査対象 平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

人員、財産価額、税額（暦年課税分）

取得財産価額階級	人員	取得財産価額
	人	千円
150万円以下	5,419	6,586,992
150万円超	1,882	3,384,860
200万円超	3,749	10,729,147
400万円超	2,218	11,540,422
700万円超	448	3,838,593
1,000万円超	583	8,462,559
2,000万円超	160	3,522,060
3,000万円超	8	306,964
5,000万円超	9	1,630,360
合計	14,476	50,001,954

人員、財産価額、税額（相続時精算課税分）

取得財産価額階級	人員	取得財産価額
	人	千円
150万円以下	94	94,131
150万円超	107	188,386
200万円超	469	1,439,986
400万円超	857	4,753,157
700万円超	1,056	9,555,491
1,000万円超	1,495	21,841,485
2,000万円超	558	13,449,693
3,000万円超	115	4,206,190
5,000万円超	31	3,012,791
合計	4,782	58,541,310

(2) 贈与財産種類別状況

財 産 等 の 種 類		暦 年 課 税 分		相 続 時 精 算 課 税 分	
		人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	財 産 取 得 価 額
		人	千 円	人	千 円
土 地	田 (耕作権及び永小作権を含む)	338	847,287	255	1,493,097
	畑 (耕作権及び永小作権を含む)	206	260,548	146	425,732
	宅 地 (借 地 権 を 含 む)	3,971	16,619,119	2,053	19,814,333
	山	220	190,608	146	127,513
	そ の 他 の 土 地	258	585,577	159	981,278
	計	実 4,608	18,503,138	実 2,327	22,841,953
家 屋 、 構 築 物		1,808	3,916,152	1,064	2,797,958
事 業 (農業) 用 財 産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	5	11,750	4	5,306
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	1	2,000	1	8,371
	売 掛 金	0	0	0	0
	そ の 他 の 財 産	1	2,454	3	22,546
	計	実 7	16,203	実 8	36,223
有 価 証 券	株 式 及 び 出 資	270	683,450	52	553,190
	公 債 及 び 社 債	23	32,610	6	114,225
	投 資 ・ 貸 付 信 託 受 益 証 券	4	4,894	2	18,325
	計	実 2,795	8,253,966	実 136	3,491,555
現 金 、 預 貯 金 等		6,317	18,003,902	2,208	28,652,060
家 庭 用 財 産		1	1,125	0	0
そ の 他	生 命 保 険 金 等	138	436,789	11	95,580
	立 木	15	7,519	13	32,140
	そ の 他	437	863,160	47	593,840
	計	実 589	1,307,468	実 70	721,560
合 計		実 14,476	50,001,954	実 4,782	58,541,310

調査対象 平成16年中に財産の贈与を受けた者について、平成17年6月30日までに提出された「申告書 (修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

第Ⅲ編 間 接 国 税

7	消	費	税				
8	酒		税				
9	たばこ税及びたばこ特別		税				
10	印	紙	税				
11	揮発油税及び地方道路		税				
12	石	油	ガ	ス	税		
13	石	油	石	炭	税		
14	航	空	機	燃	料	税	
15	電	源	開	発	促	進	税

7 消 費 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税の課税事績を示したものである。

消費税の概要

- 1 消費税の創設
昭和63年の税制抜本改革の一つとして、消費税が創設され、平成元年4月1日から適用された。
- 2 納税義務者
国内取引…課税資産の譲渡等を行う事業者
輸入取引…課税貨物を保税地域から引き取る者
- 3 課税標準
国内取引…課税資産の譲渡等の対価の額
輸入取引…保税地域からの引取価格
- 4 税額の計算
国内取引…納付税額＝課税期間中の課税売上高×4%－課税期間中の課税仕入高×4%
輸入取引…納付税額＝保税地域からの引取価格×4%
- 5 申告及び納付
国内取引…課税期間（個人事業者＝暦年、法人＝事業年度）の終了後2か月以内に確定申告書を提出し、納付する。
(注) 個人事業者の申告・納付期限は、翌年の3月31日までとなっている。
輸入取引…課税貨物を保税地域から引き取る時まで、輸入申告書を提出し、納付する。
- 6 免税取引及び非課税取引（国内取引分）
 - (1) 輸出取引は免税とされている。
 - (2) 非課税取引の主なものは、次のとおりである。

消費税の性格上、課税することになじまないもの	①土地の譲渡及び貸付け、②公社債や株式の譲渡、③利子、保険料、保証料、④郵便切手、印紙等の譲渡、⑤商品券等の譲渡、⑥住民票・戸籍抄本等の行政手数料など
社会政策的な配慮に基づくもの	①社会保険医療等、②社会福祉法に規定する社会福祉事業等、③学校教育法に規定する学校の授業料、入学検定料、④住宅の貸付けなど

- 7 事業者の納税事務負担を軽減するための措置等（国内取引分）
 - (1) 納税義務の免除
基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。
なお、これらの事業者が、課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務者となる。
(注) 基準期間のない法人(社会福祉法人を除く)のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上の法人については、納税義務は免除されない。
 - (2) 簡易課税制度
基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、選択により、課税売上高のみから納付税額を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。
納付税額＝課税期間の課税売上高×4%×(1－みなし仕入率)
*みなし仕入率
 - 第1種事業（卸売業） 90%
 - 第2種事業（小売業） 80%
 - 第3種事業（製造業等） 70%
 - 第4種事業（その他の事業） 60%
 - 第5種事業（サービス業等） 50%

(1) 課税状況

区	分	個人事業者		法人		合計	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
		件	千円	件	千円	件	千円
平成12年度	納税申告計	27,551	14,070,047	93,983	401,123,139	121,534	415,193,186
	還付申告及び処理	562	577,065	2,826	22,999,313	3,388	23,576,378
13	納税申告計	25,285	12,813,263	90,848	386,728,020	116,133	399,541,283
	還付申告及び処理	582	614,450	3,044	21,215,649	3,626	21,830,099
14	納税申告計	23,888	11,929,509	89,629	379,706,301	113,517	391,635,811
	還付申告及び処理	578	451,811	2,963	21,117,332	3,541	21,569,143
15	納税申告計	22,646	11,174,962	87,932	370,828,303	110,578	382,003,265
	還付申告及び処理	549	409,457	2,989	36,626,606	3,538	37,036,063
16	納税申告計	21,140	10,641,186	91,866	366,693,863	113,006	377,335,049
	還付申告及び処理	670	641,141	3,477	36,963,333	4,147	37,604,474
現年分	一般申告及び処理	8,809	4,026,618	52,237	332,274,649	61,046	336,301,266
	簡易申告及び処理	12,331	6,614,569	39,629	34,419,214	51,960	41,033,783
	納税申告計	21,140	10,641,186	91,866	366,693,863	113,006	377,335,049
既往年分の 申告及び処理	還付申告及び処理	670	641,141	3,477	36,963,333	4,147	37,604,474
	増差税額のあるもの	1,488	465,158	3,875	2,607,568	5,363	3,072,726
	減差税額のあるもの	147	45,056	661	573,904	808	618,960
	差引計	実 22,424	10,420,147	実 96,034	331,764,194	実 118,458	342,184,341
	加算税	1,393	78,469	3,771	301,271	5,164	379,740

調査期間 「現年分」は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに終了した課税期間について、平成17年6月30日現在の申告（国・地方公共団体等については、平成17年9月30日までの申告を含む）又は処理（更正・決定等）による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

「既往年分」は、平成16年3月31日以前に終了した課税期間について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告（平成16年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く）又は処理による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

- (注) 1 税関分は含まない。
2 件数欄の「実」は、実件数を示す。

(2) 課税事業者等届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合計
件	件	件	件
199,790	3,714	1,269	204,773

調査期間 平成16年度末（平成17年3月31日現在）の届出件数を示している

- (注) 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

(3) 税務署別課税状況 (その1 個人事業者)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理	
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額		
	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	
鳥取県計	712	348,062	1,059	567,021	1,771	915,083	50	46,390
松島根県計	925	445,055	1,748	868,163	2,673	1,313,218	78	67,588
岡山県計	2,137	931,963	2,466	1,271,250	4,603	2,203,213	166	118,437
広島県計	3,326	1,400,785	4,283	2,400,420	7,609	3,801,206	263	311,474
山口県計	1,709	900,752	2,775	1,507,715	4,484	2,408,467	113	97,252
全管計	8,809	4,026,618	12,331	6,614,569	21,140	10,641,186	670	641,141

(注) 「(1) 課税状況」、「(2) 課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数			区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課 税 事 業 者 届 出	課 税 事 業 者 選 択 届 出	合 計	
件	千円	件	千円	件	件	件	
75	16,732	655	336,896	2,694	28	2,722	鳥 取 県 計
88	23,928	793	378,355	3,043	24	3,067	米 倉 郡
42	7,612	424	201,714	1,690	14	1,704	倉 敷 市
205	48,272	1,872	916,965	7,427	66	7,493	鳥 取 県 計
54	10,771	731	308,612	3,019	30	3,049	松 山 市
42	4,421	433	204,314	1,465	8	1,473	浜 田 市
33	3,495	731	343,120	2,530	24	2,554	出 雲 郡
19	△ 409	245	88,538	905	4	909	益 田 市
18	3,860	244	128,020	715	7	722	石 見 市
13	341	264	125,141	992	5	997	大 東 郡
7	1,370	151	71,734	451	2	453	西 郷 町
186	23,849	2,799	1,269,479	10,077	80	10,157	鳥 根 県 計
74	21,555	702	372,791	2,903	47	2,950	岡 山 市
44	5,091	734	303,377	2,870	51	2,921	山 大 郡
31	10,499	313	126,982	1,361	7	1,368	西 寺 島 郡
15	756	267	127,493	1,145	4	1,149	児 島 市
83	33,438	822	361,931	3,322	40	3,362	倉 敷 市
24	2,689	304	145,487	1,242	13	1,255	玉 島 郡
38	7,101	529	216,153	1,994	20	2,014	津 野 市
13	7,524	188	71,839	699	4	703	玉 野 市
28	5,673	370	167,739	1,220	17	1,237	笠 岡 市
5	2,226	186	77,964	616	1	617	高 梁 市
7	970	79	32,056	396	2	398	新 見 市
25	6,142	279	121,442	1,080	4	1,084	瀬 戸 市
4	△ 1,141	165	62,042	733	4	737	久 世 町
391	102,522	4,938	2,187,297	19,581	214	19,795	岡 山 県 計
64	13,958	660	424,430	2,475	41	2,516	広 島 市
18	6,595	411	210,552	1,601	27	1,628	広 島 市
87	10,482	727	312,852	2,832	50	2,882	広 島 市
46	7,375	876	323,630	3,713	59	3,772	広 島 市
51	8,134	768	379,401	2,658	36	2,694	呉 市
11	2,007	282	124,422	991	2	993	竹 原 市
29	10,749	290	134,270	1,051	7	1,058	三 原 市
42	7,370	492	231,254	1,977	6	1,983	尾 道 市
107	80,556	1,185	594,990	4,440	54	4,494	福 山 市
21	4,271	402	169,786	1,488	6	1,494	福 府 市
18	3,803	198	88,325	665	3	668	三 次 市
15	186	137	45,179	534	7	541	庄 原 市
14	5,547	348	80,494	1,252	20	1,272	西 条 市
38	18,641	712	299,263	2,659	45	2,704	日 田 市
30	9,254	451	189,770	1,862	20	1,882	海 田 市
6	689	172	70,733	487	2	489	吉 田 市
597	189,619	8,111	3,679,351	30,685	385	31,070	広 島 県 計
33	5,082	746	326,530	2,956	20	2,976	下 関 市
44	7,775	634	368,949	2,414	17	2,431	宇 部 市
26	6,924	458	211,404	1,722	18	1,740	山 口 市
6	1,838	234	113,834	1,025	8	1,033	萩 市
45	12,829	645	354,844	2,603	20	2,623	徳 山 市
20	2,913	441	239,334	1,534	10	1,544	防 府 市
20	7,819	521	274,427	2,028	9	2,037	岩 国 市
35	5,925	302	125,518	1,088	6	1,094	光 市
7	380	346	171,061	969	9	978	長 門 郡
13	593	214	85,097	758	3	761	柳 井 町
7	3,765	163	96,059	583	9	592	厚 狭 町
256	55,840	4,704	2,367,056	17,680	129	17,809	山 口 県 計
1,635	420,102	22,424	10,420,147	85,450	874	86,324	全 管 計

(3) 税務署別課税状況 (その2 法人)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理			
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円			
鳥取県計	取子	1,531	9,767,340	1,227	1,061,529	2,758	10,828,869	112	493,924	
	倉吉	1,658	7,873,685	1,118	928,696	2,776	8,802,381	108	345,743	
	石見	667	2,965,065	582	474,143	1,249	3,439,208	45	236,213	
	鳥取県計	3,856	20,606,089	2,927	2,464,368	6,783	23,070,457	265	1,075,880	
松島根県計	江田	1,673	9,671,719	1,343	1,157,865	3,016	10,829,584	112	213,464	
	浜田	706	2,769,169	591	500,754	1,297	3,269,923	67	286,204	
	出雲	1,056	6,186,858	908	762,701	1,964	6,949,559	75	345,517	
	益田	476	1,863,743	412	289,457	888	2,153,200	37	53,737	
	石見大田	262	894,644	236	181,565	498	1,076,209	19	180,606	
	大東	394	1,393,308	306	242,343	700	1,635,651	45	205,268	
	西郷	167	675,774	112	94,236	279	770,010	12	32,213	
	松島根県計	4,734	23,455,214	3,908	3,228,921	8,642	26,684,135	367	1,317,010	
岡山県計	山	2,673	22,018,475	1,731	1,476,076	4,404	23,494,552	181	361,863	
	山西	2,702	16,588,304	1,736	1,580,015	4,438	18,168,319	149	484,427	
	大寺	661	3,205,253	435	364,178	1,096	3,569,431	52	321,319	
	児島	676	3,137,130	520	468,092	1,196	3,605,222	31	139,841	
	倉敷	2,419	12,299,831	1,785	1,590,482	4,204	13,890,313	145	843,858	
	玉島	587	2,846,323	485	434,773	1,072	3,281,096	35	35,420	
	津山	1,279	5,570,781	1,184	979,787	2,463	6,550,568	94	346,039	
	玉野	396	2,026,640	307	267,328	703	2,293,968	18	107,707	
	笠岡	700	3,574,880	514	433,075	1,214	4,007,955	57	607,439	
	高梁	331	1,349,278	259	212,914	590	1,562,192	12	68,183	
	新見	284	1,611,838	176	145,662	460	1,757,500	11	55,852	
	瀬戸	725	3,253,561	577	482,849	1,302	3,736,409	53	139,520	
	久世	334	1,214,743	256	213,957	590	1,428,701	24	54,473	
	岡山県計	13,767	78,697,035	9,965	8,649,189	23,732	87,346,224	862	3,565,942	
	広島県計	島	2,213	38,413,754	1,493	1,360,901	3,706	39,774,656	156	926,592
		南	1,321	11,037,052	875	799,500	2,196	11,836,552	96	415,499
西		3,374	28,896,935	2,082	1,892,372	5,456	30,789,308	183	201,949	
北		2,023	7,838,610	1,628	1,445,426	3,651	9,284,036	137	1,773,086	
呉		1,538	7,994,442	1,367	1,211,829	2,905	9,206,270	106	1,264,366	
原		479	1,642,352	408	385,205	887	2,027,557	30	314,827	
三原		677	3,507,763	561	486,437	1,238	3,994,201	33	388,741	
尾道		1,167	4,877,294	1,109	911,651	2,276	5,788,945	89	227,601	
府中		3,360	21,417,600	2,363	2,112,564	5,723	23,530,164	212	2,638,314	
山		913	4,234,246	639	511,473	1,552	4,745,719	70	236,208	
次		357	1,655,500	382	313,364	739	1,968,864	22	34,747	
庄原		268	1,332,440	218	165,958	486	1,498,398	19	37,218	
西条		861	8,118,064	629	607,218	1,490	8,725,282	53	1,940,449	
日		1,476	6,490,233	1,046	833,768	2,522	7,324,001	80	369,695	
吉田		1,070	6,515,643	888	881,918	1,958	7,397,561	78	17,701,841	
広島県計		21,365	154,815,656	15,852	14,059,923	37,217	168,875,579	1,378	28,608,304	
山口県計	下	1,907	10,841,086	1,438	1,202,558	3,345	12,043,644	201	852,588	
	宇	1,265	10,289,179	1,028	875,439	2,293	11,164,618	54	424,104	
	山	1,005	9,209,122	831	724,600	1,836	9,933,722	63	171,546	
	萩	303	1,207,464	366	279,275	669	1,486,739	25	59,266	
	徳	1,261	10,671,891	1,043	975,050	2,304	11,646,941	67	180,626	
	防	570	2,712,815	446	391,686	1,016	3,104,501	23	47,192	
	岩	910	4,058,116	712	636,448	1,622	4,694,564	64	152,793	
	光	472	1,762,325	391	361,460	863	2,123,784	30	89,723	
	長	253	1,098,399	227	185,881	480	1,284,279	20	44,405	
	柳	318	1,373,686	290	213,854	608	1,587,540	25	33,132	
	厚	251	1,476,572	205	170,565	456	1,647,137	33	340,823	
	山口県計	8,515	54,700,655	6,977	6,016,813	15,492	60,717,468	605	2,396,197	
	全管計	52,237	332,274,649	39,629	34,419,214	91,866	366,693,863	3,477	36,963,333	

(注) 「(1) 課税状況」、「(2) 課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数			区分	
件 数	税 額	件 数	税 額	課税事業者 届 出	課税事業者 選 択 届 出	新設法人に該当 する旨の届出	合 計	署名
件	千円	件	千円	件	件	件	件	
104	72,784	2,883	10,407,728	3,247	94	40	3,381	鳥 取 県 取 子 吉 計
192	35,973	2,898	8,492,610	3,359	123	33	3,515	鳥 取 県 倉 見 大 田 東 郷 計
65	5,172	1,303	3,208,166	1,542	56	8	1,606	鳥 取 県 倉 見 大 田 東 郷 計
361	113,928	7,084	22,108,504	8,148	273	81	8,502	鳥 取 県 倉 見 大 田 東 郷 計
130	31,266	3,134	10,647,387	3,673	83	50	3,806	松 山 県 江 田 雲 田 東 郷 計
77	20,798	1,378	3,004,517	1,513	58	12	1,583	松 山 県 江 田 雲 田 東 郷 計
75	16,139	2,054	6,620,180	2,321	69	14	2,404	松 山 県 江 田 雲 田 東 郷 計
52	2,983	934	2,102,445	1,059	37	3	1,099	松 山 県 江 田 雲 田 東 郷 計
42	810	520	896,412	564	19	4	587	松 山 県 江 田 雲 田 東 郷 計
44	7,584	750	1,437,967	824	36	4	864	松 山 県 江 田 雲 田 東 郷 計
13	△ 11,344	294	726,454	334	13	-	347	松 山 県 江 田 雲 田 東 郷 計
433	68,236	9,064	25,435,361	10,288	315	87	10,690	松 山 県 江 田 雲 田 東 郷 計
202	4,796	4,622	23,137,486	5,795	104	77	5,976	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
173	23,193	4,616	17,707,085	5,483	119	102	5,704	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
36	12,550	1,156	3,260,661	1,421	23	18	1,462	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
65	△ 8,652	1,231	3,456,730	1,496	30	13	1,539	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
141	34,946	4,395	13,081,400	5,416	116	59	5,591	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
75	11,261	1,128	3,256,937	1,276	30	10	1,316	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
130	39,397	2,579	6,243,926	3,154	72	21	3,247	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
46	15,213	733	2,201,475	884	13	8	905	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
81	5,057	1,293	3,405,573	1,470	48	6	1,524	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
34	3,118	614	1,497,127	679	24	4	707	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
16	△ 8,865	474	1,692,783	501	11	12	524	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
53	△ 13,962	1,367	3,582,926	1,600	62	8	1,670	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
48	△ 660	618	1,373,567	699	27	2	728	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
1,100	117,394	24,826	83,897,675	29,874	679	340	30,893	岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
232	150,210	3,888	38,998,273	4,985	122	112	5,219	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
123	83,714	2,302	11,504,768	2,802	61	41	2,904	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
289	20,168	5,658	30,607,526	6,964	129	127	7,220	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
122	14,113	3,804	7,525,063	4,836	112	58	5,006	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
144	69,047	3,028	8,010,951	3,539	82	26	3,647	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
58	9,678	923	1,722,408	1,025	26	2	1,053	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
68	6,220	1,279	3,611,678	1,504	29	11	1,544	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
114	66,175	2,384	5,627,519	2,750	77	23	2,850	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
272	73,484	5,987	20,965,334	7,319	122	64	7,505	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
73	9,841	1,629	4,519,352	1,874	41	17	1,932	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
44	5,431	769	1,939,547	930	32	5	967	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
49	28,018	507	1,489,199	566	20	9	595	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
80	18,307	1,554	6,803,139	1,897	57	25	1,979	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
96	△ 8,418	2,621	6,945,889	3,292	85	31	3,408	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
86	873,552	2,043	△ 9,430,728	2,483	59	31	2,573	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
28	5,738	453	852,634	533	29	1	563	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
1,878	1,425,276	38,829	141,692,551	47,299	1,083	583	48,965	広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 条 市 田 田 計
112	48,355	3,571	11,239,411	4,138	97	53	4,288	下 関 市 関 部 口 萩 山 府 国 門 井 狭 計
81	142,049	2,357	10,882,563	2,738	71	26	2,835	下 関 市 関 部 口 萩 山 府 国 門 井 狭 計
129	40,310	1,937	9,802,486	2,189	61	25	2,275	下 関 市 関 部 口 萩 山 府 国 門 井 狭 計
29	7,121	702	1,434,594	782	28	6	816	下 関 市 関 部 口 萩 山 府 国 門 井 狭 計
122	39,879	2,398	11,506,194	2,799	71	26	2,896	下 関 市 関 部 口 萩 山 府 国 門 井 狭 計
65	△ 8,392	1,042	3,048,917	1,259	22	15	1,296	下 関 市 関 部 口 萩 山 府 国 門 井 狭 計
96	23,887	1,696	4,565,658	1,961	45	15	2,021	下 関 市 関 部 口 萩 山 府 国 門 井 狭 計
33	6,061	895	2,040,121	1,029	26	3	1,058	下 関 市 関 部 口 萩 山 府 国 門 井 狭 計
33	1,301	503	1,241,176	573	21	3	597	下 関 市 関 部 口 萩 山 府 国 門 井 狭 計
25	1,472	635	1,555,879	698	24	5	727	下 関 市 関 部 口 萩 山 府 国 門 井 狭 計
39	6,787	495	1,313,101	565	24	1	590	下 関 市 関 部 口 萩 山 府 国 門 井 狭 計
764	308,830	16,231	58,630,101	18,731	490	178	19,399	下 関 市 関 部 口 萩 山 府 国 門 井 狭 計
4,536	2,033,664	96,034	331,764,194	114,340	2,840	1,269	118,449	全 管 計

(3) 税務署別課税状況 (その3 合計)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理	
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額		
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
鳥取県計	4,568	20,954,152	3,986	3,031,389	8,554	23,985,540	315	1,122,270
松島根県計	5,659	23,900,269	5,656	4,097,084	11,315	27,997,353	445	1,384,598
岡山県計	15,904	79,628,998	12,431	9,920,439	28,335	89,549,436	1,028	3,684,379
広島県計	24,691	156,216,441	20,135	16,460,344	44,826	172,676,785	1,641	28,919,778
山口県計	10,224	55,601,407	9,752	7,524,528	19,976	63,125,935	718	2,493,449
全管計	61,046	336,301,266	51,960	41,033,783	113,006	377,335,049	4,147	37,604,474

(注) 「(1) 課税状況」、「(2) 課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数				区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課税事業者 届 出	課税事業者 選 択 届 出	新設法人に該当 する旨の届出	合 計	
件	千円	件	千円	件	件	件	件	
179	89,515	3,538	10,744,624	5,941	122	40	6,103	鳥 取 県 計
280	59,900	3,691	8,870,965	6,402	147	33	6,582	鳥 取 県 計
107	12,784	1,727	3,409,880	3,232	70	8	3,310	鳥 取 県 計
566	162,199	8,956	23,025,469	15,575	339	81	15,995	鳥 取 県 計
184	42,038	3,865	10,956,000	6,692	113	50	6,855	松 山 県 計
119	25,219	1,811	3,208,831	2,978	66	12	3,056	松 山 県 計
108	19,634	2,785	6,963,300	4,851	93	14	4,958	松 山 県 計
71	2,573	1,179	2,190,983	1,964	41	3	2,008	松 山 県 計
60	4,670	764	1,024,432	1,279	26	4	1,309	松 山 県 計
57	7,926	1,014	1,563,108	1,816	41	4	1,861	松 山 県 計
20	△ 9,974	445	798,187	785	15	-	800	松 山 県 計
619	92,085	11,863	26,704,840	20,365	395	87	20,847	松 山 県 計
276	26,351	5,324	23,510,277	8,698	151	77	8,926	岡 山 県 計
217	28,284	5,350	18,010,461	8,353	170	102	8,625	岡 山 県 計
67	23,049	1,469	3,387,643	2,782	30	18	2,830	岡 山 県 計
80	△ 7,895	1,498	3,584,223	2,641	34	13	2,688	岡 山 県 計
224	68,384	5,217	13,443,331	8,738	156	59	8,953	岡 山 県 計
99	13,950	1,432	3,402,424	2,518	43	10	2,571	岡 山 県 計
168	46,498	3,108	6,460,080	5,148	92	21	5,261	岡 山 県 計
59	22,737	921	2,273,313	1,583	17	8	1,608	岡 山 県 計
109	10,730	1,663	3,573,312	2,690	65	6	2,761	岡 山 県 計
39	5,344	800	1,575,091	1,295	25	4	1,324	岡 山 県 計
23	△ 7,894	553	1,724,838	897	13	12	922	岡 山 県 計
78	△ 7,820	1,646	3,704,369	2,680	66	8	2,754	岡 山 県 計
52	△ 1,801	783	1,435,610	1,432	31	2	1,465	岡 山 県 計
1,491	219,916	29,764	86,084,973	49,455	893	340	50,688	岡 山 県 計
296	164,168	4,548	39,422,703	7,460	163	112	7,735	広 島 県 計
141	90,309	2,713	11,715,320	4,403	88	41	4,532	広 島 県 計
376	30,649	6,385	30,920,379	9,796	179	127	10,102	広 島 県 計
168	21,489	4,680	7,848,693	8,549	171	58	8,778	広 島 県 計
195	77,181	3,796	8,390,352	6,197	118	26	6,341	広 島 県 計
69	11,686	1,205	1,846,830	2,016	28	2	2,046	広 島 県 計
97	16,968	1,569	3,745,948	2,555	36	11	2,602	広 島 県 計
156	73,546	2,876	5,858,773	4,727	83	23	4,833	広 島 県 計
379	154,038	7,172	21,560,324	11,759	176	64	11,999	広 島 県 計
94	14,112	2,031	4,689,138	3,362	47	17	3,426	広 島 県 計
62	9,232	967	2,027,872	1,595	35	5	1,635	広 島 県 計
64	28,205	644	1,534,378	1,100	27	9	1,136	広 島 県 計
94	23,854	1,902	6,883,632	3,149	77	25	3,251	広 島 県 計
134	10,224	3,333	7,245,152	5,951	130	31	6,112	広 島 県 計
116	882,806	2,494	△ 9,240,957	4,345	79	31	4,455	広 島 県 計
34	6,427	625	923,366	1,020	31	1	1,052	広 島 県 計
2,475	1,614,896	46,940	145,371,902	77,984	1,468	583	80,035	広 島 県 計
145	53,438	4,317	11,565,941	7,094	117	53	7,264	下 関 市 計
125	149,824	2,991	11,251,512	5,152	88	26	5,266	下 関 市 計
155	47,235	2,395	10,013,890	3,911	79	25	4,015	下 関 市 計
35	8,959	936	1,548,428	1,807	36	6	1,849	下 関 市 計
167	52,707	3,043	11,861,038	5,402	91	26	5,519	下 関 市 計
85	△ 5,478	1,483	3,288,251	2,793	32	15	2,840	下 関 市 計
116	31,705	2,217	4,840,084	3,989	54	15	4,058	下 関 市 計
68	11,986	1,197	2,165,639	2,117	32	3	2,152	下 関 市 計
40	1,681	849	1,412,237	1,542	30	3	1,575	下 関 市 計
38	2,064	849	1,640,976	1,456	27	5	1,488	下 関 市 計
46	10,551	658	1,409,159	1,148	33	1	1,182	下 関 市 計
1,020	364,671	20,935	60,997,157	36,411	619	178	37,208	下 関 市 計
6,171	2,453,766	118,458	342,184,341	199,790	3,714	1,269	204,773	全 管 計

8 酒 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類に分類している。

種類は清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

酒 税 の 税 率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1 k l 当たり従量税率）は、次のとおりである。

清	酒	アルコール分	15度	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	140,500円
合	成	清	酒	アルコール分	15度	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	94,600円
し	ょ	う	ち	ゅ	う	アルコール分	25度	・	・	・	・	・	・	・	・	248,100円
み	り	ん		アルコール分	13.5度	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	21,600円
ビ	ー	ル				・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	222,000円
果	実	酒	類													
	果	実	酒			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	70,472円
	甘	味	果	実	酒	アルコール分	12度	・	・	・	・	・	・	・	・	103,722円
ウ	ィ	ス	キ	ー	類	アルコール分	40度	・	・	・	・	・	・	・	・	409,000円
ス	ピ	リ	ツ	類		アルコール分	37度	・	・	・	・	・	・	・	・	367,188円
リ	ク	ュ	ー	ル	類	アルコール分	12度	・	・	・	・	・	・	・	・	119,088円
雑	酒															
	発	泡	酒		原料中（水を除く）麦芽の重量が25%未満のもの											134,250円
	粉	末	酒			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	320,500円
	そ	の	他	の	雑	酒	みりに類似するもの	アルコール分	13.5度							21,600円
					そ	の	他	の	も	の	酒					103,722円

8-1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販売場数
	kl	百万円	kl	kl	場	場
平成12年度	374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796
13	362,627	59,652	316,752	575,174	372	13,751
14	425,019	61,112	374,827	569,529	364	13,602
15	420,729	61,431	375,532	544,240	349	15,379
16	375,361	56,418	375,028	539,094	343	15,440
清 酒	33,933	4,135	24,270	51,102	283	-
清 酒	×	×	×	3,305	-	-
しようちゅう	甲類	×	×	11,818	2	-
	乙類	×	×	43,375	5	-
計	5,374	1,311	4,420	55,192	7	-
みりん	4,812	104	7,826	6,652	5	-
ビール	117,933	26,155	109,263	211,903	17	-
果実酒類	果実酒	×	×	8,355	16	-
	甘味果実酒	×	×	912	1	-
	計	9,162	656	6,981	17	-
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	3,727	-	-
	ブランデー	×	×	997	-	-
	計	×	×	4,728	-	-
スピリッツ類	×	×	×	2,315	2	-
リキュール類	64,478	5,217	92,363	37,665	8	-
雑 酒	発泡酒	×	×	145,517	2	-
	粉末酒	×	×	1	-	-
	その他の雑酒	×	×	11,447	2	-
	計	133,501	17,797	128,188	156,966	4
合 計	375,361	56,418	375,028	539,094	343	15,440

調査期間 課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間である。

調査時点 製造場数及び販売場数は、平成17年3月31日現在である。

用語の説明

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表

「8-2」の「(1)課税状況」、「8-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「8-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許場数等」

8-2 課税状況

(1) 課税状況

区 分	課 税					
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kl	千円	kl	千円	kl	千円
清 酒	34,708	4,228,198	-	-	34,708	4,228,198
合 成 清 酒	×	×	×	×	×	×
しょうちゅう	甲 類	×	×	×	×	×
	乙 類	×	×	×	×	×
計	5,415	1,318,039	-	-	5,415	1,318,038
み り ん	4,819	104,442	-	-	4,819	104,442
ビ ー ル	118,702	26,325,429	-	-	118,702	26,325,429
果 実 酒 類	果 実 酒	×	×	×	×	×
	甘味果実酒	×	×	×	×	×
計	9,128	655,783	100	4,660	9,228	660,443
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	×	×	×
	ブランデー	×	×	×	×	×
計	×	×	×	×	×	×
スピリッツ類	スピリッツ	×	×	×	×	×
	原料用アルコール	×	×	×	×	×
計	×	×	×	×	×	×
リ キ ュ ー ル 類	2,022	264,849	68,119	5,408,146	70,141	5,672,995
雑 酒	発 泡 酒	×	×	×	×	×
	粉 末 酒	×	×	×	×	×
	その他の雑酒	×	×	×	×	×
	計	132,368	17,769,508	1,910	132,046	134,278
合 計	311,322	51,549,392	72,314	5,718,419	383,636	57,267,810

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月30日までの申告又は処理による課税実績

- (注) 1 「特定税率適用」欄には、酒税法第22条第3項（アルコール分が13度未満のもので発泡性を有するもの）に該当のものを掲げた。
- 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄には、酒類製造場から移出した酒類を当該製造場に戻入れた場合の酒税額の控除等を示す。

(2) 課税数量の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平成 12 年 度	50,974	3,856	194,832	8,090	116,301	374,058
13	46,482	4,590	173,319	9,887	128,350	362,627
14	42,884	4,449	146,171	10,503	221,013	425,019
15	38,788	4,872	128,015	9,947	239,110	420,729
16	33,933	5,374	117,933	9,162	208,959	375,361

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の数量を累年比較で示したものである。

控 除				課 税 実 数		免 除	
酒 税 法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 (第7条第1項)				未納税移出	輸 出 免 税
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
k1	千円	k1	千円	k1	千円	k1	k1
776	92,800	0	1	33,933	4,135,397	10,861	201
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
42	6,970	-	-	5,374	1,311,068	174	11
7	157	-	-	4,812	104,285	3,290	65
769	170,443	0	88	117,933	26,154,898	10,369	110
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
66	4,586	-	-	9,162	655,858	115	1
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
5,662	456,033	-	-	64,478	5,216,962	36,982	11
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
777	104,135	0	39	133,501	17,797,379	36,669	4
8,274	849,536	0	128	375,361	56,418,146	142,498	475

用語の説明 未納税移出とは、酒類製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

(3) 酒税額の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 12 年 度	6,272,420	912,407	43,252,671	494,380	12,672,839	63,604,715
13	5,718,155	1,128,122	38,476,775	588,056	13,741,088	59,652,197
14	5,262,174	1,076,301	32,450,479	607,009	21,715,868	61,111,830
15	4,747,845	1,179,447	28,391,025	697,715	26,414,800	61,430,835
16	4,135,397	1,311,068	26,154,898	655,858	24,160,925	56,418,146

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の税額を累年比較で示したものである。

8-3 酒類製成、販売

(1) 酒類製成及び手持数量

区 分	製 成 数 量 等					手 持 数 量 <small>平成17年3月末日現在</small>
	① 製 成	②アルコール 等 混 和	③アルコール 分 等 変 更	④用途変更等	①+②+③-④ 計	
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
清 酒	24,490	-	-	222	24,270	34,651
合 成	(23,795)	-	-	-	(23,641)	(31,531)
し ょ う ち ゅ う ち ゅ う	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
計	4,293	5	1,293	1,169	4,420	2,506
み び	8,748	251	-	1,173	7,826	783
果実酒類	109,692	0	-	428	109,263	2,110
果実酒類	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
計	8,000	66	-	1,085	6,981	4,184
ウイスキー 類	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
計	×	×	×	×	×	×
スピリ リキュ ール	×	×	×	×	×	×
雑 酒	93,939	4,024	-	5,601	92,363	6,433
雑 酒	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
計	129,382	-	-	1,194	128,188	5,229
合 計	380,596	4,346	1,293	11,208	375,028	56,329

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間の酒類製成の事績

(注) 「清酒」欄の()書は、アルコール度数20度に換算した数量である。

(2) 製成数量の累年比較

区 分	清 酒	し ょ う ち ゅ う	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平成 12 年度	41,322	3,282	189,051	6,969	82,599	323,233
13	34,531	4,024	162,334	6,443	109,420	316,752
14	31,710	3,809	134,878	7,393	197,032	374,827
15	31,092	3,472	119,285	7,097	214,586	375,532
16	24,270	4,420	109,263	6,981	230,094	375,028

(注) この表は、「(1)酒類製成及び手持数量」の製成数量等の計を累年比較したものである。

(3) 酒類販売(消費)数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					
	製 造 場 (課 税)	製 造 場 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者 ①	計
清 成 酒	k1	k1	k1	k1	k1	k1
合 成 酒	266	1,209	23,279	8,054	1,195	34,000
し ょ う ち ゅ う ち ゅ う	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
み 乙 計	0	28	4,901	302	144	5,374
り ん	-	3,587	1,122	46	57	4,811
ビ ル	14	111,130	6,201	216	373	117,933
果 実 酒 類	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
果 実 酒	×	×	×	×	×	×
甘 味 果 実 酒	×	×	×	×	×	×
計	0	0	8,536	162	466	9,163
ウ イ ス キ ー 類	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
計	×	×	×	×	×	×
ス ピ リ ッ ツ 類	×	×	×	×	×	×
リ キ ュ ー ル 類	9	52,388	11,947	88	164	64,596
雑 酒	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×
計	13	120,849	12,568	6	66	133,502
合 計	311	289,871	73,971	8,874	2,504	375,528

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間の酒類の製造場からの移出及び販売数量の事績

(4) 県別販売(消費)数量の累年比較

区 分		清 酒	し ょ う ち ゅ う	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
		k1	k1	k1	k1	k1	k1
鳥 取 県	12 年 度	6,777	2,352	24,665	720	11,270	45,784
	13	6,510	2,452	21,822	705	14,766	46,256
根 拠 県	14	6,286	2,855	19,971	719	17,588	47,420
	15	5,735	3,414	18,170	635	17,264	45,218
	16	5,212	3,904	17,315	611	18,431	45,473
		12 年 度	9,459	4,788	30,919	1,461	11,401
山 岡 県	13	9,011	4,995	27,695	1,369	15,334	58,405
	14	8,429	5,307	24,792	1,305	18,267	58,101
	15	7,656	5,945	22,146	1,170	17,922	54,841
	16	7,342	6,599	21,128	1,297	19,072	55,438
岡 山 県	12 年 度	15,908	8,077	63,816	2,338	32,145	122,280
	13	15,208	8,542	55,876	2,296	41,976	123,893
	14	14,717	9,382	51,466	2,254	47,368	125,188
	15	13,743	10,552	48,735	2,100	45,996	121,130
	16	12,352	11,507	44,445	2,008	48,654	118,966

(注) この表は、「(3)酒類販売(消費)数量」の累年比較を県別に示したものである。

販売業者の販売数量		平成17年3月	消費者に対す	区 分
販売業者	消費者	31日現在販売業者の手持数量	る販売数量計	
	②		①+②	
k1	k1	k1	k1	
70,639	49,908	6,905	51,102	清 酒
6,073	3,303	359	3,305	合 成
28,980	11,760	1,802	11,818	甲 乙 類
78,004	43,287	6,271	43,375	乙 類
106,984	55,047	8,075	55,192	計
13,649	6,595	773	6,652	み り
550,280	211,531	12,560	211,903	ビ ー
12,201	8,081	4,184	8,355	果 実 酒
1,108	721	274	912	甘 味 果 実 酒
13,311	8,800	4,459	9,267	計
7,848	3,721	1,264	3,727	ウ イ ス キ ー
1,997	992	296	997	ブ ラ ン デ ー
9,848	4,716	1,560	4,728	計
7,467	2,289	470	2,315	ス ピ リ ッ ツ
100,234	37,502	5,535	37,665	ピ キ ュ ー ル
431,752	145,451	10,016	145,517	発 泡 酒
1	1	19	1	粉 末 酒
27,280	11,446	961	11,447	そ の 他 の 雑 酒
459,033	156,899	10,996	156,966	計
1,337,522	536,591	51,686	539,094	合 計

区 分		清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
		k1	k1	k1	k1	k1	k1
広 島 県	12 年 度	24,112	15,934	127,796	5,069	59,200	232,110
	13	22,294	16,705	111,422	4,716	74,454	229,588
	14	21,210	17,724	100,660	4,522	81,546	225,666
	15	18,841	19,760	91,518	4,251	81,674	216,044
	16	17,163	21,073	86,492	3,962	85,003	213,693
山 口 県	12 年 度	12,306	9,918	65,165	1,748	27,638	116,771
	13	11,495	10,343	57,361	1,655	36,180	117,032
	14	10,730	10,588	50,228	1,644	39,964	113,154
	15	9,934	11,344	45,185	1,468	39,078	107,007
	16	9,033	12,109	42,523	1,389	40,470	105,524
全 管 計	12 年 度	68,562	41,069	312,361	11,336	141,654	574,975
	13	64,518	43,037	274,176	10,741	182,710	575,174
	14	61,732	45,856	247,117	10,444	204,733	569,529
	15	55,909	51,015	225,754	9,624	201,934	544,240
	16	51,102	55,192	211,903	9,267	211,630	539,094

(5) 税務署別酒類販売（消費）数量

区分 署名	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		みりん	ビール	果実酒類
			甲	乙			
鳥取県	2,126	166	273	1,087	194	6,980	227
米子	1,943	315	473	1,347	332	6,941	289
倉吉	1,143	75	136	589	139	3,394	95
鳥取県計	5,212	557	882	3,022	665	17,315	611
松島町	2,876	162	300	2,003	284	7,151	500
浜田	871	56	288	751	89	3,305	97
出雲	1,511	84	197	1,293	186	4,828	534
益田	623	30	198	482	56	2,076	66
石見大田	371	24	86	263	43	1,168	30
大東郷	753	38	76	416	53	1,696	56
西郷	337	6	79	167	40	904	14
松島町根県計	7,342	400	1,224	5,375	751	21,128	1,297
岡山県	1,714	113	356	1,506	381	9,770	446
山形	1,605	103	311	1,365	237	6,637	447
西大	716	33	156	520	81	1,887	82
児島	596	32	85	460	59	2,156	53
倉敷	2,154	167	545	1,845	278	8,370	408
玉島	811	52	172	502	146	2,243	72
津山	1,623	71	223	977	149	4,855	167
玉野	355	10	49	264	40	1,134	43
笠岡	677	28	115	456	62	2,096	46
高梁	512	8	34	327	33	1,188	27
新見	349	14	53	281	20	935	23
瀬戸	693	30	121	419	57	1,857	158
久世	547	18	57	308	53	1,317	36
岡山県計	12,352	679	2,277	9,230	1,596	44,445	2,008
広島県	1,558	140	463	1,466	279	14,542	802
島田	744	38	224	799	85	3,960	154
広島	1,472	128	442	1,758	272	11,495	647
広島	1,730	96	612	1,994	230	7,240	382
呉	1,605	94	385	1,331	204	6,994	237
竹原	589	31	104	305	71	2,086	43
三尾	764	33	149	625	82	3,076	96
福山	1,059	52	189	937	130	4,022	123
府中	2,355	178	558	2,536	490	12,655	467
山次	602	26	116	707	88	2,573	61
原	514	20	81	396	37	1,766	173
条	444	14	92	277	38	1,404	33
西	1,258	46	252	881	102	4,055	231
日	1,201	69	460	1,237	170	4,981	240
海田	975	56	306	1,094	95	4,660	250
吉田	293	10	77	221	14	983	23
広島県計	17,163	1,031	4,510	16,564	2,387	86,492	3,962
山口県	1,450	136	546	1,885	208	7,675	279
下関	1,302	94	342	1,453	147	5,819	224
山部	995	91	242	1,164	174	4,949	213
萩	513	39	197	398	64	2,268	41
徳防	1,220	71	348	1,260	177	5,691	217
岩国	706	41	332	691	114	3,630	95
光	1,104	64	303	946	144	5,243	145
長門	542	37	199	493	78	2,018	68
柳井	368	28	186	267	60	1,906	30
厚狭	486	27	116	364	54	1,793	45
山口県計	9,033	638	2,925	9,184	1,253	42,523	1,389
全管計	51,102	3,305	11,818	43,375	6,652	211,903	9,267

(注) 「(3) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」を署別に示したものである。

ウイスキー	ブランデー	スピリッツ類	リキュール類	雑 酒	販売（消費） 数量合計	区分	
						署名	
k1	k1	k1	k1	k1	k1		
139	27	59	1,199	5,515	17,992	鳥	取
146	28	83	1,364	5,220	18,480	米	子
57	12	28	653	2,682	9,001	倉	吉
342	66	170	3,215	13,416	45,473	鳥	取 県 計
149	22	71	1,038	4,738	19,293	松	江
48	9	31	599	2,618	8,762	浜	田
69	9	32	625	3,230	12,598	出	雲
27	11	15	325	1,527	5,437	益	田
16	5	12	169	907	3,094	石	見 大 田
16	2	5	152	982	4,246	大	東
9	1	7	85	359	2,008	西	郷
334	59	173	2,993	14,361	55,438	島	根 県 計
185	80	140	1,935	5,857	22,482	岡	山
151	34	115	1,700	5,723	18,427	岡	山
53	9	30	550	2,113	6,230	西	大
38	12	15	446	1,760	5,712	児	島
178	51	135	2,219	8,055	24,405	倉	敷
39	9	23	534	2,021	6,624	玉	島
90	18	44	935	3,364	12,517	津	山
22	6	8	247	1,082	3,261	玉	野
32	8	14	369	1,430	5,333	笠	岡
16	2	4	170	589	2,910	高	梁
9	2	5	114	523	2,328	新	見
39	7	18	409	1,612	5,421	瀬	戸
15	3	4	210	748	3,316	久	世
867	241	555	9,838	34,877	118,966	岡	山 県 計
307	85	133	1,420	3,941	25,136	広	島
65	13	63	769	3,364	10,278	島	島
171	34	121	1,653	6,674	24,867	島	島
150	30	116	1,764	9,068	23,412	島	島
120	56	55	1,276	5,457	17,814	呉	島
19	6	16	313	1,151	4,734	竹	原
58	19	33	628	2,275	7,838	三	原
69	19	33	715	2,962	10,310	尾	道
198	59	138	2,402	8,891	30,927	福	山
35	7	13	455	1,974	6,657	府	中
23	7	13	264	1,385	4,679	三	次
18	3	10	165	777	3,275	庄	原
75	19	66	932	4,063	11,980	西	条
96	20	90	1,178	5,721	15,463	日	市
97	19	58	1,044	5,076	13,730	海	田
14	3	5	139	811	2,593	吉	田
1,515	399	963	15,117	63,590	213,693	広	島 県 計
158	44	84	1,297	5,999	19,761	下	関
104	30	79	950	4,412	14,956	宇	部
85	27	56	853	3,498	12,347	山	口
25	6	13	259	1,244	5,067	萩	山
97	39	74	844	4,344	14,381	徳	府
38	18	45	571	2,781	9,062	防	国
68	36	56	736	3,298	12,144	岩	山
30	10	21	373	2,031	5,900	光	山
23	8	8	191	927	4,002	長	門
25	11	10	232	1,176	4,339	柳	井
16	3	8	196	1,012	3,565	厚	狭
669	232	454	6,502	30,722	105,524	山	口 県 計
3,727	997	2,315	37,665	156,966	539,094	全	管 計

8-4 酒 類 免 許

(1) 酒類製造免許場数等

区 分	前年度末	本年度末	左のうち試験 のための免許場 数	本年度末	本年度末	本年度末
	免許場数	免許場数	場	製造場数	製造者数	蔵置場数
平成12年度	557	561	41	379	532	279
13	561	557	49	372	530	276
14	557	549	53	364	524	284
15	549	553	52	349	529	273
16	550	538	51	343	506	278
清 成	293	286	7	283	281	46
合	2	2	1	-	2	19
し よ う	2	3	2	2	3	22
ち ゆ う	77	76	2	5	74	29
み り	79	79	4	7	77	51
ビ	16	16	1	5	15	19
果実酒類	21	21	2	17	18	24
	25	25	8	16	23	-
	7	7	1	1	6	-
	32	32	9	17	29	21
ウイスキー類	2	2	1	-	2	-
	4	3	1	-	2	-
	6	5	2	-	4	26
スピリッツ類	9	10	2	1	7	-
	3	3	1	1	2	-
	12	13	3	2	9	24
リキユール類	55	52	11	8	44	26
雑酒	18	16	4	2	13	-
	1	1	1	-	1	-
	15	15	6	2	13	-
合 計	34	32	11	4	27	22
各酒類を通じたもの	550	538	51	343	506	278
	-	343	19	-	328	47

調査対象 酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場

調査時点 平成17年3月31日

- (注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。
- 2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の種類又は品目の酒類を製造している場合には、同期間内に製造数量の最も多かった酒類の欄のみに1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店の所在地において、その製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目ごとに1人として掲げた。
- 4 「各酒類を通じたもの」の行には1製造場で2以上の酒類又は品目の酒類の製造免許を受けている場合でも1場として掲げた。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数
酒 母	12
も ろ み	43

調査時点 平成17年3月31日

(注) 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により製造免許を受けた場数を掲げた。

用語の説明 1 酒母とは、①酵母で含糖物質を発酵させることができるもの②酵母を培養したもので含糖物質を発酵させることができるもの③これにこうじを混和したものをいう。
2 もろみとは、酒類の原料となる物品を発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

(3) 酒類販売免許場数等

免 許 区 分	前年度末 販売場数	本 年 度 販 売 場 数			本年度末 販売業者数	
		卸売に限る旨 の条件が付さ れているもの	販売方法に 条件が付され ていないもの	計		
販売方法に条件が付されて いないもの及び卸売に限る 旨の条件が付されているもの	全 酒 類	411	48	351	399	276
	ビ ー ル	104	4	98	102	43
	洋 酒	46	5	38	43	40
	輸 入 酒 類	32	14	21	35	19
	自 製 酒 類	45	4	38	42	6
	その他の酒類	11	5	8	13	11
	合 計	649	80	554	634	395
販売方法に小売に限る旨の 条件が付されているもの	全 酒 類	12,769	-	-	12,912	10,480
	特殊のもの	321	-	-	306	69
	期限付	2	-	-	-	-
	計	13,092	-	-	13,218	10,549
	そ の 他	46	-	-	51	36
	特殊のもの	311	-	-	309	222
	期限付	5	-	-	10	-
	みりんだけのもの	204	-	-	149	41
	薬用酒だけのもの	1,072	-	-	1,069	1,062
	計	1,638	-	-	1,588	1,361
合 計	14,730	-	-	14,806	11,910	
媒 介 業	18	-	-	21	6	
代 理 業	-	-	-	-	-	

調査時点 平成17年3月31日

(注) 免許が2以上の種類にまたがっている場合は、本年度内における販売数量が最も多かった種別の行にのみ掲げた。

用語の説明 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。
2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数

区分 署名	製 造 免 許										
	清酒	合成 清酒	しょうちゅう		みりん	ビール	果実酒類		ウイスキー類		スピリ ッツ
			甲類	乙類			果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	
鳥取	9	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
米子	7	-	-	3	1	3	-	-	-	-	
倉吉	10	-	-	3	-	1	2	1	-	-	
鳥取県計	26	-	-	7	1	4	3	1	-	-	
松山	11	-	-	6	2	1	-	-	-	-	
浜田	6	-	-	4	1	-	-	-	-	-	
出雲	8	-	-	6	-	1	3	1	-	-	
益田	9	-	-	2	-	-	1	-	-	-	
石見	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大田	6	-	-	6	-	-	1	-	-	-	
西郷	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
松根県計	46	-	-	25	3	2	5	1	-	-	
岡山	2	-	-	1	-	1	-	-	-	2	
山崎	4	-	-	-	-	1	2	-	-	-	
西大	5	-	-	1	1	-	-	-	-	-	
児倉	5	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
玉敷	10	-	-	2	-	1	-	-	-	-	
津島	13	-	-	7	4	-	3	1	-	-	
玉野	11	-	-	2	-	1	-	-	-	-	
笠岡	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
高梁	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
瀬戸	8	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
久世	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	
岡山県計	73	-	-	22	6	6	11	2	-	1	
広島	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
島田	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
広島北	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
島田北	10	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
島田南	12	-	-	3	-	1	-	-	-	-	
原野	7	-	-	2	2	-	1	-	-	1	
三尾	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
福山	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
府中	5	-	-	2	2	-	-	1	-	-	
三原	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
庄原	4	-	-	1	-	1	1	-	-	-	
日市	5	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
廿日	5	1	2	3	1	-	1	1	1	1	
海田	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
吉田	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
広島県計	80	2	3	16	6	5	5	3	2	2	
下関	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
宇山	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山萩	4	-	-	1	-	1	-	-	-	-	
徳山	13	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
防府	11	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
岩国	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
光	6	-	-	2	-	1	-	-	-	-	
長門	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
柳井	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
厚狭	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山口県計	8	-	-	1	-	-	1	-	-	-	
全管計	286	2	3	76	16	21	25	7	2	3	

(注) 「(1) 酒類製造免許場数等」及び「(3) 酒類販売免許場数等」を署別に示したものである。

場		数				製造場数	販 売 免 許				区分 署名		
ツツ類	リキェル類	酒			合 計		卸 売 業		小 売 業				
原料用アルコール		発泡酒	粉末酒	その他雑酒			販売業者数	販売場数	販売業者数	販売場数			
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
-	1	-	-	-	12	10	12	14	328	456	鳥	取	取
-	1	-	-	-	15	10	19	24	343	462	米	倉	子
-	2	-	-	-	19	13	8	9	207	272	倉	取	吉
-	4	-	-	-	46	33	39	47	878	1,190	鳥	取	計
-	2	1	-	2	25	14	7	12	350	443	松	江	江
-	1	-	-	-	12	6	9	13	290	334	浜	田	田
-	1	2	-	1	23	14	9	11	301	368	出	雲	雲
-	1	-	-	-	13	10	11	12	176	201	益	田	田
-	1	-	-	-	6	5	6	7	116	133	石	見	大
-	-	-	-	-	13	7	2	3	143	171	大	東	東
-	-	-	-	-	2	1	1	3	113	126	西	郷	郷
-	6	3	-	3	94	57	45	61	1,489	1,776	鳥	根	計
-	1	1	-	-	8	3	3	20	328	414	岡	山	東
-	2	-	-	2	11	4	4	26	390	559	岡	山	西
-	1	-	-	-	8	5	2	17	160	190	西	大	寺
-	-	-	-	-	6	5	1	2	137	163	児	島	島
-	1	1	-	1	17	12	7	10	493	564	倉	敷	敷
-	6	-	-	2	36	20	6	9	189	235	倉	島	島
-	2	2	-	-	18	11	3	23	505	566	津	山	山
-	-	-	-	-	1	1	-	1	109	124	玉	野	野
-	-	-	-	-	5	5	7	7	237	270	笠	岡	岡
-	1	-	-	-	12	8	4	5	167	177	高	梁	梁
-	-	1	-	1	6	3	2	3	102	122	新	見	見
-	7	5	-	1	32	13	8	8	213	255	瀬	戸	戸
-	1	-	-	-	5	3	2	4	165	186	久	世	世
-	22	10	-	7	165	93	49	135	3,195	3,825	岡	山	計
-	-	-	-	-	2	2	5	28	196	316	広	島	東
-	-	-	-	-	3	2	-	16	207	248	広	島	南
-	-	-	-	-	1	1	21	34	302	392	広	島	西
-	-	-	-	-	11	10	15	15	383	485	広	島	北
-	1	-	-	-	17	13	12	36	400	470	竹	原	原
-	1	-	-	-	14	9	11	12	213	259	三	道	道
-	-	1	-	-	5	2	8	8	206	254	尾	山	山
-	-	-	-	-	4	3	36	40	296	364	福	中	中
-	4	-	-	1	15	9	6	19	509	627	府	次	次
-	-	-	-	-	4	3	8	8	232	245	府	原	原
-	-	-	-	-	7	6	2	2	142	167	三	原	原
-	-	-	-	-	5	5	3	4	123	145	庄	条	条
1	2	1	1	2	33	15	6	6	181	256	西	市	市
1	4	1	-	1	24	6	21	25	289	376	西	日	日
-	-	-	-	-	3	3	4	6	197	268	海	田	田
-	-	-	-	-	3	3	1	4	102	115	吉	田	田
2	12	3	1	4	151	92	159	265	3,978	4,987	広	島	計
-	2	-	-	-	7	5	26	31	372	502	下	関	関
-	-	-	-	-	3	3	16	16	270	314	宇	部	部
-	1	-	-	-	7	6	14	17	212	303	山	口	口
-	1	-	-	-	16	15	5	5	195	243	萩	山	山
-	1	-	-	-	13	11	4	15	291	372	徳	府	府
1	-	-	-	-	4	4	10	11	170	224	防	国	国
-	2	-	-	1	12	6	7	8	274	341	岩	光	光
-	-	-	-	-	1	1	4	4	179	215	長	門	門
-	-	-	-	-	4	4	5	6	133	171	柳	井	井
-	-	-	-	-	4	4	7	7	140	175	厚	狭	狭
-	1	-	-	-	11	9	5	6	134	168	山	口	口
3	52	16	1	15	538	343	395	634	11,910	14,806	全	管	計

9～15 消費税・酒税以外の間接税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を示したものである。

9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率

1 喫煙用の製造たばこ			
(1) 第1種 (紙巻きたばこ)	} 1gを1本 に換算して	(たばこ税)	3,126円
(2) 第2種 (パイプたばこ)		1,000本につき	
(3) 第3種 (葉巻たばこ)		(たばこ特別税)	820円
(4) 第4種 (刻みたばこ)		1,000本につき	
2 かみ用の製造たばこ	} 2gを1本 に換算して	(計)	
3 かぎ用の製造たばこ		1,000本につき	3,946円
4 旧3級品の紙巻たばこ		(たばこ税)	1,484円
		(たばこ特別税)	389円
		(計)	1,873円

10 印 紙 税

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

印 紙 税 の 税 率

[一般的な契約書、証書等のうち主なものについて掲げた]

○ 不動産等の譲渡、消費貸借、運送に関する契約書 不動産の譲渡契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。	契約金額により 200円～600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
○ 請負契約書 建設工事に係る請負契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。	契約金額により 200円～600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
○ 約束手形、為替手形	手形金額により 200円～200,000円 (手形金額10万円未満は非課税)
○ 株券、出資証券、社債券、受益証券	券面金額により 200円～20,000円
○ 預貯金証書、保険証券、信用状等	1通につき 200円
○ 配当金領収書、配当金振込通知書	配当金額3,000円以上の場合 200円 (配当金額3,000円未満は非課税)
○ 金銭、有価証券の受取書で営業に関するもの	受取金額により 200円～200,000円 (受取金額3万円未満は非課税)
○ 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳	1冊・1年につき 200円
○ 判取帳	1冊・1年につき 4,000円

11 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を示したものである。

揮 発 油 税 及 び 地 方 道 路 税 の 税 率

揮発油 1klにつき		
揮 発 油 税	・・・・・・・・・・・・・・・・	48,600円
地 方 道 路 税	・・・・・・・・・・・・・・・・	5,200円
計	・・・・・・・・・・・・・・・・	53,800円

12 石 油 ガ ス 税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスに対して課税される。

石 油 ガ ス 税 の 税 率

課税石油ガス 1kgにつき	・・・・・・・・・・・・・・・・	17円50銭
---------------	------------------	--------

13 石 油 石 炭 税

石油石炭税は、原油の採取場から移出する原油、ガス状炭化水素又は石炭及び保税地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石 油 石 炭 税 の 税 率

1 原油・輸入石油製品1klにつき	・・・・・・・・・・・・・・・・	2,040円
2 ガス状炭化水素のうち		
天然ガス 1tにつき	・・・・・・・・・・・・・・・・	840円
輸入 L P G 1tにつき	・・・・・・・・・・・・・・・・	800円
3 石 炭 1tにつき	・・・・・・・・・・・・・・・・	230円

14 航 空 機 燃 料 税

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航 空 機 燃 料 税 の 税 率

航空機燃料 1klにつき	・・・・・・・・・・・・・・・・	26,000円
ただし、沖縄路線航空機	・・・・・・・・・・・・・・・・	13,000円
特定離島路線航空機	・・・・・・・・・・・・・・・・	19,500円

15 電 源 開 発 促 進

電源開発促進税は、一般電気事業者が販売する販売電気に対して課税される。

電 源 開 発 促 進 税 の 税 率

販売電気 1,000kw 時につき	・・・・・・・・・・・・・・・・	425円
-------------------	------------------	------

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
紙 卷 た ば こ	12,008,383 <small>千本</small>	46,757,786 <small>千円</small>
パイプたばこ	54	215
葉 卷 た ば こ	122	483
刻 み た ば こ	35	132
かみ用の製造たばこ	-	-
かぎ用の製造たばこ	-	-
税 額 計	-	46,758,616
手持品課税額	-	-
合 計 税 額	-	46,758,616
控 除 税 額	-	240,199
差 引 税 額	-	46,518,414
加算 { 過少申告	-	-
税額 { 無申告	-	-
課 税 人 員		60 人
還 付 金 額		1,008,790 千円
納期限延長税額		-

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場 { 製造たばこ製造場	2 <small>場</small>
{ 原料事務所	-
{ そ の 他	2
法 定 製 造 場	24
合 計	28

調査時点 平成17年3月31日

10 印 紙 税

(1) 課税状況

区 分	税 額	納 付 人 員	関 係 条 文
税 印 押 な つ	千円 795	人 73	第 9 条
印紙税納付計器の使用によるもの	613,590	950	第 10 条
書 式 表 示	2,761,157	5,479	第 11 条
預金通帳の一定時納付によるもの	2,891,734	38	第 12 条
計	6,267,275	6,540	
充 当 税 額	19,022	-	
差 引 計	6,248,255	-	
加 算 税	過 少 申 告	315	-
	無 申 告	343	-
	重	-	-
過 怠 税	266,822	966	件
還 付 金 額	72,437	-	
印紙税納付計器設置者数		356 人	
印紙税納付計器設置台数		502 台	

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の印紙税の現金納付による事績

(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付の手数を省くため、例外的に相当額を現金で納付することを認めている。

この場合、①課税物件に政府の定める書式による表示をするものを「書式表示」といい、②税印の押なつを受けることを「税印押なつ」という。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	書 式 表 示	印紙税納付 計器使用分	預金通帳の 一定時納付	そ の 他	計	納 付 人 員
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平成12年度	2,827,095	749,352	2,904,710	1,941	6,483,098	7,240
13	2,768,284	681,134	2,974,704	1,676	6,425,798	6,937
14	2,780,319	656,655	2,950,610	1,999	6,389,580	6,846
15	2,736,670	618,516	2,927,867	1,265	6,284,317	6,448
16	2,761,157	613,590	2,891,734	795	6,267,275	6,540

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
平成12年度	7,921,051 ^{kl}	426,152,557 ^{千円}
13	8,420,209	453,007,171
14	8,431,131	453,594,798
15	8,285,200	445,743,758
16	8,627,157	464,141,087
移出(引取)数量	8,745,151	-
欠減控除数量	118,060	-
場内消費数量	66	-
用途外使用等数量	-	-
計	8,627,157	464,141,087
控除税額	-	819,682
差引	-	463,321,400
加算税	-	530
過少申告	-	159
無申告	-	-
合計	-	463,322,089
課税人員		97 人
還付金額		- 千円
納期限延長税額		72,110,348 千円

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	場 数	区 分	場 数
製 造 場	6	免 税	12
石油化学工場	-	航 空 用 揮 発 電 等 用 揮 発 油	-
製 油 所	4	ゴ ム 用 揮 発 油	18
天然揮発油製造場	20	塗 料 用 揮 発 油	10
廃油再製工場	2	ノルマルパラフィン用揮発油	-
その他の工場	27	印刷用インキ用揮発油	3
ガス工場	9	接着剤用揮発油	2
特定石油化学製品製造場	22	洗浄用又は離型用揮発油	9
その他の工場	25	外国公館等用指定給油所	34
未納税蔵置場	233	合 計	436
特定石油化学製品蔵置場	-		
特定石油化学製品使用場			
駐留軍等用免税使用場指定店舗			

調査時点 平成17年3月31日

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
平成12年度	82,125 ^t	1,436,466 ^{千円}
13	80,708	1,402,408
14	81,928	1,433,749
15	83,346	1,458,565
16	84,111	1,471,895
移出(引取)重量	84,111	1,471,895
控除税額	-	3,894
差引	-	1,467,894
加算税 { 過少申告	-	-
{ 無申告	-	9
合 計	84,111	1,467,903
課税人員		2,319 人
還付金額		- 千円
納期限延長税額		- 千円

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	場 数
営業用スタンダード	166 ^場
自家用スタンダード	9
脱着式容器充てん場	21
その他	5
合 計	201
免税課税石油 { 原料用	-
ガス使用場 { 熱源用	-

調査時点 平成17年3月31日

13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	k l	千円
原油製品	-	-
ガス状炭化水素	-	-
石油製品	-	-
石油製品	1,701	391
計	-	391
控除税額	-	-
加算税額	-	391
合計	-	391
課税人		10 人
還付金		967,024 千円
納期限延長税額		- 千円

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガス状炭化水素	石 炭
特例承認に係る納税地	場	場	場
その他の納税地	-	-	-
未納税蔵置場	-	-	1
自家用採取場	-	-	-
合計	-	-	1

調査時点 平成17年3月31日

14 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	k1	千円
平成12年度	122,061	3,029,440
13	134,370	3,356,584
14	153,369	3,891,025
15	165,986	4,217,095
16	122,245	3,122,219
積込数量及び税額	122,245	3,122,219
控除税額	-	124,668
差引計	-	2,997,537
加算税 { 過少申告	-	-
{ 無申告	-	-
{ 重	-	-
合計	-	2,997,537

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	納 税 地 数
特例承認に係るもの	25
その他 { 定期運送事業者に係るもの	13
{ その他のもの	67
合計	105

調査時点 平成17年3月31日

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	千kw時	千円
平成 12 年度	56,420,218	25,106,993
13	55,476,084	24,686,857
14	57,112,317	25,414,981
15	57,413,304	25,066,538
16	59,990,987	25,496,169
販売電気の電力量		
{ 従量料金制の供給販売電気	59,482,214	-
{ 定額料金制の供給販売電気	331,317	-
{ 計量自家使用販売電気	154,375	-
{ 推計自家使用販売電気	23,081	-
計	59,990,987	25,496,169
加算税		
{ 過少申告	-	-
{ 無申告	-	-
{ 重	-	-
合計	-	25,496,169
課税人員		人 12

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	人 員
一般電気事業者	人 1

調査時点 平成17年3月31日現在

第IV編 徵 收

16	国	税	徵	收
17	国	税	滯	納
18	還		付	金
19	国	税	振	替
				納
				税

16～19 徴収関係各表

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年度における国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

16 国税徴収

1 国税徴収

国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示す。

- (1) **徴収決定済額**
納税義務の確定した国税で、その事実の確認（徴収決定）を終了した金額
- (2) **収納済額**
収納された国税の金額
- (3) **不納欠損額**
滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の理由により納税義務が消滅した国税の金額
- (4) **収納未済額**
徴収決定済額のうち収納済とならなかった金額（不納欠損として整理したものを除く）

(注) 関係計数については、次のとおりである。

徴収決定済額 - (収納済額 + 不納欠損額) = 収納未済額

2 物納及び年賦延納

(1) 物納状況

相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示す。

イ 収納額

国に所有権が移転され法令による第三者対抗要件を充足した物納財産の金額

ロ 引継額

収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額

(注) 関係計数については、次のとおりである。

(処理のうち許可(本書) + 前年度収納未済) - 収納(本書) = 収納未済
(前年度引継未済 + 収納(本書及び外書)) - 引継 = 引継未済

(2) 年賦延納状況

相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示す。

(注) 関係計数については、次のとおりである。

(前年度許可未済額 + 本年度申請額) - (更正減等、取下げ、却下の額 + 許可額) = 許可未済額

17 国税滞納

国税の滞納について期首（繰越）、新規発生、整理等の状況を示す。

(注) 関係計数については、次のとおりである。

期首滞納 + 新規発生滞納 - 整理済滞納 = 整理中の滞納

18 還付金

還付金支払決定の状況を示す。

支払決定済額

還付金が発生した場合において、未納国税への充当等を行った後、支払のための手続を行った金額

19 国税振替納税

振替納税利用状況を示す。

振 替 納 税

税金を納付する一方法で、税務署から納税者名義の納付書とその納税者が指定した金融機関に送付し、金融機関が納税者の口座から納税者に代わって税金を納付する仕組みである。

なお、納付後の領収書は、日本銀行から金融機関が受領し、その金融機関から納税者に直接送付される。

16 国 税 徴 収

16-1 国税徴収状況

(1) 国税徴収状況

区 分	徴 収 決 定 済 額			収 納 済 額			
	本 年 度 分	繰 越 分	計	本 年 度 分	繰 越 分	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平 成 12 年 度	2,572,139,087	109,884,454	2,682,023,541	2,502,093,681	64,545,440	2,566,639,121	
13	2,443,944,246	102,111,975	2,546,056,221	2,372,635,041	59,062,556	2,431,697,597	
14	2,229,475,576	102,628,776	2,332,104,352	2,150,639,368	62,294,986	2,212,934,354	
15	2,146,277,075	102,056,854	2,248,333,929	2,078,381,355	66,141,047	2,144,522,401	
16	2,210,433,809	97,864,747	2,308,298,556	2,147,344,721	62,901,620	2,210,246,341	
所得税	源泉所得税	550,615,879	8,315,882	558,931,761	548,056,972	2,727,931	550,784,902
	申告所得税	114,773,608	18,288,733	133,062,341	110,946,687	4,083,756	115,030,443
	計	665,389,487	26,604,615	691,994,102	659,003,659	6,811,687	665,815,346
法人税	403,713,820	6,681,581	410,395,401	400,090,595	2,454,148	402,544,743	
相続税	41,545,849	4,426,854	45,972,703	38,541,575	1,436,893	39,978,468	
地価税	-	937	937	-	399	399	
消費税	1,007	608,771	609,779	1,007	42,581	43,588	
消費税及地方消費税	497,855,619	17,633,990	515,489,609	487,775,495	10,266,016	498,041,511	
酒税	56,417,257	15,304	56,432,561	56,409,813	13,825	56,423,638	
たばこ税	7	391	397	7	349	355	
たばこ税及たばこ特別税	46,363,489	-	46,363,489	46,363,489	-	46,363,489	
石油税	2,352	-	2,352	2,352	-	2,352	
石油石炭税	914	-	914	914	-	914	
取引所税	-	-	-	-	-	-	
有価証券取引税	-	-	-	-	-	-	
日本銀行券発行税	-	-	-	-	-	-	
旧税	-	7,560	7,560	-	1,402	1,402	
電源開発促進税	25,644,817	-	25,644,817	25,644,817	-	25,644,817	
揮発油税及地方道路税	461,417,490	41,865,329	503,282,819	421,452,361	41,865,329	463,317,689	
石油ガス税	1,469,298	1,615	1,470,913	1,464,885	1,615	1,466,501	
自動車重量税	-	13	13	-	-	-	
航空機燃料税	2,789,948	113	2,790,061	2,789,948	17	2,789,965	
印紙収入	7,822,455	17,674	7,840,130	7,803,806	7,359	7,811,165	
合計	2,210,433,809	97,864,747	2,308,298,556	2,147,344,721	62,901,620	2,210,246,341	

調査対象年度 平成16年度

(注) 1 「税目」の区分は、国税収納金整理資金受入科目の区分による。

2 「徴収決定済額」には、還付加算金充当済額（還付加算金を未納の国税に充当した金額）を含む。

3 「相続税」には、贈与税を含む。

不 納 欠 損 額			収 納 未 済 額			区 分
本 年 度 分	繰 越 分	計	本 年 度 分	繰 越 分	計	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
155,608	6,849,511	7,005,119	69,889,798	38,489,502	108,379,300	平 成 12 年 度
258,771	4,734,809	4,993,580	71,050,434	38,314,611	109,365,044	13
264,209	5,868,007	6,132,215	78,571,999	34,465,784	113,037,783	14
331,911	3,095,457	3,427,368	67,563,809	32,820,351	100,384,160	15
143,228	4,482,837	4,626,065	62,945,860	30,480,290	93,426,149	16
26,784	776,223	803,008	2,532,123	4,811,728	7,343,851	源泉所得税
24	1,448,787	1,448,811	3,826,897	12,756,190	16,583,087	申告所得税
26,808	2,225,010	2,251,818	6,359,020	17,567,918	23,926,938	計
39,062	1,016,413	1,055,475	3,584,164	3,211,020	6,795,184	法 人 税
56	90,597	90,653	3,004,218	2,899,364	5,903,582	相 続 税
-	-	-	-	538	538	地 価 税
-	124,242	124,242	-	441,949	441,949	消 費 税
77,302	1,025,503	1,102,805	10,002,822	6,342,470	16,345,293	消費税及地方消費税
-	-	-	7,444	1,479	8,923	酒 税
-	-	-	-	42	42	た ば こ 税
-	-	-	-	-	-	たばこ税及たばこ特別税
-	-	-	-	-	-	石 油 税
-	-	-	-	-	-	石 油 石 炭 税
-	-	-	-	-	-	取 引 所 税
-	-	-	-	-	-	有 価 証 券 取 引 税
-	-	-	-	-	-	日 本 銀 行 券 発 行 税
-	328	328	-	5,830	5,830	旧 税
-	-	-	-	-	-	電 源 開 発 促 進 税
-	-	-	39,965,130	-	39,965,130	揮 発 油 税 及 地 方 道 路 税
-	-	-	4,413	-	4,413	石 油 ガ ス 税
-	-	-	-	13	13	自 動 車 重 量 税
-	-	-	-	96	96	航 空 機 燃 料 税
-	745	745	18,649	9,571	28,220	印 紙 収 入
143,228	4,482,837	4,626,065	62,945,860	30,480,290	93,426,149	合 計

(2) 税務署別国税徴収状況

署名	源泉所得税			申告所得税		
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	15,749,268	15,623,357	117,164	2,849,650	2,560,969	279,548
米子	10,977,281	10,855,229	112,121	2,928,909	2,652,438	258,887
倉吉	3,899,824	3,878,861	16,149	1,147,088	1,086,044	56,807
鳥取県計	30,626,373	30,357,447	245,433	6,925,646	6,299,451	595,242
松山県	19,915,837	19,842,746	70,272	3,789,998	3,609,747	168,658
浜田	3,917,263	3,892,318	24,532	1,112,921	1,054,287	57,418
出雲	7,148,207	7,131,621	16,191	2,527,343	2,460,914	65,155
益田	2,607,087	2,587,942	19,145	792,518	762,405	23,514
石見	1,337,793	1,334,558	3,235	415,107	402,756	12,351
大田	1,904,647	1,902,983	1,664	634,977	618,202	16,293
西郷	914,678	914,403	276	234,242	226,170	7,501
松山県計	37,745,511	37,606,570	135,315	9,507,105	9,134,480	350,891
岡山県	38,113,972	37,801,997	277,023	5,864,407	5,297,367	550,236
山崎	24,191,941	24,011,578	160,587	6,422,759	6,076,253	343,498
西大寺	4,134,595	4,114,822	15,544	1,229,049	1,149,370	78,660
児島	3,957,239	3,935,229	21,982	1,222,340	1,155,859	60,902
倉敷	21,532,984	21,254,654	264,301	6,121,844	5,515,740	573,406
玉島	3,990,418	3,982,039	8,379	1,533,912	1,466,218	63,856
津山	8,230,061	8,187,437	39,445	2,084,441	2,016,328	67,240
玉野	3,062,881	3,053,676	8,955	707,349	667,955	34,296
笠岡	6,138,083	6,104,537	32,722	1,276,584	1,214,748	60,609
高梁	2,342,363	2,338,130	3,491	408,358	397,523	8,724
新見	1,237,216	1,234,221	2,996	297,743	290,928	6,586
瀬戸	4,632,531	4,612,073	19,730	1,066,599	1,027,911	37,572
久世	1,727,826	1,722,310	5,517	487,845	460,699	23,916
岡山県計	123,292,111	122,352,702	860,672	28,723,231	26,736,900	1,909,499
広島県	104,037,622	103,596,522	413,216	6,670,633	6,224,871	413,871
広島南	13,397,179	13,279,907	108,901	3,482,687	3,346,657	130,376
広島西	35,859,633	35,431,739	401,638	7,902,329	7,250,963	610,364
広島北	12,791,419	12,571,204	185,455	7,132,873	6,622,469	458,163
広島東	15,168,530	15,051,943	105,515	4,035,711	3,806,607	224,677
竹原	2,738,205	2,707,384	30,321	896,064	826,470	60,965
三原	4,868,951	4,811,190	54,165	1,405,070	1,317,717	86,895
尾道	7,980,174	7,901,771	69,521	2,428,469	2,283,721	132,433
福山	28,641,114	28,377,861	233,086	6,939,019	6,298,723	554,042
府中	5,587,286	5,542,133	42,684	1,581,847	1,496,767	78,477
三ツ庄	2,772,432	2,760,839	11,492	749,557	708,274	40,722
西条	1,622,288	1,621,785	124	407,618	392,101	15,490
廿日市	9,370,530	9,287,588	79,842	2,498,139	2,305,851	185,976
海田	10,581,129	10,408,942	157,307	4,985,672	4,641,573	314,256
吉田	20,679,464	20,582,391	95,604	4,079,218	3,895,456	182,192
広島県計	277,434,451	275,263,081	1,995,990	55,661,774	51,856,574	3,514,252
山口県	15,521,997	15,286,682	223,002	4,258,407	3,673,683	539,117
下関	11,866,645	11,812,290	53,743	3,513,129	3,340,492	164,514
宇部	20,863,213	20,780,497	77,050	2,662,047	2,475,327	177,009
萩	2,146,081	2,130,117	15,964	861,392	822,968	38,424
徳山	12,426,298	12,299,307	118,283	3,103,762	2,812,117	287,952
防府	4,705,443	4,664,054	40,250	1,782,063	1,634,447	137,924
岩国	7,510,139	7,433,202	73,846	2,470,095	2,285,838	180,907
光	3,862,521	3,848,205	13,861	1,233,641	1,181,883	49,014
長門	1,757,116	1,750,313	6,803	579,045	544,220	29,994
柳井	2,194,799	2,185,564	8,521	826,002	764,696	61,305
厚狭	2,136,777	2,124,844	11,932	484,208	441,919	41,460
山口県計	84,991,029	84,315,074	643,255	21,773,792	19,977,590	1,707,621
局引受分	4,842,286	890,028	3,463,186	10,470,793	1,025,448	8,505,582
全管計	558,931,761	550,784,902	7,343,851	133,062,341	115,030,443	16,583,087

- (注) 1 「(1) 国税徴収状況」を署別に示したものである。
2 本年分と繰越分の合計税額を揚げた。
3 「局引受分」とは、国税の徴収を税務署から広島国税局に引き継いだものである。

法人税			相 続 税			署 名	
徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額		
千円	千円	千円	千円	千円	千円		
10,794,195	10,666,933	126,693	908,988	861,885	47,103	鳥 取 県 計	
6,755,041	6,698,103	53,818	1,062,767	841,571	221,196		
2,083,292	2,069,279	13,688	186,526	185,199	1,271		
19,632,528	19,434,314	194,199	2,158,281	1,888,656	269,569		
12,835,397	12,780,773	54,095	900,449	872,118	28,330	松 山 県 計	
2,108,096	2,095,087	13,009	202,800	199,426	3,375		
6,202,158	6,194,994	7,582	430,870	430,761	109		
1,322,684	1,317,136	5,549	185,635	133,766	51,869		
622,122	615,606	6,516	255,902	255,896	6		
1,094,095	1,092,708	1,386	63,499	63,398	101		
399,246	399,045	201	18,157	17,788	370		
24,583,799	24,495,349	88,338	2,057,312	1,973,152	84,160		
33,918,990	33,748,235	166,604	1,973,092	1,877,323	95,768		岡 山 県 計
15,801,103	15,672,413	120,948	2,283,706	2,176,225	107,481		
3,829,540	3,816,178	7,443	394,883	390,438	4,446		
3,267,055	3,265,463	1,593	262,015	261,000	1,016		
16,195,861	15,786,750	408,684	2,564,232	2,302,819	261,413		
3,199,832	3,198,445	1,388	749,817	737,456	12,362		
6,099,701	6,005,977	93,656	665,884	654,124	11,759		
1,545,264	1,536,425	8,839	292,451	289,063	3,387		
6,367,351	6,348,218	18,726	603,737	599,466	4,271		
1,178,556	1,175,649	2,907	105,248	105,110	138		
422,474	420,242	2,185	54,378	53,665	714		
2,738,610	2,727,653	10,817	193,593	188,642	4,951		
935,254	934,526	728	70,127	70,059	68		
95,499,591	94,636,174	844,516	10,213,162	9,705,390	507,773		
41,109,414	40,967,957	139,919	2,537,241	2,367,732	168,367	広 島 県 計	
13,255,126	13,220,901	34,224	1,317,837	1,178,683	139,154		
38,201,593	37,856,117	342,570	3,057,632	2,662,089	395,543		
9,580,877	9,495,657	82,986	3,710,615	3,267,326	439,504		
6,986,968	6,944,171	42,061	1,699,302	1,569,805	129,498		
1,510,916	1,497,187	13,548	349,392	346,524	2,869		
2,749,353	2,742,805	6,548	548,095	400,662	147,433		
4,364,382	4,333,443	30,649	715,194	588,497	126,697		
28,477,213	28,382,086	91,672	2,957,239	2,705,041	248,960		
5,655,032	5,643,921	10,312	680,244	654,249	25,995		
1,283,742	1,281,734	2,008	265,573	192,881	72,692		
1,336,090	1,332,436	3,654	192,363	191,850	513		
13,462,651	13,438,121	22,306	936,292	862,075	74,217		
6,305,434	6,243,618	61,816	1,786,253	1,389,354	396,899		
9,789,157	9,752,475	36,643	1,959,684	1,744,787	214,897		
655,767	653,238	2,529	35,545	32,336	3,209		
184,723,715	183,785,868	923,444	22,748,501	20,153,891	2,586,447		
15,884,207	15,823,925	60,013	2,076,541	1,683,880	392,641	下 関 市 計	
13,681,152	13,623,414	57,609	964,261	958,755	5,506		
21,003,149	20,946,953	55,981	601,682	581,689	19,993		
1,482,662	1,480,547	2,115	231,642	225,262	6,380		
15,913,244	15,872,350	40,526	781,618	729,118	52,499		
2,465,772	2,458,738	6,971	433,751	381,648	52,103		
3,276,261	3,241,438	34,803	656,612	592,521	64,091		
2,115,770	2,114,433	1,337	381,026	381,026	0		
645,349	644,390	959	157,672	157,559	114		
1,039,354	1,036,548	2,806	141,110	136,885	4,224		
1,787,443	1,778,563	8,880	165,960	165,170	790		
79,294,363	79,021,300	272,000	6,591,874	5,993,512	598,341		
6,661,405	1,171,738	4,472,687	2,203,572	263,867	1,857,293		局 引 受 分
410,395,401	402,544,743	6,795,184	45,972,703	39,978,468	5,903,582		全 管 計

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	その他の直接税			直接税合計		
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	-	-	-	30,302,101	29,713,144	570,508
米子	-	-	-	21,723,998	21,047,341	646,022
倉吉	-	-	-	7,316,730	7,219,383	87,915
鳥取県計	-	-	-	59,342,828	57,979,868	1,304,443
松江市	-	-	-	37,441,681	37,105,384	321,355
浜田	-	-	-	7,341,080	7,241,118	98,334
出雲	-	-	-	16,308,578	16,218,290	89,037
益田市	-	-	-	4,907,924	4,801,249	100,077
石見大東	-	-	-	2,630,924	2,608,816	22,108
大田郷	-	-	-	3,697,218	3,677,291	19,444
西郷	-	-	-	1,566,323	1,557,406	8,348
鳥根県計	-	-	-	73,893,727	73,209,551	658,704
岡山市	-	-	-	79,870,461	78,724,922	1,089,631
山西	-	-	-	48,699,509	47,936,469	732,514
西大寺	-	-	-	9,588,067	9,470,808	106,093
児島	-	-	-	8,708,649	8,617,551	85,493
倉敷	-	-	-	46,414,921	44,859,963	1,507,804
玉野	-	-	-	9,473,979	9,384,158	85,985
津山	-	-	-	17,080,087	16,863,866	212,100
玉野	-	-	-	5,607,945	5,547,119	55,477
笠岡	-	-	-	14,385,755	14,266,969	116,328
高梁	-	-	-	4,034,525	4,016,412	15,260
瀬戸	-	-	-	2,011,811	1,999,056	12,481
久世	-	-	-	8,631,333	8,556,279	73,070
岡山県計	-	-	-	257,728,095	253,431,166	4,122,460
広島県	-	-	-	154,354,910	153,157,082	1,135,373
広島	-	-	-	31,452,829	31,026,148	412,655
広島	-	-	-	85,021,187	83,200,908	1,750,115
広島	-	-	-	33,215,784	31,956,656	1,166,108
竹原	-	-	-	27,890,511	27,372,526	501,751
三原	-	-	-	5,494,577	5,377,565	107,703
尾道	-	-	-	9,571,469	9,272,374	295,041
福山	-	-	-	15,488,219	15,107,432	359,300
府中	-	-	-	67,014,585	65,763,711	1,127,760
三原	-	-	-	13,504,409	13,337,070	157,468
庄原	-	-	-	5,071,304	4,943,728	126,914
西条	-	-	-	3,558,359	3,538,172	19,781
廿日市	-	-	-	26,267,612	25,893,635	362,341
海田	-	-	-	23,658,488	22,683,487	930,278
吉田	-	-	-	36,507,523	35,975,109	529,336
広島県計	-	-	-	540,568,441	531,059,414	9,020,133
下関	-	-	-	37,741,152	36,468,170	1,214,773
宇山	-	-	-	30,025,187	29,734,951	281,372
萩	-	-	-	45,130,091	44,784,466	330,033
徳防	-	-	-	4,721,777	4,658,894	62,883
岩国	-	-	-	32,224,922	31,712,892	499,260
光	-	-	-	9,387,029	9,138,887	237,248
長門	-	-	-	13,913,107	13,552,999	353,647
柳井	-	-	-	7,592,958	7,525,547	64,212
厚狭	-	-	-	3,139,182	3,096,482	37,870
山口県計	-	-	-	4,201,265	4,123,693	76,856
局引受分	937	399	538	4,574,388	4,510,496	63,062
全管計	937	399	538	1,148,363,143	1,108,338,955	36,626,242

消 費 税			消 費 税 及 地 方 消 費 税			署 名
徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
7,129	84	7,045	15,039,931	14,458,845	563,312	鳥 取 県 取子吉計
2,553	442	1,775	12,331,116	11,789,593	524,291	米 倉 郡 大東郷計
-	-	-	4,751,772	4,596,746	147,203	倉 根 郡 大東郷計
9,682	526	8,820	32,122,819	30,845,184	1,234,806	鳥 取 県 計
594	94	500	15,215,185	14,879,166	315,532	松 山 県 江田雲田
13	13	-	4,636,652	4,475,524	158,789	浜 出 郡 大東郷計
-	-	-	9,530,241	9,436,891	92,801	益 石 郡 大東郷計
-	-	-	2,932,962	2,862,725	68,609	益 石 郡 大東郷計
-	-	-	1,554,717	1,515,219	39,499	益 石 郡 大東郷計
-	-	-	2,339,782	2,316,821	22,514	益 石 郡 大東郷計
-	-	-	1,126,945	1,115,647	11,209	益 石 郡 大東郷計
607	106	500	37,336,484	36,601,993	708,952	鳥 根 郡 計
8,067	1,434	4,529	31,298,195	30,562,279	676,598	岡 山 県 東西寺島敷島山野岡梁見戸世
4,269	1,225	3,044	24,889,369	24,306,678	543,334	岡 山 県 西 児 倉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
-	-	-	5,152,798	5,055,421	88,229	西 児 倉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
274	-	-	4,844,596	4,771,347	72,681	西 児 倉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
12,665	1,438	8,302	19,579,640	18,971,595	590,489	倉 敷 郡 玉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
-	-	-	4,724,563	4,660,408	57,205	倉 敷 郡 玉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
941	-	941	9,181,937	9,029,440	149,545	倉 敷 郡 玉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
39	39	-	3,098,165	3,044,595	50,626	倉 敷 郡 玉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
1,681	2	882	5,812,483	5,705,089	105,494	倉 敷 郡 玉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
10	-	-	2,144,083	2,115,746	27,828	倉 敷 郡 玉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
-	-	-	2,937,608	2,909,939	27,649	倉 敷 郡 玉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
-	-	-	5,103,074	4,996,410	100,740	倉 敷 郡 玉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
-	-	-	2,021,175	1,985,227	35,247	倉 敷 郡 玉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
27,946	4,139	17,699	120,787,688	118,114,172	2,525,666	岡 山 県 計
13,591	1,073	11,072	52,298,668	51,563,785	712,349	広 島 県 東南西北
1,054	280	293	15,807,209	15,563,344	239,316	広 島 県 東南西北
19,940	4,368	11,626	42,731,900	41,766,830	929,350	広 島 県 東南西北
5,419	2,129	1,724	13,343,445	12,814,884	483,766	広 島 県 東南西北
599	-	599	12,738,195	12,454,845	258,703	廣 島 県 東南西北
794	204	-	2,993,532	2,848,712	143,895	竹 原 市 原原道山中次原条市田田
596	-	596	5,589,586	5,454,318	132,071	竹 原 市 原原道山中次原条市田田
2,043	440	1,251	8,030,486	7,777,336	242,922	尾 道 市 福府三庄西廿海吉
21,626	2,092	15,428	32,411,168	31,471,032	877,510	尾 道 市 福府三庄西廿海吉
69	-	47	6,851,882	6,705,683	139,515	尾 道 市 福府三庄西廿海吉
-	-	-	2,781,455	2,687,201	89,019	尾 道 市 福府三庄西廿海吉
-	-	-	2,061,070	2,035,153	25,917	尾 道 市 福府三庄西廿海吉
4,516	141	4,375	11,696,216	11,374,603	314,585	尾 道 市 福府三庄西廿海吉
437	149	219	10,286,550	9,855,127	412,167	尾 道 市 福府三庄西廿海吉
157	-	157	11,726,007	11,449,271	275,925	尾 道 市 福府三庄西廿海吉
100	-	100	1,471,899	1,398,373	70,646	尾 道 市 福府三庄西廿海吉
70,939	10,875	47,485	232,819,266	227,220,498	5,347,656	広 島 県 計
13,108	2,247	10,201	16,921,146	16,187,670	708,470	下 宇 山 郡 萩 山 府 国 門 井 狭 口 計
1,141	-	1,048	15,469,734	15,154,249	311,724	下 宇 山 郡 萩 山 府 国 門 井 狭 口 計
1,299	247	1,052	13,706,142	13,524,644	175,457	下 宇 山 郡 萩 山 府 国 門 井 狭 口 計
-	-	-	2,084,910	2,027,460	57,449	下 宇 山 郡 萩 山 府 国 門 井 狭 口 計
5,781	421	4,696	16,348,909	15,984,880	340,580	徳 防 郡 光 山 府 国 門 井 狭 口 計
1,504	341	1,163	4,495,855	4,372,161	118,494	徳 防 郡 光 山 府 国 門 井 狭 口 計
2,993	50	2,509	6,707,087	6,450,941	244,763	徳 防 郡 光 山 府 国 門 井 狭 口 計
857	205	645	2,981,818	2,916,893	60,144	徳 防 郡 光 山 府 国 門 井 狭 口 計
-	-	-	1,943,542	1,897,749	43,039	徳 防 郡 光 山 府 国 門 井 狭 口 計
157	108	49	2,214,674	2,157,532	56,333	徳 防 郡 光 山 府 国 門 井 狭 口 計
-	-	-	2,306,779	2,233,108	72,322	徳 防 郡 光 山 府 国 門 井 狭 口 計
26,840	3,620	21,363	85,180,597	82,907,287	2,188,775	山 口 県 計
473,765	24,323	346,083	7,242,754	2,352,377	4,339,438	局 引 受 分
609,779	43,588	441,949	515,489,609	498,041,511	16,345,293	全 管 計

(2) 税務署別国税徴収状況 (続)

署名	酒 税			た ば こ 税		
	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	72,016	71,991	25	-	-	-
米子	76,069	76,068	1	-	-	-
倉吉	76,812	76,812	-	-	-	-
鳥取県計	224,897	224,870	26	-	-	-
松山県	140,539	140,539	-	-	-	-
浜田	52,855	52,855	-	-	-	-
出雲	148,765	148,765	-	-	-	-
益田	34,894	34,894	-	-	-	-
石見	×	×	×	-	-	-
大田	×	×	×	-	-	-
西郷	×	×	×	-	-	-
松山県計	497,034	497,034	-	-	-	-
岡山県	59,068	59,068	-	39	39	-
山崎	4,485	4,485	-	104	104	-
西大寺	9,012	8,790	221	-	-	-
児島	22,047	22,047	-	-	-	-
倉敷	121,810	121,088	722	-	-	-
玉島	433,607	433,502	105	-	-	-
津山	48,218	47,849	369	-	-	-
玉野	×	×	×	38	38	-
笠岡	5,696	5,696	-	-	-	-
高梁	29,203	29,203	-	-	-	-
新見	×	×	×	-	-	-
瀬戸	45,212,304	45,212,304	-	-	-	-
久世	×	×	×	-	-	-
岡山県計	46,030,845	46,029,429	1,417	181	181	-
広島県	×	×	×	54	35	19
広島	×	×	×	-	-	-
広島	×	×	×	-	-	-
広島	33,310	33,310	-	-	-	-
呉	594,697	594,697	-	8	8	-
竹原	451,193	447,448	3,745	15	15	-
三原	×	×	×	-	-	-
尾道	1,411	1,411	-	-	-	-
福山	36,498	36,498	-	-	-	-
府中	7,543	7,543	-	-	-	-
三原	58,000	58,000	-	-	-	-
庄原	28,425	28,425	-	-	-	-
西条	1,505,586	1,502,592	2,994	22	-	22
日田市	1,279,281	1,279,281	-	-	-	-
海田	469,217	469,217	-	-	-	-
吉田	6,192	6,192	-	-	-	-
広島県計	9,320,465	9,313,726	6,739	99	58	41
山口県	71,383	71,334	49	118	117	1
下関	×	×	×	-	-	-
山口市	22,549	22,549	-	-	-	-
萩	50,273	49,661	611	-	-	-
徳山	21,855	21,855	-	-	-	-
防府	4,730	4,730	-	-	-	-
岩国	131,985	131,906	80	-	-	-
光	×	×	×	-	-	-
長門	×	×	×	-	-	-
柳井	11,393	11,393	-	-	-	-
厚狭	28,449	28,448	1	-	-	-
山口県計	359,320	358,579	741	118	117	1
局引受分	-	-	-	-	-	-
全管計	56,432,561	56,423,638	8,923	397	355	42

たばこ税及たばこ特別税			揮発油税及地方道路税			署名
徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
-	-	-	-	-	-	取子吉計
7,334,962	7,334,962	-	-	-	-	鳥米倉島取県
7,334,962	7,334,962	-	-	-	-	松浜出益石見大西島根県
-	-	-	-	-	-	江田雲田東郷計
-	-	-	-	-	-	岡山山
-	-	-	-	-	-	西寺島敷島山野岡梁見戸世計
11,742,513	11,742,513	-	-	-	-	岡山山
-	-	-	-	-	-	西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	259,486,424	241,157,405	18,329,019	岡山山
-	-	-	38,365	38,365	-	西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山山
-	-	-	-	-	-	西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山山
11,742,513	11,742,513	-	259,524,788	241,195,769	18,329,019	岡山山
-	-	-	-	-	-	東西南北
-	-	-	-	-	-	島島島
-	-	-	-	-	-	原原道山中次原条市田田計
-	-	-	-	-	-	日
22,677,138	22,677,138	-	-	-	-	島島島
22,677,138	22,677,138	-	-	-	-	下宇山
-	-	-	95,479,325	86,890,362	8,588,963	関部口
-	-	-	-	-	-	萩
-	-	-	75,737,234	69,000,027	6,737,207	徳防岩
4,608,876	4,608,876	-	1,310	1,310	-	山府国
-	-	-	72,540,162	66,230,221	6,309,941	光
-	-	-	-	-	-	長柳厚山
-	-	-	-	-	-	門井狭計
4,608,876	4,608,876	-	243,758,030	222,121,920	21,636,111	山口県計
-	-	-	-	-	-	局引受分
46,363,489	46,363,489	-	503,282,819	463,317,689	39,965,130	全管計

(2) 税務署別国税徴収状況 (続)

署名	印紙収入			その他の間接税		
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	242,539	242,445	93	105,890	105,890	-
米子	50,989	50,599	390	133,908	133,908	-
倉吉	29,092	29,092	-	10,823	10,823	-
鳥取県計	322,620	322,136	483	250,622	250,622	-
松江市	710,403	697,814	12,589	39,504	39,504	-
浜田	48,612	48,612	-	14,572	13,148	1,424
出雲	27,220	27,181	40	235,487	235,487	-
益田市	4,159	4,159	-	10,255	10,255	-
石見大東	×	×	×	×	×	×
大田郷	×	×	×	×	×	×
西郷	×	×	×	×	×	×
鳥根県計	793,401	780,663	12,738	307,706	306,282	1,424
岡山県	1,263,535	1,263,535	-	110,452	109,578	874
山山市	127,492	127,144	348	485,393	485,393	-
西大寺	8,564	7,980	583	1,890	1,890	-
児島	6,367	6,091	277	9,131	9,131	-
倉敷	102,698	102,698	-	54,670	54,670	-
玉島	29,991	29,955	36	11,730	11,730	-
津山	41,879	41,828	50	15,324	15,324	-
玉野	×	×	×	×	×	×
笠岡	20,670	20,578	93	8,981	8,981	-
高梁	6,902	6,899	2	2,995	2,995	-
新見	×	×	×	×	×	×
瀬戸	22,556	22,547	9	2,408	2,408	-
久世	×	×	×	×	×	×
岡山県計	1,647,042	1,645,644	1,398	712,782	711,908	874
広島県	×	×	×	×	×	×
広島	×	×	×	×	×	×
広島	×	×	×	×	×	×
広島	41,982	41,933	50	9,092	9,064	28
呉	241,122	241,102	21	59,861	59,861	-
竹原	10,777	10,777	-	-	-	-
三原	×	×	×	×	×	×
尾道	29,856	29,837	19	11,811	11,811	-
福山	192,483	192,438	45	84,654	84,641	13
府中	32,795	32,709	86	6,320	6,320	-
三原	10,243	10,243	-	6,922	6,922	-
庄原	3,197	3,197	-	2,922	2,922	-
西条	196,835	196,339	497	26,138	26,138	-
日田市	86,011	86,002	10	21,202	21,202	-
海田	40,779	40,779	-	25,503	25,503	-
吉田	1,151	1,151	-	3,423	3,423	-
広島県計	3,893,911	3,892,330	1,582	28,047,243	28,047,202	41
山口県	683,887	683,663	225	54,283	52,141	2,141
下関	×	×	×	×	×	×
宇山	114,920	114,736	184	27,958	27,958	-
萩	10,593	10,593	-	11,576	11,576	-
徳防	223,080	222,957	123	37,410	37,410	-
岩国	30,060	28,628	1,432	30,410	30,410	-
光	18,763	17,221	1,542	32,948	32,948	-
長門	×	×	×	×	×	×
柳井	×	×	×	×	×	×
厚狭	9,014	9,014	-	12,784	12,784	-
山口県計	1,174,075	1,170,305	3,770	590,717	588,535	2,182
局引受分	9,081	88	8,249	7,560	1,402	5,830
全管計	7,840,130	7,811,165	28,220	29,916,630	29,905,950	10,351

間 接 税 合 計			總 計			署 名	
徴収決定済額	収 納 済 額	収納未済額	徴収決定済額	収 納 済 額	収納未済額		
千円	千円	千円	千円	千円	千円		
15,467,505	14,879,255	570,475	45,769,606	44,592,399	1,140,983	鳥取県 取子吉計	
19,929,597	19,385,572	526,457	41,653,595	40,432,913	1,172,479		
4,868,499	4,713,473	147,203	12,185,229	11,932,856	235,118		
40,265,602	38,978,300	1,244,135	99,608,430	96,958,168	2,548,578		
16,106,225	15,757,117	328,621	53,547,906	52,862,501	649,976	松江田雲田東郷計 見大東郷計	
4,752,704	4,590,152	160,213	12,093,784	11,831,270	258,547		
9,941,713	9,848,324	92,841	26,250,291	26,066,614	181,878		
2,982,270	2,912,033	68,609	7,890,194	7,713,282	168,686		
1,576,593	1,537,090	39,503	4,207,517	4,145,906	61,611		
2,393,910	2,370,949	22,514	6,091,128	6,048,240	41,958		
1,181,817	1,170,414	11,314	2,748,140	2,727,820	19,662		
38,935,232	38,186,078	723,614	112,828,959	111,395,629	1,382,318		
44,481,869	43,738,446	682,001	124,352,330	122,463,368	1,771,632		岡山県 山山計 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
25,511,112	24,925,029	546,726	74,210,621	72,861,498	1,279,240		
5,172,264	5,074,081	89,033	14,760,331	14,544,889	195,126		
4,882,415	4,808,616	72,958	13,591,064	13,426,167	158,451		
279,357,907	260,408,894	18,928,532	325,772,828	305,268,857	20,436,336		
5,238,256	5,173,960	57,346	14,712,235	14,558,118	143,331		
9,288,299	9,134,441	150,905	26,368,386	25,998,307	363,005		
3,111,385	3,057,815	50,626	8,719,330	8,604,934	106,103		
5,849,511	5,740,346	106,469	20,235,266	20,007,315	222,797		
2,183,193	2,154,843	27,830	6,217,718	6,171,255	43,090		
2,973,465	2,945,796	27,649	4,985,276	4,944,852	40,130		
50,340,342	50,233,669	100,749	58,971,675	58,789,948	173,819		
2,083,769	2,047,821	35,247	5,304,821	5,235,415	65,476		
440,473,785	419,443,755	20,876,073	698,201,880	672,874,921	24,998,533		
85,171,414	84,423,249	724,185	239,526,324	237,580,331	1,859,558	広島県 島島西北原原道山中次原条市田田計	
16,082,975	15,838,276	239,670	47,535,804	46,864,424	652,325		
44,018,106	43,037,414	941,026	129,039,293	126,238,322	2,691,141		
13,433,248	12,901,320	485,568	46,649,032	44,857,976	1,651,676		
13,634,482	13,350,513	259,323	41,524,993	40,723,039	761,074		
3,456,311	3,307,156	147,640	8,950,888	8,684,721	255,343		
6,835,292	6,699,428	132,667	16,406,761	15,971,802	427,708		
8,075,607	7,820,835	244,192	23,563,826	22,928,267	603,492		
32,746,429	31,786,701	892,996	99,761,014	97,550,412	2,020,756		
6,898,609	6,752,255	139,648	20,403,018	20,089,325	297,116		
2,856,620	2,762,366	89,019	7,927,924	7,706,094	215,933		
2,095,614	2,069,697	25,917	5,653,973	5,607,869	45,698		
13,429,313	13,099,813	322,473	39,696,925	38,993,448	684,814		
11,673,481	11,241,761	412,396	35,331,969	33,925,248	1,342,674		
34,938,801	34,661,908	276,082	71,446,324	70,637,017	805,418		
1,482,765	1,409,139	70,746	3,979,439	3,862,947	108,956		
296,829,061	291,161,827	5,403,544	837,397,502	822,221,241	14,423,677		
17,743,925	16,997,172	721,087	55,485,077	53,465,342	1,935,860		山口県 下宇山萩徳防岩光柳厚山計 局引受分
111,395,177	102,489,467	8,901,856	141,420,364	132,224,418	9,183,228		
13,872,868	13,690,134	176,693	59,002,959	58,474,600	506,726		
2,157,352	2,099,290	58,060	6,879,129	6,758,184	120,943		
92,374,269	85,267,550	7,082,606	124,599,191	116,980,442	7,581,866		
9,172,745	9,046,456	121,089	18,559,774	18,185,343	358,337		
79,433,938	72,863,287	6,558,835	93,347,045	86,416,286	6,912,482		
2,993,066	2,927,489	60,789	10,586,024	10,453,036	125,001		
1,962,786	1,916,856	43,176	5,101,968	5,013,338	81,046		
2,248,022	2,190,831	56,382	6,449,287	6,314,524	133,238		
2,344,426	2,270,708	72,369	6,918,814	6,781,204	135,431		
335,698,573	311,759,239	23,852,943	528,349,631	501,066,715	27,074,160		
7,733,160	2,378,190	4,699,600	31,912,153	5,729,670	22,998,886		
1,159,935,414	1,101,907,385	56,799,908	2,308,298,556	2,210,246,341	93,426,149		

16-2 物納及び年賦延納

(1) 物納状況

区 分	相 数		続 税 額		
	件	数	金	額	
申請及び許可等の状況	前年度許可未済	114		4,412,462	
	本年度申請	55		1,281,712	
	更正減等	1		48,426	
	処 理	{	取 下 げ	21	720,973
			却 下	1	20,343
			許 可 外	83	2,260,913
	計		105	3,002,229	
	許可未済		63	2,643,519	
	許可後の状況	前年度収納未済	-		-
		許可取消等	-		-
収 納 外		77	121,708	2,246,079	
収 納 未 済		6		14,834	
前年度引継未済		9		162,237	
許可取消等		-		-	
物納の撤回状況	引 継 未 済	86		2,530,024	
	引 継 未 済	-		-	
物納の撤回状況	前年度承認未済	-		-	
	本年度申請	-		-	
	取 下 げ	-		-	
	却 下	-		-	
	承 認 未 済	-		-	

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に、相続税の物納について、申請、許可、収納等のあったもの。

- (注) 1 「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消等により控除した件数及び金額である。
 2 「収納」欄の外書は、過誤納額である。

(2) 物納状況の累年比較

区 分	本年度申請額		許 可 願		許 可 未 済 額		前年度収納未済額	収 納 済 額
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額		
平成12年度	162	6,646,198	88	2,907,736	167	8,078,858	-	2,907,736
13	129	4,597,611	94	5,221,626	183	6,426,590	-	5,211,033
14	144	7,907,575	124	7,593,282	174	5,979,904	10,593	3,455,053
15	116	3,479,546	143	4,019,147	114	4,412,462	4,107,696	8,126,843
16	55	1,281,712	83	2,260,913	63	2,643,519	-	2,246,079

(5) 年賦延納状況の累年比較

区 分	前年度許可未済額及び本年度申請額		許 可 額		許 可
	件 数	金 額	件数	金 額	
平成12年度	534	7,008,971	315	4,399,988	166
13	438	7,340,591	293	4,557,114	110
14	387	5,085,180	253	3,655,015	107
15	366	5,261,488	275	4,087,868	66
16	251	3,127,998	175	2,134,732	58

(3) 物納財産の内訳

区 分	物 納 許 可		
	人 員	金 額	
物納財産の種類	土 地	68 人	2,251,377 千円
	建 物	-	-
	有 価 証 券	1	9,536
	そ の 他	-	-
	計 実	68	2,260,913

(注) 平成16年度における相続税の物納の実績を示した。
「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 年賦延納状況

区 分	相 続 税		贈 与 税		所 得 税		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
申請及び許可等の状況	前年度許可未済	48 件 898,062 千円	18 件 13,634 千円	-	-	66 件 911,696 千円		
	本年度申請	160 件 2,180,502 千円	25 件 35,800 千円	-	-	185 件 2,216,302 千円		
	更正減等	1 件 74,067 千円	1 件 4,575 千円	-	-	2 件 78,642 千円		
	取下げ	11 件 100,914 千円	1 件 242 千円	-	-	12 件 101,156 千円		
	却下	4 件 187,425 千円	-	-	-	4 件 187,425 千円		
	許可	153 件 2,112,639 千円	22 件 22,093 千円	-	-	175 件 2,134,732 千円		
徴収状況	許可未済	39 件 603,519 千円	19 件 22,524 千円	-	-	58 件 626,043 千円		
	前年度以前許可分	2,201 件 3,614,405 千円	106 件 52,676 千円	1 件 3,500 千円	2,308 件 3,670,581 千円			
	本年度許可分	79 件 596,246 千円	16 件 6,018 千円	-	-	95 件 602,264 千円		
延納現在額 (徴収決定未済)	123 件 136,208 千円	44 件 5,498 千円	-	-	167 件 141,706 千円			
延納現在額 (徴収決定未済)	1,723 件 13,950,048 千円	59 件 47,022 千円	1 件 3,000 千円	1,783 件 14,000,070 千円				

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日の間に、相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等のあったもの。

未 済 額	徴 収 状 況			延 納 現 在 額 (徴収決定未済)
	徴 収 決 定	徴 収 決 定	収 納 未 済	
金 額	前年度以前許可分	本年度許可分	収 納 未 済	(徴収決定未済)
千円	千円	千円	千円	千円
2,061,575	4,516,638	1,477,811	191,422	19,346,893
1,744,463	4,050,413	1,572,472	190,903	18,344,160
1,060,592	3,488,226	1,229,389	83,984	17,376,516
911,696	3,410,491	1,337,035	76,553	16,397,268
626,043	3,670,581	602,264	141,706	14,000,070

17 国 税 滞 納

(1) 滞納状況

項 目				発 生 の			
				期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納	
				件 数	税 額	件 数	税 額
				件	百万円	件	百万円
平 成	12 年 度	131,394	54,118	235,218	53,465		
	13	135,970	49,401	150,298	48,135		
	14	127,269	47,191	100,138	47,506		
	15	129,998	45,117	92,166	39,352		
	16	126,978	41,161	89,451	35,851		
所 得 税	源 泉 分 配 税	16,680	7,197	10,217	4,149		
		73,373	16,883	49,005	7,565		
		90,053	24,080	59,222	11,714		
法 人 税		4,646	5,245	5,022	5,039		
相 続 税		853	1,116	910	1,092		
消 費 税		31,240	10,694	24,073	17,966		
そ の 他		186	26	224	40		
合 計		126,978	41,161	89,451	35,851		

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における滞納の処理等の状況

(注) 1 地方消費税を除く。

2 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち本税と納期を同一にするものは、本税と合わせて1件として掲げた。

状 況		整 理 の 状 況			
合 計		整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
件	百万円	件	百万円	件	百万円
366,612	107,583	230,642	58,182	135,970	49,401
286,268	97,536	158,999	50,345	127,269	47,191
227,407	94,697	97,409	49,580	129,998	45,117
222,164	84,469	95,186	43,306	126,978	41,163
216,429	77,012	92,897	38,434	123,532	38,578
26,897	11,346	11,523	4,786	15,374	6,560
122,378	24,448	48,543	8,680	73,835	15,768
149,275	35,794	60,066	13,466	89,209	22,328
9,668	10,284	5,286	5,077	4,382	5,207
1,763	2,208	952	954	811	1,254
55,313	28,660	26,379	18,895	28,934	9,765
410	66	214	42	196	24
216,429	77,012	92,897	38,434	123,532	38,578

(2) 税務署別滞納状況（平成16年度最終分）

署名	発生の滞納状況					
	期首滞納		新規発生滞納		合	
	件数	税額	件数	税額	件数	
	件	千円	件	千円	件	
鳥米倉島	取子吉計	4,007	737,214	2,643	963,432	6,650
		4,182	769,335	2,588	884,758	6,770
		763	122,326	1,097	360,135	1,860
		8,952	1,628,875	6,328	2,208,325	15,280
松浜出益石大西島	江田雲田東郷計	2,324	369,233	2,535	848,918	4,859
		746	120,915	1,130	347,149	1,876
		834	163,185	1,760	483,983	2,594
		458	73,093	641	185,984	1,099
		191	33,567	377	89,443	568
		315	35,282	501	115,870	816
		40	8,074	131	30,865	171
4,908	803,349	7,075	2,102,212	11,983		
岡山	東山西寺島敷島山野岡梁見戸世計	6,224	1,121,515	4,222	1,489,662	10,446
		4,781	870,339	3,878	1,429,386	8,659
		867	134,456	1,158	324,615	2,025
		588	81,727	961	245,353	1,549
		6,635	1,134,460	3,956	1,297,835	10,591
		576	63,524	787	227,252	1,363
		865	157,952	1,431	411,125	2,296
		527	62,406	478	131,875	1,005
		1,197	117,003	820	213,415	2,017
		126	24,093	276	81,016	402
		140	26,042	174	53,328	314
		649	102,409	872	328,555	1,521
		333	47,690	351	109,480	684
23,508	3,943,616	19,364	6,342,897	42,872		
広島	東南西北計	5,998	1,244,807	3,487	1,606,676	9,485
		1,832	381,741	1,784	699,221	3,616
		8,260	1,557,937	4,642	1,820,915	12,902
		7,385	1,118,516	5,244	1,398,315	12,629
		2,273	444,061	3,107	872,141	5,380
		1,030	197,364	849	244,541	1,879
		1,195	194,786	999	324,881	2,194
		2,094	320,741	1,528	530,710	3,622
		6,843	1,420,553	4,593	1,950,742	11,436
		1,445	236,146	1,103	344,543	2,548
		558	76,473	738	249,240	1,296
		172	28,776	374	101,712	546
		2,193	437,913	1,664	502,333	3,857
4,337	722,165	3,234	996,444	7,571		
2,364	342,252	2,458	638,736	4,822		
391	62,709	431	116,148	822		
48,370	8,786,940	36,235	12,397,298	84,605		
下宇山	関部口萩山府国門井狭計	8,875	1,278,375	4,168	1,210,899	13,043
		2,583	353,432	2,568	724,844	5,151
		2,448	359,658	1,986	566,868	4,434
		546	85,794	685	129,900	1,231
		3,998	576,203	2,433	699,832	6,431
		2,176	212,878	1,452	282,612	3,628
		2,818	448,166	1,658	467,201	4,476
		773	96,933	883	197,820	1,656
		349	42,023	611	105,910	960
		640	75,307	414	86,313	1,054
		568	90,024	561	228,657	1,129
		25,774	3,618,793	17,419	4,700,856	43,193
		局所掌分	15,466	22,381,176	3,030	8,097,508
全管計	126,978	41,162,749	89,451	35,849,096	216,429	

(注) 「(1) 滞納状況」を署別に示したものである。

況	整 理 の 状 況				署 名		
	整 理 滞 納		整 理 中 の 滞 納				
計	件 数	税 額	件 数	税 額			
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額			
千円	件	千円	件	千円			
1,700,646	2,417	967,620	4,233	733,026	鳥米倉島	取 県	取子吉計
1,654,093	2,679	966,889	4,091	687,204			
482,461	847	345,044	1,013	137,417			
3,837,200	5,943	2,279,553	9,337	1,557,647			
1,218,151	2,638	866,184	2,221	351,967	松		江田雲田田東郷計
468,064	981	332,384	895	135,680	浜		
647,168	2,002	552,606	592	94,562	出		
259,077	591	188,928	508	70,149	益	見 大	
123,010	401	94,068	167	28,942	石		
151,152	596	125,554	220	25,598	大		
38,939	121	29,500	50	9,439	西	根 県	
2,905,561	7,330	2,189,224	4,653	716,337	島		
2,611,177	4,389	1,506,370	6,057	1,104,807	岡	山 山 大	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
2,299,725	3,984	1,511,413	4,675	788,312	岡		
459,071	1,055	318,681	970	140,390	西		
327,080	976	242,506	573	84,574	児		
2,432,295	4,685	1,366,883	5,906	1,065,412	倉		
290,776	713	209,526	650	81,250	玉		
569,077	1,481	422,815	815	146,262	津		
194,281	572	136,355	433	57,926	玉		
330,418	781	204,358	1,236	126,060	笠		
105,109	323	92,013	79	13,096	高		
79,370	198	60,692	116	18,678	新		
430,964	787	331,629	734	99,335	瀬		
157,170	401	121,568	283	35,602	久	山 県	
10,286,513	20,345	6,524,809	22,527	3,761,704	岡		
2,851,483	3,423	1,639,809	6,062	1,211,674	広	島 島 島 呉	東南西北
1,080,962	1,869	740,833	1,747	340,129	広		
3,378,852	5,048	2,033,929	7,854	1,344,923	広		
2,516,831	6,060	1,630,162	6,569	886,669	広		
1,316,202	2,938	871,230	2,442	444,972			
441,905	830	256,945	1,049	184,960	竹		原原道山中次原条市田田計
519,667	1,085	337,125	1,109	182,542	三		
851,451	1,737	535,293	1,885	316,158	尾		
3,371,295	5,178	2,194,967	6,258	1,176,328	福		
580,689	1,164	379,716	1,384	200,973	府		
325,713	676	237,552	620	88,161	三		
130,488	328	99,531	218	30,957	庄		
940,246	1,496	494,155	2,361	446,091	西		
1,718,609	3,325	1,029,063	4,246	689,546	廿	日	
980,988	2,342	649,654	2,480	331,334	海		
178,857	429	121,800	393	57,057	吉		
21,184,238	37,928	13,251,764	46,677	7,932,474	広	島 県	
2,489,274	4,420	1,350,796	8,623	1,138,478	下		関部口
1,078,276	2,555	716,426	2,596	361,850	宇		
926,526	1,973	616,117	2,461	310,409	山		
215,694	518	148,139	713	67,555		菽	
1,276,035	2,332	702,759	4,099	573,276	徳		山府国
495,490	1,482	280,929	2,146	214,561	防		
915,367	1,691	497,717	2,785	417,650	岩		
294,753	983	220,459	673	74,294		光	
147,933	495	94,780	465	53,153	長		門井狭計
161,620	372	88,088	682	73,532	柳		
318,681	551	232,164	578	86,517	厚		
8,319,649	17,372	4,948,374	25,821	3,371,275	山	口 県	
30,478,684	3,979	9,239,593	14,517	21,239,091	局	所 掌	分
77,011,845	92,897	38,433,317	123,532	38,578,528	全	管	計

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 額		合 計
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	
	千円	千円	千円
平成12年度	130,258,299	2,355,561	132,613,860
13	128,316,446	2,427,797	130,744,242
14	141,460,246	2,788,956	144,249,203
15	145,490,622	-	145,490,622
16	139,032,154	-	139,032,154
源泉所得税	49,010,806	-	49,010,806
申告所得税	6,228,307	-	6,228,307
法人税	19,094,175	-	19,094,175
消費税及び地方消費税	61,690,527	-	61,690,527
その他諸税	3,008,339	-	3,008,339
還付金合計	139,032,154	-	139,032,154

調査期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日

用語の説明

- 1 「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのもので、「支払委託官分」とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものである。
 なお、平成15年度分からは支払委託官分の取扱いが廃止され支払命令官分のみとなった。
- 2 「消費税」とは、消費税と消費税及地方消費税の合計額である。

(注) 還付加算金を含む

19 国税振替納税

振替納税利用状況

区 分		要納付人員	左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者	利 用 率	振替納税で納付した者	振 替 率
		人	人	%	人	%
申告所得税	平成12年度	615,086	501,202	81.5	474,091	94.6
	13	597,073	482,058	80.7	454,718	94.3
	14	570,482	455,449	79.8	428,316	94.0
	15	560,628	438,347	78.2	412,599	94.1
	16	588,896	448,235	76.1	421,319	94.0
	第1期分 <small>(法定納期限平成16年8月2日)</small>	72,966	66,156	90.7	61,684	93.2
第2期分 <small>(法定納期限平成16年11月30日)</small>	72,702	65,929	90.7	60,930	92.4	
第3期分 <small>(法定納期限平成17年3月15日)</small>	443,228	316,150	71.3	298,705	94.5	
計 (延べ)	588,896	448,235	76.1	421,319	94.0	

(注) 「利用率」欄は、「要納付人員」に対する「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」の割合を示し、「振替率」欄は、「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」に対する「振替納税で納付した者」の割合を示す。

第V編 その他

20	不		服		審	査
21	訴		訟		事	件
22	直	接	国	税	犯	則
23	間	接	国	税	犯	則
24	税			理	事	士

20～24 その他

統計表を見るに当たって

20 不服審査

この統計表は、平成16年度における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、異議申立てと、審査請求とに分けて掲げたものである。

21 訴訟事件

この統計表は、平成16年度における賦課、徴収又は滞納処分に関連して、国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、国側被告事件（賦課又は徴収）と、国側原告事件（滞納処分）に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分による。

22 直接国税犯則事件

この統計表は、平成16年中の国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

23 間接国税犯則事件

この統計表は、平成16年度の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、検挙及び処理の状況、通告処分及び履行状況、酒税の違反行為別検挙の状況、消費税の違反行為別検挙件数に区分して掲げたものである。

24 税理士

この統計表は、平成17年3月末における税理士登録者数の状況を掲げたものである。

20 不服審査

(1) 異議申立て

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数			計 ①	みなす審査 請求件数 ②
	前年度未決 繰越件数	本年度に申立てた件数 処分に係るもの	本年度に申立てた件数 不作為に係るもの		
申告所得税	85	218	-	303	-
源泉所得税	1	9	-	10	1
法人税	21	43	-	64	-
相続税	5	16	-	21	-
贈与税	-	3	-	3	-
消費税	60	44	-	104	-
有価証券取引税	-	-	-	-	-
法人特別税等	-	-	-	-	-
地方消費税	54	44	-	98	-
その他	-	-	-	-	-
酒	-	-	-	-	-
徴収関係	1	26	-	27	-
計	227	403	-	630	1

(2) 審査請求

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数			計 ①
	前年度未決 繰越件数	本年度に申立てた件数 処分に係るもの	本年度に申立てた件数 みなす審査 請求件数 不作為に係るもの	
申告所得税	74	122	-	196
源泉所得税	2	2	-	5
法人税	47	37	-	84
相続税	2	2	-	4
贈与税	2	-	-	2
消費税	33	50	-	83
有価証券取引税	-	-	-	-
地価	-	-	-	-
法人特別税等	-	-	-	-
地方消費税	31	48	-	79
その他	-	1	-	1
酒	-	-	-	-
徴収関係	2	9	-	11
計	193	271	-	465

(1)・(2)共通

調査対象
調査期間

国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの
平成16年4月1日から平成17年3月31日
(注) 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについては1
事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と過少加算税を併せて異議申立てが
あった場合は、1件として掲げた。

用語の説明

- 1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
- 2 みなす審査請求とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。
- 3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。

本年度処理済件数									本年度未決
みなす 取下げ件数	取下げ 件数	却下 件数	棄却 件数	却全 部取消し 件数	一部 取消し 件数	一部 取消し 件数	変更 その他	計 ③	繰越件数 ①-②-③
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	27	3	164	8	34	-	-	236	67
-	2	-	4	1	1	-	-	8	1
-	2	1	45	-	1	-	-	49	15
-	5	-	9	-	-	-	-	14	7
-	-	-	1	-	-	-	-	1	2
-	7	-	70	-	4	-	-	81	23
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	7	-	70	-	4	-	-	81	17
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	9	7	9	-	-	-	-	25	2
-	59	11	372	9	44	-	-	495	134

本年度処理済件数									本年度未決
みなす 取下げ件数	取下げ 件数	却下 件数	棄却 件数	却全 部取消し 件数	一部 取消し 件数	一部 取消し 件数	変更 その他	計 ②	繰越件数 ①-②
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	26	-	46	-	13	-	-	85	111
-	2	-	-	-	-	-	-	2	3
-	11	2	17	1	13	-	-	44	40
-	-	-	-	1	-	-	-	1	3
-	-	-	2	-	-	-	-	2	-
-	3	-	20	2	-	-	-	25	58
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	3	-	20	-	-	-	-	23	56
-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	2	-	-	-	-	-	3	8
-	46	4	106	4	26	-	-	186	279

- 4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかったものをいう。
- 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。

21 訴訟事件

(1) 国側被告事件

区分			前年度 末係属 件数	事件 区分の 変更等 の調整 件数	本年度 提起 件数	本年度 終 結 件 数										本年度 末係属 件数	
						取 下 げ	却 下	国 側 勝	国 側 一 部 勝	国 側 敗 訴	差 戻 し	和 解	そ の 他	計			
第一 審	課 税 関 係	所得税	5	-	11	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2	14	
		法人税	3	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
		資産税	1	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2
		消費税	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
		酒税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	10	-	18	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	3	25	
	徴 収 関 係	行政事件	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
		執行停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		損害賠償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他民事		-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
簡易事件		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
合計	10	-	21	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	3	28		
控 訴 審	課 税 関 係	所得税	1	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2	
		法人税	-	-	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	-	
		資産税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		酒税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	1	-	6	-	-	4	-	-	-	-	-	-	4	3		
	徴 収 関 係	行政事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		執行停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		損害賠償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他民事		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
簡易事件		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	1	-	6	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	4	3		

調査対象 国税の賦課又は徴収に関する訴訟事件

調査期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日

(注) 件数は、訴状1通につき1件とした。控訴審又は上告審において、原告、被告双方から控訴又は上告した事件についても1件とした。

区 分			前年度 末係属 件 数	事 件 区分の 変更等 の調整 件 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 末係属 件 数
						取 下 げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差 戻 し	和 解	そ の 他	計		
上 告	課 税 関 係	所 得 税	2	-	1	-	-	2	1	-	-	-	-	3	-	
		法 人 税	4	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	1	
		資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		酒 税 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	6	-	1	-	-	5	1	-	-	-	-	6	1		
審 判 係	徴 収 関 係	行 政 事 件	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-		
	合 計	7	-	1	-	-	6	1	-	-	-	-	7	1		
審 級 別 合 計	課 税 関 係	所 得 税	8	-	14	-	1	4	1	-	-	-	-	6	16	
		法 人 税	7	-	7	-	-	6	-	-	-	-	-	6	8	
		資 産 税	1	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3	
		消 費 税	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
		酒 税 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	17	-	25	-	1	11	1	-	-	-	-	13	29		
合 計	徴 収 関 係	行 政 事 件	1	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		そ の 他 民 事	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	1	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3		
	合 計	18	-	28	-	1	12	1	-	-	-	-	14	32		

- 用語の説明
- 1 取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。
 - 2 却下とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため、不適法として排斥されたものをいう。
 - 3 差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審理をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。
 - 4 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

(2) 国側原告事件（徴収関係）

区 分	前年度 末係属 件数	事 件 区分の 変更等 の調整 件数	本年度 提 起 件数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 末係属 件数	
				取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差戻し	和 解	その他	計			
第 一 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	3	△ 1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	1
	そ の 他 民 事	-	1	2	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	-
	簡 易 支 払 督 促	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保 全 処 分	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
強 制 執 行	1	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	
そ の 他	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
計	4	-	8	3	-	4	-	-	-	-	-	3	10	2	
控 訴 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 支 払 督 促	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保 全 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 執 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上 告 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 支 払 督 促	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保 全 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 執 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
審 級 別 合 計	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	3	△ 1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	1
	そ の 他 民 事	-	1	2	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	-
	簡 易 支 払 督 促	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保 全 処 分	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
強 制 執 行	1	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	
そ の 他	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
計	4	-	8	3	-	4	-	-	-	-	-	3	10	2	

調査対象 国税滞納処分に関する訴訟事件
 調査期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

区 分	起 訴 事 件						
	前年からの 数	本年の 起訴件数	起訴件数の 合計	左 の 内 訳			
				有 罪	無 罪	公訴権消滅	未 決
申告所得税	×	×	3	3	-	-	-
法 人 税	3	×	×	3	-	-	×
そ の 他	-	×	×	-	-	-	×
合 計	×	×	9	6	-	-	3

調査期間 平成16年1月1日から平成16年12月31日

(注) 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 有罪に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科せられたものの人員	罰 金	
		人 員	金 額
		人 (社)	千円
申告所得税	3	×	3 23,000
法 人 税	3	×	3 61,000
そ の 他	-	-	-
合 計	6	4	6 84,000

調査期間 平成16年1月1日から平成16年12月31日

(注) 1 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(3) 犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税		そ の 他	
該当条項	件 数	該当条項	件 数	該当条項	件 数
第 238 条	外 3	第 159 条	外 ×	ほ脱犯規定	外 -
第 244 条	-	第 164 条	×	両罰規定	-
合 計	- 3	合 計	×	合 計	-

(注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数」の「有罪件数」欄の内書を示したものである。
2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒							
	免 許 者				非免許者		小 計	
	酒類等製造者		酒類販売業者		外	件	外	件
要 処 理 件 数 { 前年度からの繰越処理未済 検 処 理 件 数 { 通 告 処 分 告 発 { 収 税 官 吏 { そ の 他 { 問 処 分 { 知 処 分 { 告 発 { 処 分 前 公 訴 権 消 滅 本 年 度 未 処 理 未 済 件 数 犯 則 に 係 る 税 額 通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	件	外	件	外	件	外	件
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	石 油 ガ ス 税				石 油 石 炭 税			
	ほ 脱 犯		秩 序 犯		ほ 脱 犯		秩 序 犯	
	件	件	外	件	件	件	外	件
要 処 理 件 数 { 前年度からの繰越処理未済 検 処 理 件 数 { 通 告 処 分 告 発 { 収 税 官 吏 { そ の 他 { 問 処 分 { 知 処 分 { 告 発 { 処 分 前 公 訴 権 消 滅 本 年 度 未 処 理 未 済 件 数 犯 則 に 係 る 税 額 通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税							
	免 許 者				非 免 許 者		計	
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者		非 免 許 者		計	
	外	件	外	件	外	件	外	件
要 履 行 件 数 { 前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分 計	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数 { 通告不履行による告発 通告後公訴権消滅 通 告 履 行 計	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円

区 分	石 油 石 炭 税			た	
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	件
要 履 行 件 数 { 前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分 計	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数 { 通告不履行による告発 通告後公訴権消滅 通 告 履 行 計	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	千円	-	千円

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税		
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-

ば こ 税		合 計	
秩 序 犯	計		
件	件	外	件
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
千円	千円	-	千円
-	-	-	-

(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

区 分	免						許					
	酒 類 製 造 者			酒母、もろみ製造者			酒 類 卸 売 業 者					
	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額			
	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

揮 発 油 税		石 油 石 炭 税		石 油 ガ ス 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 27 条 第 1 項 第 1 号	-	第 24 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-
第 27 条 第 1 項 第 2 号	-	第 24 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-
第 28 条 第 1 号	-	第 25 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-
第 28 条 第 2 号	-	第 25 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-
第 28 条 第 3 号	-	第 26 条 第 1 号	-	第 29 条 第 3 号	-	第 30 条 第 1 号	-
第 29 条 第 1 号	-	第 26 条 第 2 号	-	第 30 条 第 1 号	-	第 30 条 第 2 号	-
第 29 条 第 2 号	-	第 26 条 第 3 号	-	第 30 条 第 2 号	-	第 30 条 第 3 号	-
第 29 条 第 3 号	-	第 26 条 第 4 号	-	第 30 条 第 3 号	-	第 30 条 第 4 号	-
第 29 条 第 4 号	-			第 30 条 第 4 号	-		
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

電 源 開 発 促 進 税		印 紙 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 13 条 第 1 項	-	第 22 条 第 1 項 第 1 号	-
第 14 条 第 1 号	-	第 22 条 第 1 項 第 2 号	-
第 14 条 第 2 号	-	第 23 条	-
第 14 条 第 3 号	-	第 24 条	-
		第 25 条 第 1 号	-
		第 25 条 第 2 号	-
		第 25 条 第 3 号	-
		第 25 条 第 4 号	-
		第 26 条 第 1 号	-
		第 26 条 第 2 号	-
合 計	-	合 計	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に示したものである。

者				非 免 許 者				計				左の計のうち密輸 入酒類に係るもの			
酒類小売業者															
件数	犯則	数量	税額	件数	犯則	数量	税額	件数	犯則	数量	税額	件数	犯則	数量	税額
件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

たばこ特別税		取引所税		航空機燃料税		地方道路税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
	件		件		件		件
第21条第1項第1号	-	第14条第1項	-	第20条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-
第21条第1項第2号	-	第15条第1号	-	第20条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-
第22条	-	第15条第2号	-	第21条第1号	-	第15条の2	-
				第21条第2号	-		
				第21条第3号	-		
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

24 税 理 士

税理士登録者数

区 分	弁 護 士	公 認 会 計 士	試 験 合 格 者	試 験 免 除 者	資 格 認 定 者	税 務 代 理 士	特 別 試 験 合 格 者	合 計
	人	人	人	人	人	人	人	人
平成 12 年度	7	160	1,092	500	16	14	1,238	3,027
13	7	155	1,105	542	13	12	1,180	3,014
14	7	150	1,116	583	11	10	1,124	3,001
15	6	151	1,111	645	9	6	1,066	2,994
16	7	153	1,120	705	7	6	994	2,992

調査時点 平成17年3月31日

用語の説明

- 1 試験合格者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が試験合格による者をいう。
- 2 試験免除者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が免除による者をいう。
- 3 資格認定者とは、税理士法施行（昭和26年7月15日）の際、国又は地方公共団体の職員である者で、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験委員の認定を受けた者をいう。
- 4 税務代理士とは、税務代理士の許可を受けた者をいう。
- 5 特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する者に対し行う特別の税理士試験に合格した者をいう。

付 録

- 1 所得税の控除及び税率の変遷
- 2 法人税の税率の変遷
- 3 酒類の税率の変遷
- 4 たばこの税率の変遷
- 5 平成16年度税制改正の要綱

1 所得税の控除及び税率の変遷

区分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	
所得控除	基礎控除	380,000円				
	配偶者控除	380,000円				
		年齢70歳以上の老人控除対象配偶者				
	特別控除	480,000円				
		同居している特別障害者である控除対象配偶者				
	所得控除	730,000円				
		同居している特別障害者である老人控除対象配偶者				
	所得控除	830,000円				
		(控除対象配偶者の所得要件: 合計所得金額38万円以下であること)				
	所得控除	配偶者特別控除	380,000円			
			合計所得金額が1,000万円以下の者について適用する 配偶者に所得がある場合の控除額の調整			
		配偶者特別控除	控除対象配偶者の場合	配偶者の所得	控 除 額	
				5万円未満	38万円	
配偶者特別控除			5～10万円未満	33万円		
			10～15万円未満	28万円		
配偶者特別控除			15～20万円未満	23万円		
			20～25万円未満	18万円		
配偶者特別控除			25～30万円未満	13万円		
			30～35万円未満	8万円		
配偶者特別控除			35～38万円未満	3万円		
			38万円	0円		
配偶者特別控除		控除対象配偶者以外の 配偶者の場合	配偶者の所得	控 除 額		
		38超～40万円未満	38万円			
配偶者特別控除		40～45万円未満	36万円			
		45～50万円未満	31万円			
配偶者特別控除		50～55万円未満	26万円			
		55～60万円未満	21万円			
配偶者特別控除		60～65万円未満	16万円			
		65～70万円未満	11万円			
配偶者特別控除		70～75万円未満	6万円			
		75～76万円未満	3万円			
配偶者特別控除		76万円以上	0円			
	所得控除	380,000円				
扶養控除		年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族				
		630,000円				
扶養控除		年齢70歳以上の老人扶養親族				
		480,000円				
扶養控除		ただし、老人扶養親族のうち同居している老親				
		580,000円				
扶養控除		同居している特別障害者である扶養親族				
		730,000円				
扶養控除		同居している特別障害者である特定扶養親族				
		980,000円				
扶養控除		同居している特別障害者である老人扶養親族(同居老親等以外の者)				
		830,000円				
扶養控除	同居している特別障害者である老人扶養親族(同居老親等)					
	930,000円					
(扶養親族の所得要件: 合計所得金額38万円以下であること)						

区 分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
所得 控除	障害者・ 老年者・ 寡婦・ 寡夫 及び 勤労学 生 控除	控除額(障害者、寡婦、寡夫、勤労学生)			
		270,000円			
		障害者のうち、特別障害者に該当する場合			
		400,000円			
		寡婦のうち、特定の寡婦に該当する場合			
	350,000円				
	老年者控除				
	500,000円				
	(所得要件等)				
	(1) 障害者 所得要件なし				
(2) 老年者 その年12月31日において65歳以上で、その年の合計所得金額が1,000万円以下の者					
(3) 寡婦(寡夫) 寡婦とは、次の者(老年者でない者に限る)					
1. 夫と死別・離婚しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、扶養親族又は、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者、扶養親族とされない者に限る)がある者					
2. 夫と死別しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者					
特定の寡婦とは、前記1に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る)					
寡夫とは、妻と死別・離婚しまだ再婚していない者又は妻が生死不明などの者で、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者、扶養親族とされない者に限る)があり、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る)					
(4) 勤労学生 勤労学生とは、学生、生徒等のうち、給与所得等の所得金額の合計が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者					
所得 控除	その 他の 所得 控除	(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、総所得金額等の合計額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、総所得金額等の合計額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額			
		(2) 医療費控除 支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く)のうち、総所得金額等の合計額の5%相当額と10万円のいずれか少ない方の金額を超える金額(最高200万円)			
		(3) 社会保険料控除 支払額の全額			
		(4) 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)及び心身障害者扶養共済制度の掛金支払額の全額			
		(5) 寄付金控除 国又は地方公共団体に対する寄付金 社会福祉への貢献、教育の振興等のためにした寄付金 政党その他一定の政治団体又は特別の公職の候補者に対する寄付金等について、寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額。			

区 分		平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
所得 の 所 控 除	そ の 他 の 所 得 控 除	(6) 生命保険料控除 $\left[\begin{array}{l} \text{一般の生命保険料の計の金額(A)を下の算式に当て} \\ \text{はめてそのAの金額を基に計算した金額} \\ \text{(最高5万円)} \end{array} \right]$ $+$ $\left[\begin{array}{l} \text{個人年金保険料の計の金額(B)を下の算式に当ては} \\ \text{めてそのBの金額を基に計算した金額} \\ \text{(最高5万円)} \end{array} \right]$ 25,000円までの場合 _____ A又はBの金額 25,000円を超え50,000円までの場合 _____ (A又はB)×1/2+12,500円 50,000円を超える場合 _____ (A又はB)×1/4+25,000円 (7) 損害保険料控除 家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料、医療費用保険料等 $\left[\begin{array}{l} \text{長期保険料の計の金額(A) (Aの金額が10,000円を} \\ \text{超える場合はA} \times 1/2 + 5,000\text{円)} \\ \text{(最高15,000円)} \end{array} \right]$ $+$ $\left[\begin{array}{l} \text{短期保険料の計の金額(B) (Bの金額が2,000円を超} \\ \text{える場合はB} \times 1/2 + 1,000\text{円)} \\ \text{(最高3,000円)} \end{array} \right]$ (最高限度額15,000円)				
	税 額 控 除	配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5% 証券投資信託の収益の分配については5% (課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%) ただし、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。				
控 除	外 国 税 控 除	外国の所得税を課せられた年分の所得税額のうち外国源泉の所得全体に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除枠に加え、また過去3年以内の控除未済額は当年で控除することを認める。				
	住 宅 借 入 金 等 控 除	新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6カ月以内に居住の用に供した場合のその住宅に係る借入金残高及び一定の増改築に係る借入金残高等を対象として算出した額を所得税額から控除する。 (年間の所得要件) 5,000万円以下 (控除期間) 15年間 10年間				
	政 党 等 寄 付 金 特 別 控 除	個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党・政治資金団体(「政党等」という)に対する献金(特定寄付金と合わせて所得金額の25%を限度)については、寄付金控除に代えて、次のいずれか少ない方の金額の税額控除を選択することができる。 ・ (その年中に支出した政党等に対する寄付金の合計額-1万円)×30% ・ 納税者の納付する所得税額の25%相当額				
の 他 の 特 別 控 除	(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額(最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算)を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税する。 (2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、五分五乗により分離課税する。					

区 分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
そ の 他	特別控除	(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 ② 分離課税 譲渡所得のうち、土地・建物等の譲渡については、譲渡益から一定の控除額を控除して分離課税する。 (4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額と特別控除額50万円とを控除し、その金額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。			
	給与所得控除	収入金額が180万円以下の場合 収入金額×40% (65万円に満たない場合は65万円) 収入金額が180万円を超え360万円以下の場合 収入金額×30%+18万円 収入金額が360万円を超え660万円以下の場合 収入金額×20%+54万円 収入金額が660万円を超え1,000万円以下の場合 収入金額×10%+120万円 収入金額が1,000万円超の場合 収入金額×5%+170万円			
の 専 従 者 の 特 別 控 除	給与所得控除	給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告によりその超える部分を控除することができる。			
	青色申告特別控除	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、届けた金額の範囲内で労働の提供の程度等からみて労働の対価として相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 500,000円[最高限度:事業所得等の金額/(1+事業専従者の数)]			
		配偶者の場合 860,000円[最高限度:事業所得等の金額/(1+事業専従者の数)]			
	除	青色申告特別控除 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、帳簿書類を備え付けてこれらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者			
		550,000円 (450,000円)			
		上記以外の青色申告者 100,000円			
	他	公的年金等控除 定額控除と定率控除の合計 定額控除 1,000,000円(65歳未満の者500,000円)			
定率控除 定額控除後の年金収入が 360万円以下の場合 720万円以下の場合 720万円を超える場合					
定額控除後の金額×25% (定額控除後の金額-360万円)×15%+90万円 (定額控除後の金額-720万円)×5%+144万円					
最低控除額 1,400,000円(65歳未満の者700,000円)					
税 率		330万円以下 10%			
	330万円超 900万円以下 20%				
	900万円超 1,800万円以下 30%				
	1,800万円超 37%				

2 法人税の税率の変遷

区 分	62. 4. 1以降終了	平元. 4. 1以降開始	2. 4. 1以降開始	10. 4. 1以降開始	11. 4. 1以降開始	
各事業年度の所得に対する税率	普通 基本税率	42%	40%	37.5%	34.5%	30%
		32%	35%			
	法人 軽減税率	年 8 0 0 万 円 以 下 (資本金1億円以下の法人のみ)				
		30%	29%	28%	25%	22%
	24%	26%				
	協同組合等	27%	27% 一定の協同組合等の 所得10億円超分30%	27%	25%	22%
		22%	25%			
	公益法人等	27%			25%	22%
	清算所得に対する税率	積立成る部分から	非 課 税 (積立金から成る部分については清算所得に対する法人税を課さない)			
		その他	37% 62. 4. 1以降の 解散又は合併 から適用	35.2% 元. 4. 1以降の 解散又は合併 から適用	33% 2. 4. 1以降の 解散又は合併 から適用	30.7%
協同組合等		24.8% 62. 4. 1以降の 解散又は合併 から適用			23.1%	20.5%
同族会社の積立金の留保金及び税率	資本金	資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額				
	基準所得	35%				
	基準額	年1,500万円				
	基準	各事業年度の留保取得金額から上記基準のうち、最も多い金額を控除した金額				
	年	3,000万円	以下	10%		
	年	3,000万円	超	15%		
	年	1億円	超	20%		
退職年金等積立金に対する税率	退職年金業務等を行う法人の退職年金等積立金の額の1%				非課税	

3 酒類の税率の変遷

区 分		昭和59. 5. 1以降		平成元. 4. 1以降		平4. 4. 1以降	平6. 5. 1以降
清 酒	特 級 (15度)	従量税 570,600円/kl	従価税 税率 150/100 (非課税限度額あり)	従量税 従価税廃止 (級別の廃止)		133,700円/kl	140,500円/kl
	一 級 (15度)	279,500円/kl	-	184,300円/kl			
	二 級 (15度)	107,900円/kl	-	117,000円/kl			
ビ ール		239,100円/kl	-	208,400円/kl			222,000円/kl

区 分		平成元.4.1以降	平成6.5.1以前	平成9.10.1以降	平成10.5.1以降	平成10.10.1以降
ウイスキー類 (40度)		982,300円/kl		551,000円/kl	409,000円/kl	
し よ う ち ゆ う	甲 類 (25度)	119,800円/kl	155,700円/kl	201,900円/kl	248,100円/kl	
	乙 類 (25度)	70,800円/kl	102,100円/kl	150,700円/kl		199,400円/kl

区 分		平成12.10.1以降
し よ う ち ゆ う	甲 類 (25度)	248,100円/kl
	乙 類 (25度)	

(注) WTOの勧告に基づく税率の改正を、平成9年10月1日から段階的に実施

4 たばこの税率の変遷

区 分		平成元. 4. 1以降	平成10. 12. 1以降	平成11. 5. 1以降	平成15. 7. 1以降
紙 卷 た ば こ	1,000本につき	3,126円	3,946円	3,536円	3,946円
パイプたばこ・葉巻たばこ	1,000gにつき	3,126円	3,946円	3,536円	3,946円
刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこ	1,000gにつき	1,563円	1,973円	1,768円	1,973円
旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき	1,484円	1,873円	1,678円	1,873円

(注) 平成10年12月1日たばこ特別税施行

平成 16 年度税制改正の要綱

〔平成 16 年 1 月 16 日
閣 議 決 定〕

最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、法人税制、国際課税等について適切な措置を講ずるとともに、年金税制について、年金制度改革に資する観点をも踏まえつつ、世代間及び世代内の公平を確保するための見直しを行う。併せて、地方分権を推進する観点から所要の措置を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 住宅・土地税制

1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

平成 16 年から平成 20 年までに居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成 16 年	10 年間	5,000 万円以下の部分	・ 1 年目から 10 年目まで 1 %
平成 17 年	同 上	4,000 万円以下の部分	・ 1 年目から 8 年目まで 1 % ・ 9 年目及び 10 年目 0.5 %
平成 18 年	同 上	3,000 万円以下の部分	・ 1 年目から 7 年目まで 1 % ・ 8 年目から 10 年目まで 0.5 %
平成 19 年	同 上	2,500 万円以下の部分	・ 1 年目から 6 年目まで 1 % ・ 7 年目から 10 年目まで 0.5 %
平成 20 年	同 上	2,000 万円以下の部分	・ 1 年目から 6 年目まで 1 % ・ 7 年目から 10 年目まで 0.5 %

2 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、その個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外した上、その適用期限を 3 年延長する。

(注) この特例については、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡資産の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認める。また、純損失の繰越控除制度及び純損失の繰戻し還付制度の純損失の金額には、当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないものとする。

3 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の創設

個人が、平成 16 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までの間にその有する家屋又は土地等でその年 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの当該個人の居住の用に供しているもの（以下「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（当該個人が当該譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限る。）において、当該譲渡の日の属する年に当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額についてその年の翌年以後 3 年以内の各年分（合計所得金額が 3,000 万円以下である年分に限る。）の総所得金額等からの繰越控除を認める。

(注1) 「譲渡資産に係る譲渡損失の金額」とは、譲渡資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。）のうち損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額をいう。

(注2) この特例については、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡資産の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認める。また、純損失の繰越控除制度及び純損失の繰戻し還付制度の純損失の金額には、当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないものとする。

4 特定の居住用財産の買換え等及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。

5 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。

6 土地、建物等の長期譲渡所得の課税の特例

(1) 長期譲渡所得の課税の特例について、土地、建物等を譲渡した場合の税率軽減の特例を廃止し、次のように税率を引き下げる。

(現 行 (特例措置))

特別控除後の譲渡益 20%

(改 正 案)

特別控除後の譲渡益 15%

(注) 上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。

① 次のように税率を引き下げる。

(現 行)

イ 特別控除後の譲渡益 4,000万円
以下の部分 15%
ロ 特別控除後の譲渡益 4,000万円
超の部分 20%

(改 正 案)

イ 譲渡益 2,000万円以下の部分 10%
ロ 譲渡益 2,000万円超の部分 15%

② 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除及び居住用財産の3,000万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しない。

(注) 上記①及び②の改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。

(3) 長期譲渡所得の100万円特別控除を廃止する。

(注) 上記の改正は、平成16年分以後の所得税について適用する。

7 土地、建物等の短期譲渡所得の課税の特例

短期譲渡所得の課税の特例について、次のように税率を引き下げる。

(現 行)

- 次のいずれか多い方の税額による。
- イ 譲渡益の 40%相当額
 - ロ 全額総合課税をした場合の上積税額の 110%相当額
- ただし、国等に対する譲渡については、次のいずれか多い方の税額による。
- イ 譲渡益の 20%相当額
 - ロ 全額総合課税をした場合の上積税額

(改 正 案)

- 次の税額による。
- ・ 譲渡益の 30%相当額
- ただし、国等に対する譲渡については、次の税額による。
- ・ 譲渡益の 15%相当額

(注) 上記の改正は、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。

8 土地、建物等の長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認めない。

(注) 上記の改正は、平成 16 年分以後の所得税について適用する。

9 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を 5 年延長する。

10 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の適用期限を 3 年延長する。

11 法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度について、適用停止措置の期限を 5 年延長する。なお、一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外）の適用期限も 5 年延長する。

12 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限を 3 年延長する。

13 密集市街地における防災街区整備事業等に資するため、以下の措置を講ずる。

(1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、次の措置を講ずる。

- ① 適用対象に、防災街区整備事業を行う施行者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（一定の土地等の譲渡に該当するものを除く。）を加える。
- ② 適用対象となる防災街区整備推進機構の行う土地の先行取得業務の範囲に、特定防災街区整備地区内の土地及び防災都市施設の整備の用に供するために必要な土地の取得等の業務を加える。

(2) 収用等の場合の 5,000 万円特別控除等の適用対象に、次の場合を加える。

- ① 資産につき防災街区整備事業が施行された場合において、明渡しに伴う一定の損失補償金を取得したとき又はその資産に係る権利変換により過小床不交付によって防災施設建築物の一部等が与えられないこと等に伴い一定の補償金を取得したとき若しくは防災施設建築物の一部等が与えられたとき等に交付される清算金を取得したとき
- ② 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 285 条において準用する都市計画法第 52 条の 4 第 1 項の規定に基づき、施行予定者が定められてい

- る防災都市計画施設の区域内の土地等が施行予定者に対する買取請求により買い取られ対価を取得する場合
- (3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用対象に、防災街区整備事業が施行された場合においてその資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利等を取得したときを加える。
 - (4) 特定土地区画整理事業等のための 2,000 万円特別控除の適用対象に、次の場合を加える。
 - ① 地方公共団体等が防災街区整備事業として行う公共施設の整備改善等に関する事業の用に供するため当該地方公共団体等に土地等が買い取られる場合
 - ② 都市計画法第 56 条第 1 項の規定に基づき、防災街区整備事業の事業予定地の土地等が、当該防災街区整備事業の事業認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合
 - (5) 特定住宅地造成事業等のための 1,500 万円特別控除の適用対象となる地方公共団体等が防災街区としての整備のために行う公共施設の整備等に関する事業の範囲に、特定防災街区整備地区内において行われる公共施設の整備等に関する事業を加える。
 - (6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、防災再開発促進地区内における防災街区整備権利移転等促進計画に基づく買換えを防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく買換えに改組する。
 - (7) 防災街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物に関する一定の登記について登録免許税を非課税とする措置を講ずる。
 - (8) 防災街区整備事業組合が作成する文書について印紙税を非課税とする措置を講ずる。
- 14 農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に係る経過措置について、適用対象者を見直した上、その適用期限を 3 年延長する。

二 中小企業関連税制

- 1 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を 15%（現行 20%）に引き下げる。

（注）上記の改正は、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用する。
- 2 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）について、次の措置を講ずる。
 - (1) 特定中小会社の範囲の拡大
適用対象となる特定中小会社の範囲に、次に掲げる株式会社を加える。
 - ① 内国法人のうち、その設立の日以後 10 年を経過していない中小企業者に該当するもので、投資事業組合契約に従って投資事業有限責任組合を通じて投資される等一定の要件を満たす株式会社
 - ② 内国法人のうち、その設立の日以後 10 年を経過していない中小企業者に該当するもので、証券業協会がその定める規則に従って指定をした銘柄（グリーンシート・エマージング区分）の株式を発行する等一定の要件を満たす株式会社

（注）上記①及び②の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に払込みにより取得する株式について適用する。
 - (2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる特定株式の譲渡期間等の要件緩和

- ① 上場等の日以後における譲渡については、譲渡の日において同日前3年超所有し、かつ、上場等の日以後3年内の譲渡（現行：上場等の日において同日前3年超所有し、かつ、上場等の日以後3年内の譲渡）をした場合をこの特例の対象とする。
 - ② 上場等の日以前の譲渡については、譲渡の日において同日前3年超所有し、かつ、一定の要件を満たした特定株式の譲渡をした場合をこの特例の対象に追加する。
（注）上記①及び②の改正は、平成16年4月1日以後に行う特定中小会社の特定株式の譲渡について適用する。
- 3 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例について、対象となる特定同族会社株式等の価額の上限を10億円（現行3億円）に引き上げる。
（注）上記の改正は、平成16年1月1日以後に相続又は遺贈（相続時精算課税に係る贈与を含む。）により取得する財産に係る相続税について適用する。
 - 4 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の創設
相続又は遺贈による財産の取得をした個人でその相続又は遺贈につき相続税があるものが、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間にその相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された上場株式等以外の株式（以下「非上場株式」という。）を当該非上場株式の発行会社に譲渡した場合について、次の措置を講ずる。
 - (1) 当該非上場株式の譲渡の対価として当該発行会社から交付を受けた金銭の額が当該発行会社の資本等の金額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、みなし配当課税を行わない。
 - (2) 上記(1)の適用を受ける金額について、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用する。
（注）上記(1)及び(2)の改正は、平成16年4月1日以後の相続等により取得した非上場株式を同日以後に譲渡する場合について適用する。
 - 5 欠損金の繰戻し還付の不適用制度について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額及び中小企業経営革新支援法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長する。
 - 6 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度の適用期限を2年（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置にあっては、平成17年4月13日まで）延長する。

三 金融・証券税制

- 1 公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における譲渡所得等の金額について、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の優遇税率（7%）を適用する。
（注）上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う公募株式投資信託の受益証券の譲渡による所得について適用する。
- 2 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等
 - (1) 特定口座内保管上場株式等の範囲に、公募株式投資信託の受益証券を加える。
（注）上記の改正は、平成16年4月1日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。なお、外国投資信託以外の公募株式投資信託については、同年10月1日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。

- (2) 特定口座の取扱者の範囲に、銀行、協同組織金融機関又は登録金融機関を加える。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に設定される特定口座について適用する。
- 3 公募株式投資信託の受益証券の譲渡による損失について、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象とする。
- 4 公募株式投資信託の受益証券の販売をする証券業者、銀行、協同組織金融機関、登録金融機関又は投資信託委託業者（以下「証券業者等」という。）が、顧客からの買取請求により公募株式投資信託の受益証券を買い取った場合において、当該受益証券が、その設定（追加設定を含む。）の際に当該顧客に取得され、その取得の時から社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の方法により管理されているときは、当該証券業者等が当該受益証券の買取りをした日又は同日の翌営業日の当該公募株式投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が所有していた期間に対応する部分については、一定の要件の下で、源泉徴収を行わないこととする。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に買い取った公募株式投資信託の終了又は一部の解約について適用する。
- 5 特定口座を開設する居住者等が出国をする場合において、その特定口座での上場株式等の出入れを行わないことその他一定の要件の下で、その者の帰国後にその特定口座の継続適用を認める。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に出国をする場合について適用する。
- 6 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を 15%（現行 20%）に引き下げる。（再掲）
(注) 上記の改正は、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用する。
- 7 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、次の措置を講ずる。
- (1) 転職者等の非課税継続適用期間を 2 年（現行 1 年）に延長する。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に離職等をした場合について適用する。
- (2) 公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る財形住宅（年金）非課税貯蓄契約につき目的外払出しをした場合における遡及課税について、上場株式等の配当等に係る優遇税率は適用しないものとする。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に目的外払出しの事実が生じた場合について適用する。
- 8 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、次の措置を講ずる。
- (1) 適用対象となる短期公社債の範囲に、外国法人が発行する振替外債で短期外債（いわゆる電子CP）に該当するものを加える。
- (2) 短期社債及び短期外債の譲渡及び償還等に係る支払調書制度等を整備する。
(注) 上記(1)の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に発行される短期外債について適用する。また、上記(2)の改正は、平成 18 年 4 月 1 日以後に発行される短期社債及び短期外債について適用する。
- (3) 適用対象となる特定振替記載等がされる特定短期公社債の範囲に、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる割引短期国債等を加えるとともに、譲渡に係る支払調書制度及び各人別帳簿制度の整備等を行う。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後の振替記載等について適用する。

四 法人税制

- 1 欠損金の繰越控除制度等について、次のとおり見直しを行う。
 - (1) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を7年（現行5年）に延長する。

（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用する。
 - (2) 帳簿書類の保存期間（現行5年又は7年）について、現行5年とされている帳簿書類の保存期間を7年に延長する。

（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に開始した事業年度に係る帳簿書類について適用する。
 - (3) 法人税に係る更正の期間制限について、次のとおり見直しを行う。
 - ① 欠損金額に係る更正の期間制限を7年（現行5年）に延長する。
 - ② 脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制限を5年（現行3年）に延長する。

（注）上記の改正のうち、①の改正は平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用し、②の改正は平成16年4月1日以後に法定申告期限等が到来する法人税について適用する。
- 2 連結納税制度を選択した法人に対する付加税（いわゆる連結付加税）は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 3 資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入制度について、繰越欠損金額から資本積立金額を控除しないこととする。

五 国際課税

- 1 日米租税条約の改正に関連して、次の措置を講ずる。
 - (1) 両国で課税上の取扱いが異なる事業体への条約の適用に関する措置
日米新租税条約（以下「新条約」という。）において、両国で課税上の取扱いが異なる事業体に対する条約の適用に関する規定が設けられたことを受けて、そのような事業体に対する条約の規定に基づくわが国の課税の取扱いを明確化するための措置を講ずる。
 - (2) 特典制限条項の適用に関する措置
新条約において、条約相手国以外の国の居住者による条約の濫用を防止するため、所定の要件を満たした条約相手国の居住者に対してのみ条約の特典を付与する規定（特典制限条項）が設けられたことを受けて、次の措置を講ずる。
 - ① 特典制限条項のある条約の適用を受けようとする場合には、特典制限条項に関する事項等を記載した条約届出書にこれらに関する書類等を添付して、税務署長に提出するものとする。
 - ② 特典制限条項のある条約に定められた適格性に関する権限ある当局の認定を受けようとする場合には、認定に係る要件に関する事項等を記載した申請書にその要件に関する書類等を添付して、国税庁長官に提出するものとする。
 - ③ その他条約の適用手続について、所要の措置を講ずる。

- (3) その他の所得条項で規定する独立企業間価格超過額の取扱いに関する措置
新条約において、その他の所得の金額が独立企業間価格を超えるときにおける限度税率による課税規定が設けられたことを受けて、このような場合に限度税率により課税を行うために必要な規定の整備を行う。
- (4) 新条約適用開始後における旧条約適用に関する経過措置
新条約において、新条約が適用される租税に関し、1年間に限り、旧条約の選択適用を認める規定が設けられたことを受けて、新条約の適用開始後においてもなお旧条約の適用を受けるために必要な規定の整備を行う。
- (5) 移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法の整備
新条約において、両国間で、移転価格課税事案についてOECD移転価格ガイドラインに従ってその問題解決を図ることとされたことに併せて、移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法に、OECD移転価格ガイドラインにおいて認められている取引単位営業利益法を追加する。
(日米租税条約の改正に関連する措置の詳細については、別紙のとおり。)
- 2 国内に恒久的施設を有する非居住者・外国法人の受ける一定の国内源泉所得に係る源泉徴収の免除手続を、証明書の提出方式から証明書の提示方式に改める。これに伴い、外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例を廃止する。
(注) 上記の改正は、平成16年7月1日以後に支払を受けるべき国内源泉所得について適用する。
- 3 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（いわゆる過少資本税制）について、その適用要件として3倍基準に代えて類似法人基準を用いる場合には、類似法人の過去3年内のいずれかの事業年度の総負債の純資産に対する比率を用いることができるものとする。
(注) 上記の改正は、平成16年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。
- 4 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、適用対象となる特定振替記載等がされる特定短期公社債の範囲に、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる割引短期国債等を加えるとともに、譲渡に係る支払調書制度及び各人別帳簿制度の整備等を行う。（再掲）
(注) 上記の改正は、平成16年4月1日以後の振替記載等について適用する。
- 5 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 6 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 7 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例の適用期限を2年延長する。

六 年金税制

- 1 公的年金等控除及び老年者控除
- (1) 公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の者に対して上乘せされている措置を廃止する。
- (2) 老年者控除を廃止する。
- (3) 老年者特別加算として年齢65歳以上の者の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置を講ずる。
(注) 上記(1)から(3)までの改正は、平成17年分以後の所得税について適用する。
- 2 公的年金等に係る源泉徴収

- (1) 上記1の改正に伴い、特定公的年金等に係る源泉徴収について、特定公的年金等の支払額からの控除額等の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、平成17年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

- (2) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の規定による特例年金に係る源泉徴収の方法の整備を図る。

(注) 上記の改正は、平成16年6月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

3 確定拠出年金制度

- (1) 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

	(現 行)	(改正案)
① 企業型		
イ 他の企業年金がない場合	月額3.6万円	月額4.6万円
ロ 他の企業年金がある場合	月額1.8万円	月額2.3万円
② 個人型		
・ 企業年金がない場合	月額1.5万円	月額1.8万円

- (2) 少額資産の場合の中途引出し要件の緩和を図る。

七 地方分権の推進

国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、それまでの間の暫定措置として、平成16年度において所得譲与税(仮称)を創設し、所得税の税収の一部を地方へ譲与する。

所得譲与税による平成16年度の税源移譲額は4,249億円とし、人口を基準として都道府県及び市区町村へ譲与する。

八 その他

1 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 公害防止用設備の特別償却制度について、次のとおり見直しを行う。

- ① 一般公害防止用設備について、対象設備から産業廃棄物処理用設備のうち鋳物廃砂処理装置を除外した上、適用期限を1年又は2年延長する。
- ② 家畜排せつ物処理・保管用施設について、対象者を家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の規定による指導及び助言を受けていないこと等の要件を満たす者とした上、その適用期限を平成18年3月31日まで延長する。
- ③ 脱特定物質対応型設備について、冷凍冷蔵関連装置のうち冷凍陳列棚の品温要件を緩和するほか、対象設備を見直した上、その適用期限を2年延長する。

- (2) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度における奄美群島に係る措置について、対象事業に農林水産物又は農林水産物の加工品を店舗において販売する事業を加えるとともに、対象事業からソフトウェア業を除外した上、その適用期限を2年延長する。

- (3) 特定再開発建築物等の割増償却制度における雨水貯留・利用浸透施設に係る措置について、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域における対象施設の範囲を見直した上、その適用要件を緩和する。

- (4) 保険会社等の異常危険準備金制度について、次のとおり見直しを行う。

- ① 対象となる共済に地震災害を保障する火災共済を加える。

- ② 火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用期限を3年延長する。
- (5) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金に米穀安定供給確保支援機構が行う集荷円滑化対策業務に係る負担金を加えるほか、高度な技術を開発し又は利用する工業の開発に資するための業務に係る負担金を除外する。
- (6) 銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例について、対象となる銀行持株会社等と発行金融機関等との関係を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- (7) 受取配当等の益金不算入制度について、損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る。）から支払われる利子を負債利子控除の対象から除外する措置を5年間の租税特別措置として創設する。
- (8) 不動産投資法人が特定目的会社の特定資産を取得するためその特定目的会社が発行する優先出資証券のすべてを取得した場合には、一定の要件の下、その優先出資証券について、不動産投資法人の支払配当の損金算入要件である他の法人の発行済株式又は出資の総数の100分の50以上を有していないこととの要件を適用しないこととするとともに、その取得した優先出資証券に係る利益の配当について不動産投資法人で課税する。
- (9) 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用対象に、預金保険法第102条第1項第1号の措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による銀行等が発行する株式の引受けに伴い、銀行等が資本の増加の登記を受ける場合を加える。
- (10) 特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税措置について、対象範囲につき輸入石油化学製品製造用灯油及び軽油を加える等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- (11) 国産石油化学製品製造用揮発油に係る石油石炭税の還付措置について、対象範囲に国産石油化学製品製造用灯油及び軽油を加えた上、その適用期限を2年延長する。
- 2 その他の租税特別措置の改正
- 租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。
- (1) 廃止
- 次に掲げる特別措置を廃止する。
- ① 特定余暇利用施設の特別償却
- ② 特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却
- ③ 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却
- ④ 産業活力再生特別措置法、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る欠損金の繰越期間の特例
- ⑤ 国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減
- ⑥ 特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減
- ⑦ 沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例
- (2) 縮減等
- ① 税額控除等

- イ 増加試験研究費等の特別税額控除制度について、対象となる試験研究費の範囲から中小企業経営革新支援法の組合等又は特定組合等（沖縄振興特別措置法の特定組合等を除く。）に対する負担金を除外する。
 - ロ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備を見直した上、その適用期限を2年延長する。
 - ハ 中小企業投資促進税制について、器具備品の取得価額の最低限度を120万円（現行100万円）に、リース費用総額の最低限度を160万円（現行140万円）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
 - ニ 中小企業等基盤強化税制について、飲食店業を営む法人の対象設備の見直しを行う。
 - ホ 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、対象法人から出資総額1億円超の法人を除外する。
- ② 特別償却
- イ 電線類地中化設備の特別償却制度について、対象設備を見直した上、その適用期限を2年延長する。
 - ロ 航空機の特別償却制度について、最大離陸重量が140トン未満の航空機を除外するとともに、償却割合を100分の5（現行100分の8）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
 - ハ 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に係る措置の建物等の償却割合を100分の7（現行100分の8）に引き下げる。
 - ニ 商業施設等の特別償却制度について、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の認定特定事業者に係る措置を除外した上、その適用期限を2年延長する。
 - ホ 再商品化設備等の特別償却制度について、特定家庭用機器廃棄物再生処理装置等を除外するとともに、食品循環資源再生利用設備につき基準取得価額要件（取得価額の100分の75相当額）を設けた上、その適用期限を2年延長する。
 - へ 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度について、タクシーに係る基準取得価額を取得価額の100分の20相当額（現行100分の25相当額）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
 - ト 農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却制度について、林業経営改善計画に係る措置を除外した上、共同改善計画に係る措置の適用期限を2年延長する。
 - チ 優良賃貸住宅等の割増償却制度について、対象となる賃貸住宅から都心共同住宅を除外するとともに、特定優良賃貸住宅の割増率を、耐用年数35年以上であるものにあっては100分の28（現行100分の40）に、耐用年数35年未満であるものにあっては100分の21（現行100分の30）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
 - リ 倉庫用建物等の割増償却制度について、対象となる倉庫の機能要件の見直しを行うとともに、割増率を100分の10（現行100分の12）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
 - ヌ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度について、対象となる負担金の範囲から中小企業経営革新支援法の組合等又は特定組合等（沖縄振興特別措置法の特定組合等を除く。）に対する負担金を除外する。

③ 準備金等

- イ 海外投資等損失準備金制度について、資源開発事業法人が行うことができる資源開発事業等及び資源探鉱事業法人が行うことができる事業の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- ロ 特定都市鉄道整備準備金制度について、累積限度額を工事費の額の2分の1相当額から5分の2相当額に引き下げた上、平成17年9月30日までに認定された特定都市鉄道整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事につき適用することとする。
- ハ ガス熱量変更準備金制度について、対象事業者から除外する大規模事業者の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- ニ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例について、対象となる組合の範囲から中小企業経営革新支援法の組合等又は特定組合等（沖縄振興特別措置法の特定組合等を除く。）を除外する。

④ 登録免許税の特例

- イ 漁業経営改善計画を実施する漁業者が取得する漁船の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、漁船の所有権の移転登記の軽減税率を1,000分の18（現行1,000分の14）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- ロ 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所有権の保存登記及び抵当権の設定登記の軽減税率を1,000分の2（現行1,000分の1.5）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(3) 適用期限の延長

- ① 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年延長する。
- ② 次に掲げる特別措置の適用期限を3年延長する。
 - イ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金
 - ロ 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例
- ③ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- ④ 欠損金の繰戻し還付の不適用制度の適用期限を2年延長する。
- ⑤ 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。
 - イ 漁業経営改善計画を実施する者の漁船の割増償却
 - ロ 金属鉱業等鉱害防止準備金
 - ハ 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金
 - ニ マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税
 - ホ 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
 - ヘ 農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減
 - ト 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減
 - チ 卸売市場法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減

リ 特定目的会社（SPC）が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減

ヌ 国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付

⑥ 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

イ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例

ロ 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例

ハ 約束手形に係る印紙税の税率等の特例（コマーシャル・ペーパーの税率の軽減）

3 その他

(1) 寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に次の業務を行う地方独立行政法人を加えるとともに、公立大学法人に対する寄附金及び相続財産の贈与については国立大学法人と同様の扱いとする。

① 試験研究を行うこと。

② 病院事業を経営すること。

③ 社会福祉事業を経営すること。

④ 介護老人保健施設の設置及び管理を行うこと。

(2) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度の適用対象となる地方独立行政法人（上記(1)に掲げる業務を行うものに限るものとし、公立大学法人を含む。）に対する財産の贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）については、国税庁長官の承認の要件のうち、当該贈与等が公益の増進に著しく寄与すること及び当該贈与等により贈与者又は遺贈者の所得税等を不当に減少させる結果とならないことを不要とする。

(3) 交通用具使用者の通勤手当について、通勤距離が片道45km以上の者の1月当たりの非課税限度額を次のように引き上げる。

(現 行)		(改 正 案)	
片道35km以上	20,900円	片道35km以上	20,900円
	ただし、その運賃相当額が20,900円超の場合は運賃相当額（100,000円を限度）	45km未満	ただし、その運賃相当額が20,900円超の場合は運賃相当額（100,000円を限度）
		片道45km以上	
			ただし、その運賃相当額が24,500円超の場合は運賃相当額（100,000円を限度）

(注) 上記の改正は、平成16年4月1日以後に受けるべき通勤手当について適用する。

(4) 所得税法等の規定による本人確認の際に提示する確認書類の範囲に、一定の住民基本台帳カード等を追加する。

(注) 上記の改正は、平成16年4月1日以後の告知又は告知書の提出の際に提示する確認書類について適用する。

- (5) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額を65万円（現行55万円）に引き上げる。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置は、廃止する。

（注）上記の改正は、平成17年分以後の所得税について適用する。

- (6) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく医療を加えるとともに、同法に基づく医療を消費税が非課税とされる療養、医療等の範囲に加える。

- (7) 連結納税制度における投資簿価修正について、その修正事由から連結グループ内の適格合併等を除外する。

- (8) 公益法人等の収益事業に係る課税について、米穀安定供給確保支援機構が行う集荷円滑化対策業務及び債務保証業務を収益事業の範囲から除外するとともに、医療保健業の範囲の整備を行う。

- (9) りんご樹の耐用年数（現行27年）について、わい化りんご樹にあつては20年、その他のりんご樹にあつては29年とする。

- (10) 信託業法の改正に伴い、次の措置を講ずる。

① 外国法人である信託会社が受託する一定の信託が国内において支払を受ける一定の利子等又は配当等については、内国法人である信託会社が受託する場合と同様に、所得税の源泉徴収を行わない。

② 特定信託の受託者である外国法人に対しては、特定信託の受託者である内国法人と同様に、その特定信託の各計算期間の所得について、法人税を課す。

③ 信託受益権の譲渡対価の受領者の告知及び居住者等の信託受益権の譲渡対価に関する調書制度の整備を行う。

④ 外国の信託会社の免許等について、登録免許税の整備を行う。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

- (11) 都市基盤整備公団が独立行政法人都市再生機構に改組されることに伴い、次の措置を講ずる。

① 独立行政法人都市再生機構が都市基盤整備公団から承継した業務のうち国土交通大臣の認可を受けた計画（以下「認可計画」という。）に係る業務が施行される場合において、当該認可計画の施行区域内の都市計画施設の用に供される土地等を有する個人又は法人が、平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間に、当該認可計画に従って、当該土地等と当該機構の当該認可計画の施行区域内にある事業用地との交換をしたときは、一定の要件の下で、課税の繰延べの特例を認める。

② 認可計画に基づき、都市計画施設の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間に当該土地との交換により独立行政法人都市再生機構が有する土地を取得した場合における所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の8（平成19年7月1日から平成21年6月30日までの間に取得する土地について行う所有権の移転登記については、1,000分の10）（本則1,000分の20）に軽減する。

- 4 その他所要の税制の整備を行う。

（備考）

以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表)

平成16年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
1 住宅・土地税制		
(1) 住宅ローン減税の見直し	△ 2,110	△ 40
(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の拡充	△ 20	-
計	△ 2,130	△ 40
2 中小企業関連税制		
取引相場のない株式等の相続税の課税価格の計算の特例の拡充	△ 20	△ 10
3 法人税制		
(1) 欠損金の繰越期間の延長	△ 1,270	-
(2) 連結付加税の廃止	△ 650	△ 530
計	△ 1,920	△ 530
4 年金税制		
(1) 公的年金等控除の見直し	1,160	190
(2) 老年者控除の廃止	1,240	210
(3) 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	△ 120	△ 10
計	2,280	390
5 その他		
(1) 企業関係租税特別措置の整理合理化	120	100
(2) 青色申告特別控除の見直し	△ 10	-
計	110	100
小 計	△ 1,680	△ 90
6 税源移譲		
所得譲与税(仮称)の創設に伴う減収	△ 4,250	△ 4,250
一般会計分 計	△ 5,930	△ 4,340

(注) 1. 上表の計数については、10億円未満四捨五入によっている。

2. 住宅ローン減税の見直しによる平年度減収額は、平成16年から20年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収額の平均と改正前の制度(16年中に居住の用に供する場合に適用される制度)を適用した場合の減収額との差額を計上している。

3. 所得譲与税(仮称)の創設に伴う交付税及び譲与税配付金特別会計の増収額は4,249億円である。

別紙 日米租税条約の改正に関連する措置

1 両国で課税上の取扱いが異なる事業体への条約の適用に関する措置

日米新租税条約（以下「新条約」という。）において、両国で課税上の取扱いが異なる事業体に対する条約の適用に関する規定が設けられたことを受けて、そのような事業体に対する条約の規定に基づくわが国の課税の取扱いを明確化するための措置を講ずる。

(1) わが国において取得される所得に関し、わが国において条約相手国の事業体が納税義務者とされ、条約相手国において事業体の構成員が納税義務者とされる場合

条約相手国の事業体によってわが国において取得される所得に関し、わが国においてその事業体が納税義務者とされるのに対し、条約相手国においてはその事業体の構成員が納税義務者とされる場合には、事業体が取得する所得について、事業体及び構成員に関する事項を記載した条約届出書の提出等一定の要件の下で、その構成員のうち条約相手国の居住者である者が支払を受けるものとして取り扱われる部分に限り、条約の規定（その居住者が支払を受けるものとした場合において適用される規定に限る。）を適用することができるものとする。

(2) わが国において取得される所得に関し、わが国において条約相手国の事業体の構成員が納税義務者とされ、条約相手国において事業体が納税義務者とされる場合

条約相手国の事業体によってわが国において取得される所得に関し、わが国においてその事業体の構成員が納税義務者とされるのに対し、条約相手国においてはその事業体が納税義務者とされる場合には、構成員が取得する所得に係る源泉徴収税率について、構成員及び事業体に関する事項を記載した条約届出書の提出等一定の要件の下で、条約の規定（その事業体が支払を受けるものとした場合において適用される規定に限る。）を適用することができるものとする。また、その構成員が条約相手国の居住者である場合には、その所得に係る納税義務についても、その事業体が支払を受けるものとした場合において適用される条約の規定を適用することができるものとする。

(3) 条約相手国以外の国の事業体によってわが国において取得される所得に関し、わが国において事業体が納税義務者とされ、事業体の構成員の居住地国（条約相手国）において構成員が納税義務者とされる場合

条約相手国以外の国（以下「第三国」という。）の事業体によってわが国において取得される所得に関し、わが国においてその第三国の事業体が納税義務者とされるのに対し、条約相手国においてはその第三国の事業体の構成員が納税義務者とされる場合には、第三国の事業体が取得する所得について、事業体及び構成員に関する事項を記載した条約届出書の提出等一定の要件の下で、その構成員のうち条約相手国の居住者である者が支払を受けるものとして取り扱われる部分に限り、条約の規定（その居住者が支払を受けるものとした場合において適用される規定に限る。）を適用することができるものとする。

(4) その他所要の措置を講ずる。

2 特典制限条項の適用に関する措置

新条約において、条約相手国以外の国の居住者による条約の濫用を防止するため、所定の要件を満たした条約相手国の居住者に対してのみ条約の特典を付与する規定（特典制限条項）が設けられたことを受けて、次の措置を講ずる。

(1) 特典制限条項のある条約の適用手続の整備（条約届出書の記載事項の追加及び所定の要件の確認に関する措置等）

- ① わが国において取得する源泉徴収に係る所得に関し特典制限条項のある条約の適用を受けようとする条約相手国の居住者である個人又は法人その他の団体は、条約の適用を受ける際、その者の氏名及び住所等の居住に関する事項、その所得に関する事項などに加えて、特典制限条項の要件に関する事項、条約相手国の納税者番号等を記載した条約届出書に、その要件に関する書類及び居住者証明を添付して、源泉徴収義務者を経由して税務署長に提出しなければならないものとする。
- ただし、その提出日前の一定期間内に条約届出書を提出している等一定の場合には、一定の要件の下、条約届出書及び添付書類の提出を省略することができるものとする。
- ② 申告納税に係る所得に関し特典制限条項のある条約の適用を受ける際にも、上記①の事項等を記載した条約届出書に、上記①の書類等を添付して、税務署長に提出しなければならないものとする。
- ただし、その提出日前の一定期間内に条約届出書を提出している場合には、一定の要件の下、上記の書類等の添付を省略することができるものとする。
- (2) 条約相手国の居住者の適格性に関する権限ある当局の認定に係る措置
- わが国において所得を取得する条約相手国の居住者が、特典制限条項に定められている一定の要件を満たさない場合においても、権限ある当局が認定をするときにはその居住者又はその所得につき条約の特典を受けることができる規定が設けられたことに伴い、権限ある当局の認定について、次の措置を講ずる。
- ① わが国において所得を取得する条約相手国の居住者である法人その他の団体が、特典制限条項のある条約に定められた適格性に関する権限ある当局の認定を受けようとする場合には、その者の名称及び所在地等の居住に関する事項、認定を受ける事情などを記載した申請書に、その者の居住者証明及びその事情に関する書類等を添付の上、国税庁長官に提出しなければならないものとする。
- ② その他所要の措置を講ずる。
- (3) その他条約の適用手続について、所要の措置を講ずる。
- 3 その他所得条項で規定する独立企業間価格超過額の取扱いに関する措置
- 新条約において、「その他の所得（条約上他の条項の適用がない所得）」の金額が独立企業間価格（注）を超えるときは、その超過額に対して源泉地国において5%（限度税率）を超えない額の租税を課することができる規定が設けられたことを受けて、その超過額に対して条約に定める限度税率により課税を行うために必要な規定の整備を行う。
- （注）独立企業間価格とは、その所得の支払者と受益者との間に特別な関係がないとしたならば合意したとみられる額をいう。
- 4 新条約適用開始後における旧条約適用に関する経過措置
- 新条約において、新条約が適用される租税に関し、旧条約により認められる特典が新条約により認められる特典に比して有利な者については、その者の選択により、新条約の適用開始時から1年間に限り、引き続き旧条約の適用を認める規定が設けられたことを受けて、新条約の適用開始後においてもなお旧条約の適用を受けるために必要な規定の整備を行う。
- 5 移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法の整備
- 新条約において、両国間で、移転価格課税事案についてOECD移転価格ガイドラインに従ってその問題解決を図ることとされたことに併せて、移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法に、OECD移転価格ガイドラインにおいて認められている取引単位営業利益法を追加する。

平成 18 年 6 月 発行

広島国税局

総務部企画課

広島市中区上八丁堀 6 番 30 号

電話 (082) 221-9211

内線 3662・3663
